

ISSN 1345—7861

国際関係研究

第34巻第1号

平成25年10月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国際関係研究

第34巻第1号 平成25年10月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国際関係研究

第34巻第1号 平成25年10月

目次

論文

- 詐欺・強迫規定の起草過程……………小野健太郎 …… 1
- 人の移動規制と州権
—南北戦争前のアメリカを中心に—……………加藤洋子 …… 17
- ペティ租税論の実践的性格
—国富の増進—……………吉田克己 …… 31
- 古典派の貿易論……………小林通 …… 39
- 『北極環境保護戦略 (AEPS)』とフィンランドの外交イニシアティブ……………大西富士夫 …… 49
- 黄興と宮崎滔天の関係
—辛亥革命における宮崎滔天と家族の役割—……………井上桂子 …… 59
- ネイティブ・アメリカンと貧困……………武井勲 …… 67
- サルヴァートル・アダモの“Tombe la neige”
—アダモ私論1:「白と黒の心象詩」に関する考察— ……石渡利康 …… 77
- Motivational Differences for Students Learning Languages ……Hideyuki KUMAKI …… 87

資料

- Anthropological Study of Folk Medical Practices
in the Multi-ethnic Settings of North Sumatra, Indonesia ……Masanori YOSHIDA …… 97

詐欺・強迫規定の起草過程

小野 健太郎

Kentaro Ono. Drafting process of Article 96 of Civil Code. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 1. October 2013. pp. 1 – 15.

In order to clarify the meaning of Article 96 of Civil Code, I investigated the enactment process of the Meiji era of fraud regulation in Japan, and duress regulation. Unlike present Civil Code, it became clear that there are eight regulations about duress were existed. A contract formed by duress can assert an invalid petition or apply to the Court for the avoidance of the contract. The declaration of intention induced by fraud may also be avoided. However, the petition of avoidance by this fraud was a special system at the previous Civil Code. The voidable effect cannot be asserted for a third person. Therefore, the effect of avoidance in those cases of fraud is the same meaning the claim of the reparations to a fraud person. Fraud regulation and duress regulation are specified in Article 96 of Civil Code. However, they should divide and be defined separately. By examination of formation process, it became clear that it is not necessary to specify them in the same article.

To clarify the meaning of fraud regulation and duress regulation, I want to investigate the judicial precedent about these regulations by the next research.

1. はじめに

民法96条は、詐欺・強迫による意思表示について規定している。これを「瑕疵ある意思表示」という。これは、内心の効果意思と表示行為との間に不一致が生じたのではなく、動機（意思決定）に他人の違法行為が作用した場合に、その意思表示を取消しうる行為とした点に特色があると解されている。

詐欺は、何らかの方法（欺罔行為）により、他人を錯誤に陥れ、それによって意思表示をさせることをいう。ある意思表示が詐欺によってなされたものと認められるためには、次の四つの要件が必要とされている。①詐欺をする者（欺罔者）において、他人を錯誤に陥らせ、その結果、他人に意思表示をさせようとする故意が存在すること（二重の故意）。②欺罔行為（欺罔の意思が具体的に現われる行為）が存在すること。③欺罔行為の結果、その他人が錯誤に陥り、その他人が意思表示をすること。④欺罔行為に違法性があること。被欺罔者が意思表示の取消を主張するためには、これらすべての要件を主張・立証する必要があることか

ら、その取消の主張はかなり難しいと解されている。

他方、強迫による意思表示の取消が認められるためには、詐欺の場合と同様に、二重の故意が必要となる。つまり、相手方を「畏怖」させる意思と、その畏怖状態を利用して一定の意思表示をさせようとする故意が必要であり、被強迫者がこれらの要件を主張・立証することが必要であると解されているため、この規定の適用も容易でない。

表意者は、強迫による意思表示を取り消すことができるが（96条1項、120条）、ただし、詐欺の場合と異なり、「第三者が強迫」をした場合でも、表意者は、相手方の善意に関係なく、強迫を理由として意思表示を取り消すことができる（96条2項の反対解釈）。また、強迫の場合、表意者は、強迫による意思表示の取消しを、善意の第三者に対抗することができる（96条3項の反対解釈）。

このように、詐欺・強迫は、同一条文で規定されているものの、その効果は異なる。そこで、そもそも「なぜ同一の条文で規定されているのか」という根本的な疑問が生じる。本稿では、現行民法96条が形成されるまでの起草過程をたどること

により、詐欺・強迫規定の基礎的研究の出発点としたい¹。考察対象として、民法の立法過程を知るうえでの代表的な資料である『ボワソナード氏起稿再閱修正民法草案註釈』『法律取調委員會民法草案財産編人權ノ部議事筆記』『日本民法義解』『法典調査會民法主査會議事速記録』『法典調査會民法總會議事速記録』などを順次検討していく。

2. ボワソナード氏起稿再閱修正民法草案註釈

まず、旧民法の草案者であるボアソナードの民法草案から検討する。

第833條 欺詐ハ承諾ノ廢滅又ハ其瑕疵トスルコトヲ得ス但前三條ニ定メタル錯誤ヲ生スルトキハ此限ニ在ラス
其他ノ場合ニ於テハ欺詐ハ其行ヒタル者ニ對シ単ニ損害賠償ノ訴權ヲ生ス
然レトモ結約者ノ一方躬ラ欺詐ヲ行ヒ一方ノ者若シ其詐術ナクハ結約セサルヘキ事情アリシトキハ被欺者ハ要償ノ名義ヲ以テ合意ノ取消ヲ求メ且損害アリシトキハ其賠償ヲ求ムルコトヲ得
此場合ニ於ル合意ノ取消ハ善意ナル第三ノ人ヲ害スルコトヲ得ス

1) 本条は、フランス法と大いに異なる「一大新制按」を示したものであるとする。

詐欺は、ただ「欺詐タルノミニテハ承諾ノ瑕疵」とはならない。詐欺それ自体は、損害の賠償を生ずべき所為に過ぎないと解したからである。たとえば、本条で「契約ノ取消ヲ言渡スコトアルモ是レ唯此賠償ノ名義ヲ以テスルノミ」であり、それをもって善意の第三者に効力を及ぼすことはないとした²。

フランス法での詐欺は、「契約者ノ一人ニテ之ヲ實施スルコト」が無効原因の際に必要とされている。他方、第三者の行った詐欺に関しては、その第三者に賠償の請求が出来るのみにすぎない。草案者はかかる処理の差を、「奇怪」とであると指摘する³。

2) 草案者は、詐欺とは如何なるものをいうのか、ということに関して、ローマの学説に、たと

えば「一物ヲ摸シテ他物ニ擬シタルトキハ則チ欺詐」という学説、あるいは「詐欺トハ他人ヲ錯誤ニ陥ラシメ決心ヲ促シ詐術ヲ喫セシメンカ爲メニ用ヒタル總テノ猾策、悪計、詭謀ヲ云フ」という説を示す。しかし、ローマ法では、それぞれの契約者がその利益を保持しようとし、また、その利益を収めんがためにした巧智を用いた行為の時は、その行為は禁止しておらず、また罰してはいない。いわゆる「許シタル詐欺」(dolus bonus)を許容していた。問題となるのは、「不適法の詐欺」(dolus malus)であるとする。そして、近世にあつては、「悪キ方」すなわち、「不適法ノ欺詐」を詐欺と解し、「契約者ヲ錯誤ニ誘導シ且其結果ヲ受ケシメントスル詐術」の意味と解したとする⁴。

そうすると、詐欺によって生ずるところの錯誤の性質が問題となるわけであるが、それらは専ら錯誤規定で処理検討される。もしも、詐欺により草案830条で規定する合意の無効原因に該当する錯誤が生じたならば、その合意は錯誤として無効となる。ここでは、「主タル果効即契約ノ無効ナルコトニ就テハ」その錯誤が「欺詐ヨリ来ルモ錯誤ノ意外ニ出デタルモ敢テ區別ナカルヘシ」ということである⁵。

また、詐欺により草案830条2項、草案831条に該当する錯誤が生じた場合に関しても、それらの承諾の瑕疵は、詐欺に由来していても、結局はそれぞれの条文の錯誤の構成要件該当性の問題として判断される。では、詐欺によって生ずることがあるその他の錯誤の場合はどうであろうか。

たとえば、人の身分が合意の成立上に影響を及ぼすことがない場合におけるその身分に関する錯誤、物の本質となっていない品質についての錯誤、遠因(間接的な原因)上に係る錯誤などである。いわゆる、動機の錯誤に該当する場合といえようか。これらの錯誤は、「承諾に瑕疵」を与えたり、「合意の無効」とはならない。なぜなら、これらは「意外ニ出テタルモノニ非サレバナリ」。「意外」すなわち意思の欠缺が生じていないことを理由とするわけである。そして、これらの場合に本条のいう損害賠償や補償名義としての取消の訴権をあたえる。これを「契約ヨリ生シタル義務ニアラスシテ民法上ノ犯罪ヨリ生シタル義務」である、と結

論づけている⁶。このように、草案者は、詐欺を、法定債権を生ぜしめる行為であり、ある意味では特殊な不法行為と解していたといえよう。

3) 次に、詐欺に基づく損害の賠償を、どのようにして受けるかを検討している。この損害賠償は、ほかの場合と同様に、金銭賠償による。もしも、その欺罔者が契約当事者でない場合には、その欺罔者に対して主張する。また、「契約者ノ意ニ出テタル欺詐ナルモ合意ノ成立上ニソノ影響ヲ及ホスコト無キ時即其欺詐ニテ承諾ヲ決セシメタルニ非ラスシテ唯利益ノ僅少ナル要件ヲ弁許セシメタルノミナル時」も同様とする⁷。

これに対して「契約者ノ意ニ出テタル欺詐若シ決意ノ基趾ナル時即遠因上ニ係ル欺詐ノ如キ所謂主タル欺詐アル場合ニ於テハ金銭ヲ以テスル賠償ハ其損害ヲ償フテ猶ホ不十分ナルコト往々之レアルヘシ」⁸。このような場合に、契約者をして、その合意より免れしめ、従前の地位に回復させることが簡単で正当なものと解され、この「賠償ノ名義」をもって言渡す「取消」をなさしめることとした。このように、契約の相手方が詐欺を行った場合には、例外的に損害賠償としての取消をみとめるのが、本条の詐欺である。

4) ところで、この「要償ノ名義」を以て言い渡される「取消」は、「承諾の瑕疵」に基づく「取消」とどのような差があるかに関し、次のような指摘がなされる⁹。

- ① 詐欺による合意に基づき目的物が第三者のもとに移転した場合には、「第一ノ讓興ハ縦令ヒ不動産タリトモ轉獲者ヲ害シテ」取消することができない。これに対して、通常の瑕疵に基づく取消の場合には、轉獲者に対しても合意の取消を訴求できる。
- ② 「若シ数名ノ共約者アリテ其中一名ノミ詐欺ヲ行ヒタルトキハ為メニ合意ヲ取消スコトヲ許サス」。この取消により、他の詐欺に関係のない者に損害を被らせることはできないからであるとする。このような処理は、「専ラ公正ト道理トニ基クモノ」とする。
- ③ 詐欺による「賠償ノ名義」をもってする「取消」の訴権は、「純然タル人權ニシテ即損害賠償ヨリ生スル単一ナル債権ナリ」と解され、

この取消は「特別ナル方法」であるとする。その結果、欺罔者が無資力になった場合、讓渡物がまだその欺罔者のもとにあっても、この「賠償ノ名義」の取消の主張の場合に、欺罔者の債権者に対して取消による所有権を主張することができないため、取消権者は「他ノ債権者」に優先的な取戻権を主張できないと解されていた。

第834條 合意ニ就キ結約者一方ノ唯諾ヲ其抗抵ス可カラサル虚偽ニ因テ迫成シタルトキハ其暴行ハ承諾ヲ廢滅ス

人ニ思慮スルノ能力ヲ失ハシムル切迫ナル危害ノ巨抗力ニ出シトキト雖之ヲ避ル爲メ過度又ハ無稽ナル約束ヲ成シ若ハ無分別ナル讓與ヲ爲セシトキモ亦同シ
 虐為、脅迫又ハ危害ノ抗抵ス可カラサルニ非スト雖結約者カ自己又ハ他人ノ身體又ハ財産ニ即時又ハ不日ニ生スベキ一層大ナル痛苦ヲ避ル爲メ結約スルコトニ決意セシトキハ其暴行ハ唯承諾ノ瑕疵トス

1) 暴行は「承諾ノ瑕疵」を形づくるものにはすぎないと解されている（フランス法も同様）。ローマ法においても、「暴行ニ係ル意思モ亦常ニ一ツノ意思ナリ」とされており、それゆえ、一般に、「暴行又ハ強迫ニ従フ者ハ二害中其害較々僅少ナルモノヲ選擇スルヲ得ヘシ故ニ熟慮ノ上ニテ承諾シタルモノナリ」¹⁰と解されることが多かった。意思の選択可能性が存在したうえでの意思決定であるがゆえに、その意思は「承諾の瑕疵」にとどまるとされていたのであろう。

しかし草案者は、「抗拒スル能ハス亦熟考スル能ハスシテ」意思なく承諾なき暴行という場合もありうるとする。たとえば、「一人ヲ束縛シ又ハ其防衛ノ具ヲ剥奪シ而ソ殺害スルニ足ルヘキ兇器ヲ胸部ニ擬シ以テ約束又ハ讓渡ヲ督促シタル場合ノ如シ」ここでは、「純然タル外面ノ承諾ハ毫モ意思ヲ示シタルモノ」とはいえないのである¹¹。そこで、一項の如き規定が用意されることとなった。

2) 二項では、一項の場合に準じて、「天災厄難ニ生シタル切迫ノ危険危害アリテ此天災厄難ニ罹

ル者其財産ノ全部又ハ其至大ノ部分ヲ約束シ或ハ譲渡シテ救助ヲ切願シタル場合」について、「承諾ヲ廢滅」する場合があることを認めた¹²。もっとも、この場合、人の思慮する能力を失なわしめる不可抗力の危害に因り、これを避けるために「過度無稽及ヒ無分別ナル約束」がなされているか否かが問題となるのであり、その場合、「若シ其合意ノ無分別ナラサルトキハ則完全ナル合意ヲ保持スル」こととなる。他方、「承諾ニ過渡アル等ニ因リ其承諾ニ充分ナル虧缺アルトキハ則全ク合意ハ無効トスル」¹³。有効・無効の判断につき、裁判所にとり「至大ナル困難ヲ提起」することとなることが指摘されている。

3) 第三項では、「承諾ニ瑕疵」をもたらず場合を規定した。第一項の身体上の暴行である「虚偽」と、第二項の「切迫スル危害」は、第三項においては「稍々其度ノ微弱ナルノミ」と解されている。さらに、「脅迫」に関しては、「脅迫ヲ受ケタル者カ其害悪ヲ被ムルヨリモ人ノ彼ニ要求スル合意ニ承諾スルヲ撰擇スル程ニ稍々著大ナル痛害ノ脅迫」を規定した¹⁴。そしてこの「痛害」は直接又は近接すべきものであることを想定する。なぜなら、それが離隔したものとなった場合には、「脅迫ヲ受ケタル者其痛害ヲ恐怖スルコト合意ヲ為スニ優リ、而ソ其畏怖ノ切実ナリト信スルハ甚タ納カルヘケレバナリ」と解されるからである¹⁵。ここで重要なのは、「その畏怖」であって、「その損害」ではない。このことに関し、ローマ法では「現在ノ畏怖」といっており、フランス法の「現在ノ危害」というものと比べると、より正確であったという¹⁶。強迫の成立に関しては、強迫行為とそれによって生じる畏怖に基づき、ある一定の合意が選択されることが必要とされる（因果関係）ことを示すものであり、すでに起草者の段階で、現行法と同様の解釈理論が提示されている。

また、文理上、一方の当事者が合意によって免れんとした危害は、その身体若しくはその財産に関し、または他人の身体若しくは財産に関するものでもよく、結局、裁判所において「其危害ノ軽重ト意思上ニ及ホシタル畏怖ノ影響トヲ量定シ」諸般の情状すべてが考慮されることとなるのである¹⁷。

第835條 強暴又ハ脅迫ニ因リ身體又ハ財産ニ危害ヲ受ケントスル人カ結約者ノ配偶者其直系ノ親屬又ハ直系ノ姻屬ナルトキハ常ニ暴行ハ直ニ結約者ニ對シテ行ウモノト同視ス

此他ノ親屬、姻屬又ハ外人ニ係ルトキハ裁判所ハ事情ニ從ヒ此者ニ對シ行ヒシ脅迫ハ結約者ノ承諾上ニ勢力ヲ及ホシタルヤ否ヲ事情ニ從ヒテ査定ス

本条も、フランス民法、イタリア民法を参照したものとす¹⁸。血族姻族の等親が極めて近接する場合には、それらに対する危害は、結約者自ら被るべき危害と同視するに足るほど強固なものであると解した。なお、本条では人為の暴行のみについて説示しているが、前条2項での「天災ノ危害」にも適用するものであることが示されている。

第836條 暴行ハ結約者一方ノ所為ニ出ルト第三ノ人ノ所為ニ出ルトヲ問ハス且第三ノ人ニ結約者トノ通謀ナシト雖以上ニ定メタル區別ニ從ヒ承諾ノ廢滅又ハ瑕疵トス

本条は、同様の規定がフランス法にも明記されているもので、暴行と欺詐との大きな差異を生ずるところであるとする。また、ローマ法の「暴行ハ in rem 即其暴行ノ上ニ審理シ而ソ欺詐ハ in personam 即之ヲ行ヒタル人ニ就テ審理スト云ヒタリ」を本条の趣旨とする¹⁹。

第837條 暴行ヲ受ケタル結約者契約ノ無効ヲ求ムルコトヲ得ル場合ニ於テ暴行者ニ只損害賠償ヲ要求シテ其契約ヲ保持スルコトヲ得
暴行ハ合意ヲ決定セシムルノ原由ニ非スシテ唯不利ノ條件ヲ受諾セシメタルトキハ合意ヲ保持スヘシ但其賠償ヲ求ムルコトヲ妨ケス

承諾に瑕疵ある契約者は、必ずしも契約の取消の申立による保護を申立てなければならぬものではなく、損害賠償を得て満足することも可能であることを明示した条文である。

第838條 總テ暴行ノ場合ニ於テハ裁判所ハ雙方ノ年齢、男女、體格、精神ノ形状及ヒ身分ヲ照察

スヘシ

然レトモ卑屬親ノ尊屬親ニ對シ又ハ婦ノ夫ニ對スル純一ナル尊敬ノ畏懼ハ合意ヲ取消ニ足ラス

年齢の考察に関して、幼者よりもむしろ「老年ノ人ニ之ヲ適用スベシ何トナレバ幼者ハ別ニ他ノ保護ヲ受クルバナリ」。男女に関して、「婦女ハ其受ケタル暴行又ハ強迫ヲ申立ルコトニ於テ男子ヨリモ一層容易ニ許可セラルヘシ」と解釈指針を述べている²⁰。

また、子の親に対する尊敬のみの理由によって、「己レニ求メラレタル合意ニ抗抵スルコトヲ得サリシト云フコトハ認許スヘカラサル」ことなので、子のために過大な保護をなさしめないように「注意ヲ為ス」ために二項を規定したとする²¹。

第839條 錯誤，暴行，詐欺，損失及ヒ無能力ハ之ヲ申立ル者ヨリ其事實ヲ證明ス可シ
 結約者雙方ニ屬スル無効申立ノ訴權ハ雙方ノ非理ニ基クトキト雖共ニ消滅セス但損害賠償ノ相殺ヲ妨ケス

1) 本条に関しても、フランス法においては詐欺の場合のみ規定しているものの、錯誤，暴行，無能力などについても同様の処理すべきことを明文で規定した。また、本条は、証拠の点に関して、「合意の成立の条件」と「合意の有効の条件」の差異を明らかなさらしめる点において、意義があるとする。「合意成立の条件」は、推測することが出来ず、その合意より利権を得ようと主張する者において、「合意ノ成立ヲ證明ス可シ」。他方、合意が成立したときは、「其合意ハ有効ナルモノト見做スヘシ」。そこで、自己の承諾の「汚穢」又は「自己ノ無能力」により契約に瑕疵ありと主張する者は、これら例外の事実を証明すべきとなる、と指摘している²²。いわゆる法律要件分類説明を明示しており、興味深い。

2) 合意の成立とその有効との区別は、とりたてて「法律ニ記載スヘキモノニアラサルナリ何トナレハ此原則ハ事物ノ自然ニ存スルカ故ナリ」という²³。そして、「成立」につき「一箇人カ他人ノ一人ニ對シテ義務ヲ負フハ常ニ例外即非常ノ置位

ナリ故ニ義務成立ノ証拠ハ之ニ因テ利益ヲ得ントスル者ノ責任トナルヘキナリ」。「有効」について、「凡ソ現存スル所ノモノハ有効ニシテ生存スヘシト云フニ存リ然ルニ合意カ瑕疵トナリ又ハ取消トナルヘキ場合ハ常ニ或ル過愆又包含シ而シテ錯誤ニ於テハ注意ノ虧歛損失及ヒ無能力ニ於テハ辨別ノ虧歛ノ如キ即合意ヲ取消サントスル一方ノ者ノ過愆ナルコトアリ。又時トシテ暴行及ヒ欺詐ニ於ケルカ如キ相手方ノ過愆ナルコトアリ故ニ是等ノ場合ハ又例外ノ場合ニシテ之レカ証明ヲ為サルヘカラス」²⁴として、本文を説明している。

3) 草案者は、二項の対象を「殊更ニ結約者互推ノ欺詐又ハ結約者双方ノ無能力ナル場合ノミヲ規定セリ」としている。双方が欺詐の場合と双方無能力の場合のみを予定していたわけである。なぜなら、「結約者互相ノ暴行其双方ノ錯誤又ハ其双方ノ損失アル場合ヲ相定スルハ最も難ケレハナリ」とする²⁵。しかし、本文二項の対象は、立案者の予定した場合よりも、広範な場合もあるであろう。

4) 互相の欺詐の場合について、ローマ法では「二人ノ結約者カ互ニ欺クトキハ其ニ訴權ヲ明瞭ニ拒絶シ二箇ノ欺詐ハ互ニ相殺セルモノナリ」と位置づけていたが、草案者はかかる立場を批判し、本条二項の「結約者双方ノ其受ケタル損害ニ就キ訴求スルヲ許スハ最も正當」とする²⁶。

第840條 前數條ニ豫定シタル場合ニ於テ無効申立ノ訴權ハ承諾ノ瑕疵アル者又ハ無能力者ニ非サレハ之ヲ有セス

然レトモ處刑ヨリ生スル無能力ハ此處刑人ト結約シタル者モ之ヲ申立ルコトヲ得

1) フランス法では、無能力者と結約した能力者からする契約の無効申立の訴権を拒絶しているものの、その他の場合、たとえば、承諾の瑕疵ある者と結約した者からする無効申立の訴権を拒絶する規定を有していなかった²⁷。

無効の申立の訴権は、「保護セント欲スル者ニ非サレバ屬セサル」ものであり、無効の申立は欺詐又は暴行の本人においては決してすることができないことは明白であることを規定した²⁸。

2) 第二項に記している例外は、その証明を要

すべきものである。そもそも、刑法上禁治産とされた者と契約した者に、その契約の無効申立の訴権を付与するのは、互いに無効申立権を有することで、結果的に取引が見送られていき、其の裁判言渡を受けた者が、その監守に賄賂を用いたりすることの原因を除却することになるためであるからとする²⁹。

第841條 取消スコトヲ得ル合意ハ第三章第七節ニ定メタル期間内ニ其取消ヲ求メサルトキハ暗ニ確認シタルモノト看做ス
其他暗黙ナル確認ノ場合及ヒ明瞭ナル確認ノ法式ハ右同節ニ規定ス

無効申立の訴権は、「譲渡セル物件ヲ回復スルノ方法」であるという。この訴権は、「或ル期限内ニ執行セラルルヲ要シ其期限ノ経過シタルトキハ合意ハ確認セラレタルモノト看做サルル」。フランス民法ではこの期限は10年であるが、イタリア民法では5年としており、このイタリア式で「充分ナルモノ」とした³⁰。

3. 法律取調委員会民法草案財産編人権ノ部 議事筆記³¹（明治21年2月13日）

ボワソナード草案と条文の文言を異にするものも多いが、規定内容の骨格に大きな変化は存在しない。法律取調委員会での議論のなかにも条文の意味を明確にするものもあり参考になる。提案されている草案条文とともに議論の要点を拾ってみた。

第333條 詭譎ハ承諾ヲ排除セス又ハ之ニ瑕疵ヲ付セス但其詭譎カ前三條ニ記載セル如ク特立シテ承諾ヲ排除シ又ハ之ニ瑕疵ヲ付スルノ效力アル錯誤ノ一ヲ惹起シタルトキハ此限ニ在ラス
其他ノ場合ニ於テハ詭譎ハ之ヲ行ヒタル者ニ對スル損害賠償ノ訴権ノミヲ生スルコトヲ得
然レトモ若シ詭譎ノ本人カ一方ノ契約者其者ニシテ且詐術カ若シ其詐術ナクハ欺カレタル他ノ一方ノ者ニ於テ契約セサルヘカリシ程ノモノタルトキハ其欺カレタル者ハ補償ノ名義ニテ合意ノ取消ヲ

求メ又損害アルトキハ其賠償ヲモ求ムルコトヲ得
此場合ニ於テ合意ノ取消ハ善意ナル第三者ヲ害スルコトヲ得ス

「補償名義ニテ合意ノ取消ヲ求メル」というのはどのように求めるのか、という質問に対し、南部委員が「損害ヲ償フ変リニ取消シテ呉レト、第三者ニ對シテハ往カヌノデス」と答え、それならば合意の取消でよいのではという鶴田委員の再度の質問に対して、栗塚報告委員は、「第三者ニ向テ出来ルカ、ソレハ出来マイ、何ゼナレバ對人権デアルカラト云フノデアリマス」とし、補償というのは人権（債権）であることを明確にしている。そして、続けて、「合意ヲ取消スコトカ出来ル、併シ補償名義ト書イテ置カヌト、第三者マテ往ケルト見ヘルガ、ソレハ往カヌゾヨ」ということで、末文に「合意ノ取消ハ第三者ヲ害スルコトヲ得ス」と規定したことを指摘している³²。また、「取消」は、裁判所へ訴えることが必要とされていることが分かる。

第334條 強暴ハ當事者ノ一人ノ合意ニ付テノ同意カ其者ノ抗抵スルコトヲ得サリシ暴行ニ因テ迫取セラレタルトキハ承諾ヲ排除ス
人ニ熟慮スル總テノ能力ヲ失ハシムル不可抗力ニ出テタル危難ト雖モノ急迫ナル危難ヲ避ル爲メ其人カ過度若クハ無思慮ナル約務ヲ契約シ又ハ無分別ナル移付ヲ爲シタルトキモ亦同シ
暴行、脅迫又ハ危難ノ抗抵ス可カラサルニアラスト雖モ或ハ當事者ノ身體又ハ其財産ノ爲メ或ハ他人ノ身體又ハ其財産ノ爲メ即時若クハ切迫ナル一層重大ノ害ヲ避ル爲メ當事者ヲシテ契約スルコトニ決意セシメタルトキハ強暴ハ承諾ノ瑕疵タルノミ

一項の条文で、「當事者ノ一人ノ合意ニ付テ同意」という「合意」と「同意」の区別に関して議論が展開されている。ここでは、抗拒不能の意思表示に基づく契約を無効とすべきであるということ念頭においているものの、「意思表示」を中心とした議論でないため、委員会での議論は不明確な議論となっている³³。

第335条 強暴又ハ脅迫ニ因リ身體又ハ財産ヲ危害ニ付セラレタル第三者カ契約者ノ配偶者、其直系ノ親屬又ハ姻屬ナルトキハ強暴ハ常ニ契約者其者ニ加ヘラレタリト看做ス

其他ノ人ニ付テハ親屬ナル姻屬ナルト又ハ外人ナルトヲ問ハス裁判所ハ此等ノ者ニ對シテ爲シタル脅迫カ契約者ノ承諾上ニ及ホセシ影響ヲ其情況ニ隨ヒテ査定ス

特に議論はない。

第336条 強暴ハ上ニ爲シタル區別ニ從ヒ承諾ヲ排除シ又ハ之ニ瑕疵ヲ付ス但其強暴カ他ノ一方ノ所爲ニ出ツルト又ハ通謀ナキモ第三者ノ所爲ニ出ツルコトヲ區別スルコトヲ要セス

この規定に関しても、特に議論なく本条を「註ノ様ナモノ」としている³⁴。

第337条 強暴ヲ受ケタル一方ノ者カ契約ヲ無効ト爲スヲ得ルコトヲ得ル場合ニ於テ其者ハ強暴ヲ行ヒタル者ニ對シ損害賠償ノミヲ請求シテ其契約ヲ維持スルコトヲモ得

強暴カ合意ヲ決定セシメタルニアラスシテ不利ノ條件ヲ受諾セシメタルノミナルトキハ其合意ハ無効トナラス但賠償ヲ求ムルコトヲ妨ケス

本条二項の「強暴カ合意ヲ決定セシメタルニアラスシテ不利ヲ受諾セシメタルノミナルトキ」の意義をめぐって議論がなされているが³⁵、本質的な意見の対立はないといえよう。

第338条 強暴ノ總テノ場合ニ於テ裁判所ハ人ノ年齢、體性、身體竝ニ精神ノ形状及ヒ互相ノ身分ヲ斟酌スヘシ
然レトモ卑屬親ノ尊屬親ニ對シ及ヒ婦ノ夫ニ對スル尊敬ノ畏懼ノミニテハ合意ヲ取消サシムルニ足ラス

本条原案では、二項に「及ヒ婦ノ夫ニ對スル尊敬畏懼」という文言が存在していたが、後に削除された様である。

第339条 錯誤、強暴、詭譎、折損及ヒ無能力ハ之ヲ推定セス即チ之ヲ援唱スル者ヨリ證スルコトヲ要ス

當事者雙方ニ屬スル無効ノ方法ハ互ノ非理ニ基ツクトキト雖モ互ニ毀滅セス但損害アルトキハ其賠償ノ相殺ヲ妨ケス

本条が予想する事態は、詐欺が両方にある場合か、又は双方の無能力の場合であるという³⁶。

第340条 前數條ニ定メタル場合ニ於ケル無効ノ訴權ハ無能力者又承諾ニ瑕疵アル者ノミニ屬ス然レトモ處刑ノ言渡ヨリ生スル無能力ハ其言渡ヲ受ケタル者ト約定シタル者ヨリ之ヲ援唱スルヲ得

「無効ノ訴權」には、「絶対ノ無効」と、「對峙ノ無効」とがあり、本条は「對峙ノ無効」をいうと解している。そして、「對峙ノ無効」は「取消訴權」ことであるとする。「無能力者又ハ承諾ニ瑕疵アル者ノミ」が主張できるのが對峙無効であるとする。また、「絶対無効ハ成立ツテ居リマセヌノデ、元來ナカッタモノト見ルノデス、對峙無効ハ一旦成立テ居タノデ、瑕疵ガアルニモセヨ生キテ居ルガ、一方ハ元來生レテナイノデアリマス」と栗塚報告委員が解説を加えている³⁷。現在でも説かれている無効と取消の差異の説明方法である。

第341条 若シ取消スコトヲ得ヘキ合意ヲ第三章第七節ニ定メタル期間ニ於テ攻撃セサルトキハ默示ニテ認定セラレタリト看做サル
其他默示ノ認定ノ場合及ヒ明示ノ認定ノ方式ハ右同節ニ之ヲ規定ス

第三章七節とは、との質問に対し、1616条以下と答えたほか、特に議論はない。

4. 旧民法財産編と『日本民法義解』

法律取調委員会で審議された詐欺・強迫に関する規定は、ついに、旧民法財産編312条～317条の規定として結実することとなる。本編では、旧民法の代表的な注釈書である『日本民法義解』³⁸で

の議論をたどることにより、その内容の検討をしていく。

第312条 詐欺ハ承諾ヲ阻却セス又其瑕疵ヲ成サス但詐欺カ錯誤ヲ惹起シ其錯誤ノミヲ以テ前三條ニ記載セル如ク承諾ヲ阻却シ又ハ其瑕疵ヲ成ストキハ此限ニ在ラス

此他ノ場合ニ於テハ詐欺ハ之ヲ行ヒタル者ニ對スル損害償ノ訴權ノミヲ生ス

然レトモ當事者ノ一方カ詐欺ヲ行ヒ其詐欺カ他ノ一方ヲシテ合意ヲ爲スコトニ決意セシメタルトキハ其一方ハ補償ノ名義ニテ合意ノ取消ヲ求メ且損害アルトキハ其賠償ヲ求ルコトヲ得但其合意ノ取消ハ善意ナル第三者ヲ害スルコトヲ得ス

1)「詐欺トハ當事者ノ一方其對手ヲシテ錯誤ニ陥ラシムルノ目的ニ出デタル虚偽ノ術策」をいうと解している。ボアソナード草案833条での議論と同様に、詐欺で問題となるのは、「不善ナル詐欺」であり、それゆえに「一方ノ術策ヲ擧ケテ詐欺ト云ハント欲セハ必スヤ人ヲ誤謬ニ陥レントスルノ悪意アルヲ要スル」こととする³⁹。

しかし、民法上の詐欺は刑法上の詐欺とは同一ではないので、被欺罔者をして、「結約スルノ意ヲ決セシムルカ為メ用ヒタル術策ノ詐欺取財又ハ背信等ノ罪ヲ構成スル元素アルヲ要セス而ソ何レノ場合ニ於テ詐欺アルカハニ事實裁判官ノ判断スヘキ所」であって、ここで一定の解を示すべきでないとする⁴⁰。

2)詐欺は、契約にいかなる影響をおよぼすかに関して、そもそも詐欺は「錯誤ニ陥ラシムルノ手段ニ過キス単ニ詐欺アルモ其害ナケレバ毫モ承諾ノ瑕疵トナルヘキノ理ナシ然リト雖トモ詐欺ハ原ト悪意ニ出ツルモノナレハ之カ為メ損害ヲ惹起シタルトキハ承諾ノ瑕疵トナルヘキ錯誤ナキトキニテモ猶ホ之ヲ行ヒタル者ヲシテ其賠償ヲ為サシム」⁴¹べきこととなるわけである。その際、場合によっては合意を「取消」すこともできる。しかし、これは「唯立法上ノ便宜法ニ過キスシテ敢テ純理ノ命スル所ニアラサルナリ」⁴²とする。詐欺の「取消」は、あくまで「賠償をなさしめる」ことが本旨であることを確認している。

3)「補償名義」としての「取消」が生ずる場合として、「若シ其詐欺ナケレハ決シテ結約セサリシナルヘキトキハ獨自瑕疵ト為ルヘキ錯誤ヲ生セサルトキト雖モ或ハ補償トシテ合意ヲ取消スコトヲ得ヘシ」とする。そして、「彼ノ品格ニ係ル錯誤ノ若キハ承諾ニ瑕疵ヲ生スルモノニアラサルモ若シ其當事者一方ノ詐欺ニ因由シ而ソ他ノ一方之ヲ持テ結約スルコトニ決意シタルトキハ則チ其合意ノ取消ヲ求ムルコトヲ得」と指摘している⁴³。そうすると、ここで対象とされている事案は「品格ニ係ル錯誤」であるが、実際に次に掲げられている具体例を見ても分かるように、いわゆる「動機の錯誤」の場合をいうものと解される。すなわち、馬の売買に際して、売主が買主に対してその「駿ニシテ癖ナキヲ信セシメ買主ハ其駿タルヲ恃ミ之ヲ買取リタルニ乗用ニ際シ悪馬タルヲ発見シタルトキノ如キ」であるという。この場合、「金銭上の賠償ノミニテハ未タ以テ全ク損害ヲ補フ能ハサルコトアルヘク且此際ニ於テハ當事者中詐欺者ヲ責メ被欺詐者ヲ保護スヘキハ道理ノ略易キモノナレハ合意ヲ取消スヲ以テ簡明ニシテ且至當ナリトス」⁴⁴というものである。

このように、「補償名義」による「取消が認められる詐欺とは、相手方の欺罔行為によって、引き起こされた錯誤により締結された意思表示（瑕疵ある意思表示）であり、現行規定の枠組みとその本質は異なることとなる。

第313条 強暴ハ當事者ノ一方カ抵抗スルコトヲ得サル暴行、脅迫ヲ受ケタルニ因リ枉ケテ合意ヲ爲シタルトキハ承諾ヲ阻却ス

當事者ノ一方カ不可抗力ニ出テタル急迫ノ災害ヲ避クル爲メ熟慮スルノ暇ナクシテ過度ナル義務ヲ約シ又ハ無思慮ナル譲渡ヲ爲シタルトキモ亦同シ暴行、脅迫又ハ災害カ抵抗ス可カラサルニ非サルモ當事者又ハ第三者ノ身體、財産ノ爲メ切迫ニシテ一層重大ノ害ヲ避クル爲メ當事者ヲシテ合意ヲ爲スコトニ決意セシメタルトキハ強暴ハ承諾ノ瑕疵ヲ成ス

1)強暴とは、ある「人ニ對シ其承諾ヲ得ンカ為メニ行フ所ノ強制」をいう。その手段は、「形体

上苦痛ヲ加フルノ暴行」, また, 「心意上畏懼ヲ生セシムルノ脅迫」であり, 共に承諾の自由を損傷し, これに瑕疵を付するものである⁴⁵。

2) 「承諾の瑕疵」といえる場合とは, 「心意上畏懼ヲ生セシムル所ノ脅迫ノミ」であるとする。

3) 強暴は, 自由を奪う程度に差異が存在することから, その法的効果にも差異が生ずることとなる。

「強暴ノ程度至重ニシテ抵抗スルヲ得サルモノナルトキハ其人ヲシテ畏懼セシムルノ甚シキ為ニ全く是非得失ノ思慮ヲ失イ心意ノ自由ヲ喪失セシムヘク此場合ニ於テハ恰モ暴行者被暴行者ノ手ヲ執リテ証書ヲ作ラシメタル時ニ於ケルト異ナラスシテ毫モ承諾アル」ことなしとしている⁴⁶。また, 「災害ニ遭遇シ其急迫ニシテ抗拒防禦スヘカラサルニ當リ之ヲ免レンカ爲メ思慮ヲ施スノ暇ナク結約シタルトキモ」自由な承諾とは言えないとする。もっとも, その合意が無思慮のものとはいえないような場合のときには, 「利害ヲ考慮シ損益ヲ較量」したものであり, その承諾は完全なものとする⁴⁷。

他方, 「暴行, 脅迫又ハ災害」が, 抵抗できないものでない場合にあっても, 危害が切迫していることから, 「之ニ抗拒スルトキハ合意ヲナスヨリモ却テ其危害ノ一層甚シキヲ畏レ之ヲ避ケンカ爲承諾ヲナシタルトキハ」決して自由の喪失があるとは言えないものの, 「幾分か其自由ヲ減殺セラレタルモノ」でその承諾は不完全なものであるとする⁴⁸。

4) ここでの強暴は, 「不正ノ手段」のものをいう。「強テ行ハシメタル法律上ノ所為縦ヘ正当ナルモ脅迫手段ノ性質不正ナルトキハ承諾ニ瑕疵ヲ附スルモノナリ」という⁴⁹。つまり, 「正当権利ヲ行用セントスルノ脅迫ハ承諾ノ瑕疵トナラサルヲ原則ト為スト雖モ若シ其濫用即チ不正ノ目的ニ出テタル行用アルトキハ法律上ノ脅迫モ亦不正ノ脅迫トナリ」強暴に該当する⁵⁰。そして, 正, 不正の判断は, 「脅迫ニ因テ締結シタル約束ノ過度ナルヤ否ヤニ」よるべきとしている⁵¹。

5) 当事者の身体・財産, 名誉または, 第三者の身体・財産, 名誉に対し, 暴行・脅迫等を行い, 人の「心意ノ自由ヲ失ワシメ因テ承諾ヲ為サシメ

タル」ときは, これに瑕疵を付するものとしている。もっとも, その「自由ノ全部ヲ喪失セシメタルヤ將タ其一部分ヲ喪失セシメタルヤ」したがって, 合意の成立を妨げているのか, 有効をさまたげているのかは, 裁判官は, 十分に当事者の「心意自由ヲ喪失セル程度ヲ査定スヘキナリ」という⁵²。

第314条 強暴ニ因リテ身體財産ニ危難ノ恐ヲ受ケタル第三者カ當事者ノ配偶者又ハ直系ノ親屬若クハ姻屬ナルキハ其強暴ハ常ニ之ヲ當事者ニ加ヘタリト看做ス

此他ノ人ニ付テハ親屬ナルト姻屬ナルト又ハ外人ナルトヲ問ハス裁判所ハ此等ノ者ニ對シテ加ヘタル強暴カ當事者ノ承諾ニ及ホセシ影響ヲ其事情ニ從ヒテ査定ス

強暴が, たとえ第三者に加えられたときであっても, それが当事者本人の配偶者, 又はその直系親族, もしくは姻族に対する場合には, 強暴が当事者本人に向けられたばあいと比較して, 「恐怖ノ念ヲ生セシムルノ程度ヲ異ニスルコトナカルヘシ」⁵³。そこで, これらの者に対する強暴は, 当事者本人に対するものと看做したとする。

第315条 強暴ハ當事者ノ一方ノ所為ニ出テタルト第三者ノ所為ニ出テタルト又第三者カ其一方ニ通謀セルト否トヲ問ハス上ノ區別ニ從ヒテ承諾ヲ阻却シ又ハ其瑕疵ヲ成ス

強暴は, 当事者の一方の行為であろうと, 第三者の行為であろうと, また, 第三者が当事者と通謀することなくした行為であってもよい。具体例としては, 数人の者が会社契約を締結するに当たり, そのうちの一人が, 他の一人の決意を強請しこれに対して暴行をした場合, 被害者がその契約の無効を主張する場合をあげている⁵⁴。適切な例示かはさておき, ここでは第三者による強暴が肯定された。

第316条 強暴ヲ受ケタル一方ハ合意ヲ銷除スルコトヲ得ル場合ニ於テモ強暴ヲ行ヒタル者ニ對シ

損害賠償ノミヲ請求シテ其合意ヲ維持スルコトヲ得

強暴カ合意ノ決意ヲ爲シタルニ非スシテ單ニ不利ナル條件ヲ承諾セシメタルトキハ其合意ハ銷除スルコトヲ得ス但賠償ノ要求ヲ妨ケス

1) 合意の銷除権者は、瑕疵ある承諾を爲した者又は無能力者のみ（下巻309条）である。しかし、他方、銷除を主張せずに強暴を行ったものに対し損害賠償の請求をし、その合意を維持することができることを認めた規定である。

2) 本条一項の原則は、諸般の場合に適用することを可とすべきとする。

3) 強暴行為が、合意の決意をなさしめたる原因とはならず、単に不利な条件を生じせしめたに過ぎないときは、その合意は、銷除の主張をすることはできず、ただ、相手方に損害賠償の請求ができると規定した⁵⁵。

第317条 強暴ノ場合ニ於テ裁判所ハ當事者ノ男女、年齢、強弱、智愚及ヒ相互ノ身分ヲ斟酌ス可シ

然レトモ卑屬親ノ尊屬親ニ對スル尊敬ノミニ出テタル畏懼ハ合意ヲ取消スノ理由ト爲ラス

1) 強暴は、313条に示した程度が存在する場合は人の自由意思を失わしめることとなるが、その程度の有無の認定は難しい。そこで裁判所は「當事者ノ男女、年齢、強弱、智愚、及ヒ相互ノ身分」を考慮することとした。

幼少者に関しては未成年を理由に取消を主張できることから實際上「強暴」を考慮する必要がない場合が多いものの、その場合でも強暴により「全ク意思ノ自由ヲ喪失シ合意ヲ爲シタル場合」には、取消の訴権の期間経過後もなお合意の無効を主張しうる点において意義があるものとする⁵⁶。

2) 父母又は尊屬親に対する尊敬恭服の念は、多少真意の自由を拘束することがあるものの、これをもって自由を阻害するものでないことから、「尊屬親ニ對スル尊敬ノミニ出テタル畏懼ハ合意ヲ取消スノ理由ト爲ラス」と規定された⁵⁷。

第318条 錯誤、強暴、詐欺及ヒ無能力ハ之ヲ推定セス其申立人ヨリ之ヲ證スルコトヲ要ス

當事者ノ雙方ニ屬スル銷除訴権ノ方法ハ相互ノ非理ニ基ク時ト雖モ互ニ毀滅セス但損害アルトキハ其賠償ノ相殺ヲ妨ケス

1) 成立している合意につき、有効要件を欠くとして合意の銷除を主張するものは、その旨の証明を要することは「証拠ニ関スル通則ノ適用」だと説明する⁵⁸。

2) 318条2項は、おもに「双方ノ等シク無能力ナルトキ」及び「相互ニ詐欺ヲ行フタル場合」において、双方ともにその合意の銷除を請求する権利を失わないことを確認した⁵⁹。また、互いに損害賠償の請求が可能な場合には、「最少額ヲ限度トシ相殺スベキナリ」とする。（387条、532条参照）

第319条 前数條ノ場合ニ於ケル無効訴権ハ無能力者又ハ瑕疵アル承諾ヲ與ヘタル者ノミニ屬ス然レトモ處刑ノ言渡ヨリ生スル無能力ハ其言渡ヲ受ケタル者ト合意ヲ爲シタル者ヨリ之ヲ申立ツルコトヲ得

1) 合意成立要件を欠くときは、当事者双方がこれを争うことができるが、有効要件を欠く場合には、「瑕疵アル承諾ヲナシタル者」または「能力ナキ者」のみが、これを争うことができ、相手方がこれを主張することはできない旨の規定である。

2) 現行法規定には存在しないが、当時、刑法により重罪刑に処せられた者に科する「禁治産」の場合には、ただ其言渡しを受けた者のみならず、その相手方もその合意の無効を求めることができた。これは、「専ラ刑罰ノ効驗ヲ確保セントスルニ在リテ固ヨリ保護ノ精神ニ出ツルニアラス」「公ケノ秩序ニ基クモノナルヲ以テ合意銷除ノ権獨リ禁治産者ニ歸スヘカラサルナリ」とする⁶⁰。

第320条 取消スコトヲ得ヘキ合意ヲ第三章第七節ニ定メタル期間ニ攻撃セサルトキハ默示ニテ之ヲ認諾シタルモノト看做ス

此他默示認諾ノ場合及ヒ明示認諾ノ方式ハ右同節ノ規定ニ從フ

1) 相当の期間を設けて「長短其宜シキヲ失フコトナク一方ハ以テ瑕疵アル承諾ヲナシタル者又ハ無能力者ヲ保護シ一方ハ以テ之ト結約シタル者ヲ保護セサルヘカラス」そうして、どのくらいの期間を経過すれば承諾ありとみなすべきかは、第三章第7節（削除ノ節）に規定した⁶¹。

2) 当然無効の場合には、本条の適用ないものとする。

5. 法典調査會民法主査會⁶²での議論（明治27年3月2日）

現行民法96条は、詐欺および強暴に関する旧民法財産編312条～317条を修正したものである。

1) 詐欺に関する規定

まず、詐欺に関する修正理由を概観する。

起草者は、旧民法の草案者が旧財産編312条1項の規定を起草した理由を次のようなものとして捉えていた。即ち「凡ソ一方ニ詐欺アレハ必ス他ノ一方ニ錯誤アリ而シテ其錯誤ノミヲ以テ承諾ヲ阻却シ又ハ其瑕疵ヲ成ストキハ詐欺ニ出テタルト否トヲ問ハス専ラ錯誤ノ爲メ合意ハ無効又ハ取消シ得ヘキモノトス」つまり、ここでの合意の効力の問題はもっぱら錯誤規定の該当性の問題であり、「之ニ反シテ合意ノ効力ヲ左右スルニ足ラサル錯誤ハ其詐欺ニ出テタルカ爲メ結果ヲ異ニセス即チ詐欺其モノハ合意ヲ無効又ハ取消シ得ヘキモノト為スノ効力ヲ有セスシテ唯損害賠償ノ原因タルニ過キス」と解していた⁶³。そして、同条2項は（ただ損害賠償の原因に過ぎないという）「此原則ノ適用ヲ掲ケタルモノニ外ナラ」ないと位置づけた。

しかし、このような旧民法の草案者の立場に対し、起草者は、旧民法典の編纂者の見解にしたがったとしても、ある一定の詐欺の場合に「現ニ其錯誤ニ因リ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルモノトスル以上ハ原文ニ言ヘル如ク補償名義ヲ以テスルニ非サレハ其結果ヲ得ル能ハストスルノ意ヲ解スルニ苦シムナリ」と指摘する⁶⁴。詐欺に基づく錯誤により合意の取消が認められるとするならば、それは「一種ノ錯誤ノ効果ニ外ナラ」ないとする。そして「敢テ此點ニ付キ他ノ錯誤ト其性質ヲ異ニス

ベキ謂レナキ」と解する。たとえいかなる事項について錯誤があったとしても、「其詐欺ヨリ發シタルカ爲メ補償名義ニ非サレハ取消ヲ為スコトヲ得サルモノトスルハ全ク其理由ヲ見サルナリ且夫レ法文ニハ唯取消ヲ為スコトヲ得ルヤ否ヤヲ定ムヘキノミ取消ノ名義ヲ掲ケル如キハ其體裁ヲ得タルモノニ非ス」としたのである⁶⁵。

旧民法の規定した「補償名義としての取消」を、端的に「取消」に格上げしたわけである。しかし、なぜ「詐欺」に基づく意思表示が、無能力者制度と同等の保護を享受しうる「取消」原因と解されることとなったのかの説明は全くなされていない。詐欺による意思表示が「一種の錯誤」というだけでは不十分であろう。この「取消」の趣旨を、法律行為は成立しているが、このまま取消を認めないと詐欺者が不当な利益を得ることを認容する結果となり、被欺罔者の被った損害が賠償されないままとなり、かかる法状態を「是としない」が故の「取消」と解するならば、その本質はボワソナード草案（旧民法規定）とさしておおきな乖離はないといえる⁶⁶。

現行96条2項の規定に関し、旧民法典及び仏伊の法典にはないものの、スイス債務法及びドイツ民法草案を参照し導入したことが言明されている⁶⁷。

2) 強暴に関する規定

強暴に関する規定は、313条3項の規定のみを残し、それに修正を加えそのほかの規定はすべて削除された⁶⁸。

① 313条1項は、「抵抗スベカラズ暴力ヲ身体ニ加エ以テ其意ニ非サル合意ヲ為サシメタル場合ヲ規定セリ」。しかし、この場合その合意の無効であることは「明文」でこれをしめすことは必要でないとされた。この場合、その暴行に強制されて意思表示をした者は、暴行者の機械手足となっているに過ぎない。その表示意思は表意者の意思とは決して言えない。したがって、表意者の意思表示として無効であることは、「固ヨリ言フヲ俟タサル所」であり、この場合について規定をしているものなく、したがって削除したとする⁶⁹。

- ② 313条2項は、学者間に多少議論がないとはいえないものの、いわゆる「不可抗力ニ出テタル急迫ノ災害」は、「人為ニ出テタルモノト雖モ」「義務ノ約束」または「譲渡」を為さしめる目的で行ったものでなく、ただその機会となったに過ぎない。したがって、無効又は取消の原因となすべきものではない。新法の条文では「強迫に因る」意思表示は、と規定して313条2項の場合を除外することを明確にした⁷⁰。ただし、実際精神を喪失した事実が明らかな場合には、「意思表示ノ効ナキコト論ヲ俟タス是レ普通一般ノ原則」の適用に他ならないとしている⁷¹。
- ③ 313条3項の規定は、新法でも採用したものであるが、非常に煩雑にわたる規定なので大幅にその「文を簡」にした。たとえば、「強迫ハ抵抗スヘカラサルモノタルコトヲ要セス」と規定されていたが、これは「全く無用ノ冗言」で、およそ強迫に遭うものは「目前ニ巨害ヲ受ケントスルニ畏怖シテ其意ニ非サル意思表示ヲ為スモノニ外ナラス」その強迫が抵抗すべからざるものか否かは「固ヨリ問フ所ニ非サルナリ」とする⁷²。また、原文では、「当事者又ハ第三者ノ身體財産ノ爲メ」と規定されているが、特にこの点に関しては明文なくても問題ないと解された。他方、「身體財産」という場合、そこには「名誉」が包摂しないようにも解されるが、名誉に対する急迫の危害を避くるため「畏怖心ヲ以テ為シタル意思表示ハ同シク之ヲ取消スコトヲ得サルヘカラス」とする⁷³。ここでは、名誉侵害に対して畏怖を生じた場合にも、強迫による取消が可能である点に注目したい。
- 新法では、これらを逐一列挙することを避け、ただ「強迫ニ因リ畏怖心ヲ生シタルコトヲ要スル」の一点に重きを置いた⁷⁴。
- ④ 314条の規定は、強迫に因り危害をうくべきものが第三者であることを認めている以上は、不必要な規定であり削除する⁷⁵。
- ⑤ 315条の規定も、第三者による強迫を認める以上は、当然のことであり明文を設ける必要ない⁷⁶。

- ⑥ 316条1項の規定は、およそ、自己の利益のため、与えられたる権利はこれを放棄することができるという、当然の原則の適用を示しているに過ぎない。
- 316条2項の規定も、強迫の要件を欠く場合を示しているが、必要のない条文とされる。316条3項の規定は、損害賠償の規定も通則に過ぎず全条文削除した⁷⁷。
- ⑦ 317条1項の規定は、裁判官に対する訓令にすぎない。強迫により畏怖心を生じたか否かを査定するには原文に列挙されている事項を参酌せざるおえないことは当然である。
- 317条2項の規定は、尊属親に対する畏敬心は、取消の理由とならないことを明記するが、これも当然のことなので共に削除した⁷⁸。
- ⑧ なお、英米法における「不当威力」と称して、「当事者相互ノ關係其他ノ事情ヨリ意思ノ自由ヲ缺ケリトノ推定ニ基キ契約ヲ取消スコトヲ得ル場合ヲ認ムルト雖モ」本案ではこれを「採用スルノ必要ナシト信シタリ」との点も注目される⁷⁹。

3) 審議過程での質疑応答

審議過程においては、詐欺・強迫の規定が「是ハ婚姻トカ何トカ云ウコト」という伊藤博文議長の質問に対し、富井博士は「婚姻ニモアリマス」とされ、梅博士も「婚姻ニハヒヨツトスルトモウ少シ特別ノ規則ガ要スルカモ知レマセヌガ若シ特別ノ規則ガナケレバ之ガ嵌マリマス」と解していた⁸⁰。つづけて、伊藤議長から、第三者の詐欺に関する規定の意味に関し疑問が提示され起草委員からその説明が続く。富井博士が「詰リ此取消ハ相手方ニ對シテ為ス場合デアリマス相手方ニ罪ノナイ場合ニハ相手方ニ對シテハ取消ヲ許サナイ精神デアル第三者ガ詐欺ヲヤツタ場合ニ相手方ハ少シモ咎メナイ場合ニハ取消ヲ許サナイ強迫ト違ウ所ハ詐欺ノ場合ニハ幾分カ詐欺者ニモ・・・ガ含ンデ居ル」⁸¹との説明がされている。「・・・」の部分が速記録では欠落していて残念であるが、起草者は、第三者の強迫による取消を肯定していること。詐欺と強迫では、契約に至るまでの被欺罔者の帰責性が異なり、その結果取消の効果に影響

を与えていることがわかる⁸²。

また、「強迫」という文言に関して、「脅ス」という文字と「強ユル」という文字のどちらが宜しいか、との土方寧博士の質問に対し、梅博士は、「始め脅スト云フ方ニシマシタガ後トカラ強ノ字ニ直ホシタノデアリマス」「其譯ハ既成法典ニ依ルト暴行脅迫夫レカラモウツ災害斯ウ三ツアツタノデス」・・・「此處ハ脅迫ト云ウコトヲひつくるめテ云フ積リデアリマス然ルニ脅カスト云ウ字デアル若シ之ヲ承知シナケレバ御前ヲ殺ストカ御前ノ息子ヲ殺ストカ色々ナルコトヲ云フノナラバ脅スト云フコトガ嵌マルガ現ニどんどんどやし付ケル然ウスルト苦シイカラ夫レデハ承知ヲスルト云ウ然ウ云フノハ間接ニハ脅スニナルカラ強テ脅カス云フ字使ハレヌコトモナイ、ケレドモ普通ノ意味カラ云フト脅スト云フテハ餘リ濫用ニナルケレドモ強ユルニハ相違ナイカラ其方ハ強ユルト云フ方ニ這入ル脅カスト云フ字ナレバ其方ガ這入ラヌカモ知レマセヌ」「夫レデ強暴ノ字ト脅迫ノ迫ノ字ヲ取ツテ入レタノデアリマス」（ひらがなは、原文のまま）としている⁸³。

さらに、富井博士は、補足説明として、「暴行者ガ身體ニ直接ニ脅カヲ施ス例ヘバ手ヲ以テ契約書ニ印ヲ捺サセタ其方ノ暴行ハ固ヨリ本条ニ含マナイ積リデアリマス」かかる行為は暴行者の意思表示であり、表意者の自由な意思表示とはいえないと解している。そしてかかる「既成法典ノ財産編三百十三條一項ニ規定シテアル如キ場合然ウ云フ種類ノ暴行ハ本條ノ規定ノ中ニハ含マナイ積リデアリマス」⁸⁴と説明している。

6. 法典調査會民法總會⁸⁵での議論（明治27年3月23日）

總會では、現行民法96条の2項、3項についての修正が少しく議論された。起草委員である富井博士から、3項の文言につき、「詐欺ニ因ル意思表示ノ取消ハ之ヲ善意ノ第三者ニ…」とあるのを「…之ヲ以テ善意ノ第三者…」というように「以テ」の二字を追加修正したい旨が提案され、承認された⁸⁶。

また、2項に関して、箕作麟祥委員から、「或人

ニ對スル意思表示ニ付キ第三者詐欺ヲ行ヒタル場合ニ於テハ…」との文言に対し、「或人ニ對スル」を削除すべきとの提案がなされた。これに対し、梅博士は、削除してしまうと、条文の文頭に「意思表示」という言葉が突出するのは餘程奇妙なことであるし、「或人ニ對スル」というのは「余程考ヘテ用イタ文字デアル」とする。すなわち、「第一ニ此「第三者」ト云フモノガ出テ來ルニハ先ヅ「第一者」「第二者」云フモノガ其處ニナクテハ往カヌ、所ガ意思表示ト云フモノハ必ズシモ第二者ノアルモノデハアリマセヌ意思表示ニモ公衆一般ニ對スル意思表示杯ハ相手方ハゴザイマセヌ然ウ云フ場合ニハ第三者ト云フモノモ出來マセヌ夫レデアリマスカラ意思表示ノ中ニハ相手方ニ對スルモノ、併ナガラ未ダ相手方ガ極マラヌ中ハ相手方ト云フコトハ出來マセヌカラ「或人ニ對スル」ト云フノデアル始メニ「或人ニ對スル意思表示」ト言ヘバモウ相手方ト言ハレマスケレドモ始メニ意思表示ト云フモノガ出ナイ中カラ「相手方ニ對スル意思表示」ト言ハレマセヌカラ無據餘リ面白クゴザイマセヌケレドモ止ムヲ得ズ斯ウ云フ字ヲ使フ必要ヲ感ジタノデアリマス若シ之ヲ取りマスト甚ダ奇妙ナコトニナリハシナイカト云フ考ヘテ居リマス」⁸⁷と答えている。そのほか、田部芳委員から、2項に関して、「相手方カ其事實ヲ知りタルトキ又ハ之ヲ知りタリト看做ス可キトキニ限り」との修正提案がなされ、その理由として、「元來此相手方ガ其事實ヲ知ツテ居ルト云フコトヲ實際ニ於キマシテ證明スルコトハ随分困難デアリマスルカラ從令其直接ニ知ツタト云フコトデナクテモ事情ニ依テ裁判官ガ知ツタト看做ス可キ認定ノ出來ル場合ニハ矢張り同一ノ扱ヒニスルト云フコトハ至當ノコトト考ヘマスル夫故ニ之ヲ知ツタトキモ亦知ツタト看做ス可キトキデモ同ジヤウナ規定ニシタガ宜カラウト思ヒマス」との趣旨の提案があった⁸⁸。しかし、箕作委員からの提案は否決され、田部委員の提案は採択されないまま、審議は次の条文に移行した。

7. むすびにかえて

強迫規定に関して、通説の立場では強迫とされ

る場合は、比較的狭く、契約が単に不公平な方法で締結されたというだけでは強迫とならないとの指摘がなされている⁸⁹。しかし、すでに検討したように、旧民法の強迫規定はその対象領域はかなり広範なものを含んでいた。無効原因をもたらす強迫、災害に起因する場合の強迫、承諾の瑕疵の原因となる強迫などである。ところが、強迫は現行民法立法の際に、もっぱら瑕疵ある意思表示をもたらすものにその適用領域を限定化してしまった。旧民法と現行民法とでは、強迫規定にかんする立法者の条文化に対する感度の差が著しいように感じられる。

他方、詐欺は、もともと旧民法では無効原因でも取消原因でもなく、相手方に対する損害賠償請求を基礎とするシステムであった。それが現行民法立法に際して、「取消」原因とされたわけである。両者は民法学説上、「瑕疵ある意思表示」として共通条文の中に規定されたが、その効果は勿論、その要件論も個別的に検討していくことも可能で、むしろ分離して規定されるべきものであるといえよう。

本稿は、詐欺・強迫規定の立法過程を少しく検討したにすぎない。それぞれの制度にふさわしい要件・効果を再検討するにあたり、今後さらに現行民法典成立後の学説の展開、判例の体系的な検討が、必要であると思慮される。これらの条文に関する比較法的考察も含め、次稿の課題としたい⁹⁰。

註

¹ 田中教雄「日本民法九六条（詐欺・強迫）の立法過程－不当な勧誘に対処する手がかりとして」香川法学十三卷四号（一九九四年）77頁がある。また、森田宏樹「「合意の瑕疵」の構造とその拡張理論」（1）NBL No482 22頁以下、（2）NBL No483 56頁以下、（3・完）NBL No484 56頁以下。

² ボワソナード民法典研究会編『ボワソナード氏起稿再閣修正民法草案註釈（ボワソナード民法典資料集成後期1－2）』（雄松堂出版、2000年）95頁。

³ ボワソナード前掲書96頁。

⁴ ボワソナード前掲書97頁。

⁵ ボワソナード前掲書97頁。

⁶ ボワソナード前掲書98頁。

⁷ ボワソナード前掲書98頁。

⁸ ボワソナード前掲書98頁。

⁹ ボワソナード前掲書99～100頁。

¹⁰ ボワソナード前掲書100頁。

¹¹ ボワソナード前掲書101頁。

¹² ボワソナード前掲書101頁。

¹³ ボワソナード前掲書101頁。

¹⁴ ボワソナード前掲書102頁。

¹⁵ ボワソナード前掲書102頁。

¹⁶ ボワソナード前掲書102頁。

¹⁷ ボワソナード前掲書103頁。

¹⁸ ボワソナード前掲書104頁。

¹⁹ ボワソナード前掲書105頁。

²⁰ ボワソナード前掲書106頁。

²¹ ボワソナード前掲書106頁。

²² ボワソナード前掲書107頁。

²³ ボワソナード前掲書107頁。

²⁴ ボワソナード前掲書108頁。

²⁵ ボワソナード前掲書108頁。

²⁶ ボワソナード前掲書109頁。

²⁷ ボワソナード前掲書110頁。

²⁸ ボワソナード前掲書111頁。

²⁹ ボワソナード前掲書112頁。

³⁰ ボワソナード前掲書113頁。

³¹ 「法律取調委員会民法草案財産編人權ノ部議事筆記」『日本近代立法資料叢書8』（商事法務研究会、昭和62年）48頁以下。

³² 法律取調委員会前掲書50頁。

³³ 法律取調委員会前掲書51頁。

³⁴ 法律取調委員会前掲書52頁。

³⁵ 法律取調委員会前掲書53頁。

³⁶ 法律取調委員会前掲書56頁。

³⁷ 法律取調委員会前掲書57～58頁。

³⁸ 富井政章校閲、本野一郎、城数馬、森順正、寺尾亨著『日本民法義解財産編第三卷 人權及び義務（上）明治23年版』（信山社復刻版、平成10年）120頁以下。

³⁹ 民法義解前掲書122頁。

⁴⁰ 民法義解前掲書122頁。

⁴¹ 民法義解前掲書123頁。

⁴² 民法義解前掲書123頁。

⁴³ 民法義解前掲書124頁。

⁴⁴ 民法義解前掲書125頁。

⁴⁵ 民法義解前掲書133頁。

⁴⁶ 民法義解前掲書136頁。

⁴⁷ 民法義解前掲書138頁。

⁴⁸ 民法義解前掲書139頁。

⁴⁹ 民法義解前掲書140頁。

⁵⁰ 民法義解前掲書142頁。

⁵¹ 民法義解前掲書143頁。

⁵² 民法義解前掲書145頁。

⁵³ 民法義解前掲書147頁。

⁵⁴ 民法義解前掲書149頁。

-
- 55 民法義解前掲書 153 頁。
- 56 民法義解前掲書 155 頁。
- 57 民法義解前掲書 156 頁。
- 58 民法義解前掲書 157 頁。
- 59 民法義解前掲書 158 頁。
- 60 民法義解前掲書 162 頁。
- 61 民法義解前掲書 164 頁。
- 62 「法典調査會民法主査會議事速記録」『日本近代立法資料叢書 13』（商事法務研究会，昭和 63 年）652 頁以下。
- 63 民法主査會前掲書 653 頁。
- 64 民法主査會前掲書 653 頁。
- 65 民法主査會前掲書 653 頁。
- 66 『法典質疑問答第一篇民法総則』（信山社復刻，平成 6 年）276 頁における仁井田益太郎博士の解説。
- 67 民法主査會前掲書 654 頁。
- 68 民法主査會前掲書 654 頁。
- 69 民法主査會前掲書 654 頁。
- 70 民法主査會前掲書 654 頁。
- 71 民法主査會前掲書 654 頁。
- 72 民法主査會前掲書 654 頁。
- 73 民法主査會前掲書 654 頁。
- 74 民法主査會前掲書 654 頁。
- 75 民法主査會前掲書 654 頁。
- 76 民法主査會前掲書 655 頁。
- 77 民法主査會前掲書 655 頁。
- 78 民法主査會前掲書 655 頁。
- 79 民法主査會前掲書 655 頁。
- 80 民法主査會前掲書 655 頁。
- 81 民法主査會前掲書 656 頁。
- 82 古くからの問題である。たとえば，滝沢昌彦「クリスチャン・ヴォルフの契約理論－「約束」的契約観」法学研究（一橋大学研究年報）31 1998 年 118 頁。
- 83 民法主査會前掲書 656 頁。
- 84 民法主査會前掲書 657 頁。
- 85 「法典調査會民法總會議事速記録」『日本近代立法資料叢書 12』（商事法務研究会，昭和 63 年）513 頁。
- 86 民法總會前掲書 514 頁。
- 87 民法總會前掲書 514 頁。
- 88 民法總會前掲書 515 頁。
- 89 四宮和夫＝能見善久『民法総則』第 8 版（弘文堂，平成 22 年）242 頁
- 90 最近のものとして，鹿野菜穂子「錯誤規定とその周辺－錯誤・詐欺・不実表示について」『民法（債権法）改正の論理』（新青出版，平成 22 年）233 頁。

人の移動規制と州権

—南北戦争前のアメリカを中心に—

加藤 洋子

Yoko KATO. Migration Controls and States' Rights in the Antebellum United States. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 1. October 2013. pp. 17 – 29.

This article examines migration controls by state governments in the antebellum period in the United States. Focusing on policies of New York and Virginia, it discusses 1) continuities of migration controls since the colonial period; 2) significance of states' rights in the history of US immigration; 3) two aspects of migration controls by state governments: immigration controls and restrictions on internal migration of slaves and free blacks; 4) regional differences between the North, the West and the South. The South, because of slavery and low wages, remained an area of a limited number of immigrants, contrary to the prevailing myth of the United States as a country of immigration. The South was also an advocate of states' rights. It was only after a curtailment of states' rights during and after the Civil War that federal laws started enacting immigration restriction laws.

はじめに

「虐げられた人々の受け入れの地」「自由の地」アメリカ——「自由の女神」に代表されるこのイメージを、アメリカは世界に向かって語りかけてきた。また、アメリカへの移民に関する書物のなかには、「連邦政府が1875年に移民法を制定するまでは、自由に人々はアメリカに入国できた」という見解も散見される¹。しかし、これは、アメリカの姿を正しく伝えているだろうか。確かに、英領植民地時代（1607～1775年）から労働力が不足することの多かったアメリカでは、移民の増加は基調としては望まれていた。ヴァージニア植民地の初期には死者が多く、植民者も疲弊するなかで、囚人でもよいから人を送るようイギリス国王に訴えたこともある²。また、南北戦争（1861～65年）の際には移民が減少し、1864年7月4日には「移民を奨励する法」が連邦議会で成立している³。しかし、移民奨励が基調であったとしても、アメリカが「虐げられた人々」の全てを受け入れてきたとはいえない。

また、1875年以前にも連邦政府による移民規制の動きがあった。法には至らなかったものが多い

が、1862年2月19日の「アメリカ船におけるアメリカ市民によるクーリー貿易を禁止する法」のように成立したものもある⁴。この法は、アメリカ人がクーリー（苦力）労働者を輸送することを禁止した。また中国人がアメリカに入国する際には、アメリカ領事館による（自由意思による渡米であることの）証明書をもっていることを条件とした。これは、今日のヴィザ（査証）の萌芽的形態である。

南北戦争後に展開されていった連邦政府による移民政策は、南北戦争前の人種・エスニシティ構成の維持をはかろうとし、東欧・南欧からの移民を制限し、アジアからの労働者の移民禁止をめざした。アジアからの労働者の入国管理は、連邦法では、この1862年のクーリー貿易禁止法に始まる。

本稿では、アメリカの独立後から南北戦争までのアメリカへの人の移動と、その移動に対する規制を分析する。そのなかで19世紀前半のアメリカの国のあり方を問い、今日への遺産についても検討する。本稿がめざすのは、移民研究という語で一般にイメージされる「ある国から別の国への移民についての研究」ではなく、国家の形成・その

変容と人の移動に関する分析である。それゆえ、アメリカの外からの人の移動のみならず、アメリカ内の人の移動も検討対象になる。

南北戦争前においても、英領植民地時代には各植民地で、アメリカの独立後は各邦ついで各州（「州」は連邦憲法発足以前の連合の時代〔1781～89年〕では、「邦」と訳される）で、人の移動規制が行なわれていた。それゆえ、アメリカでの人の移動規制に関しては、第一に、植民地時代からの連続性のなかでとらえる必要がある。

連邦制度をとるアメリカでは、今日でも州が大きな権限をもっている。これは、英領植民地が13の植民地にわかれ、国王は同じではあっても、別々の総督をいただき、各々の議会をもち、課税権も各植民地で異にしていたことと関係している。イギリスから独立して自ら政治形態を形成しようとした時、各植民地は課税権などを一挙には手放せなかった。それゆえ、連合の時代には、中央政府には課税権、軍隊、通商規制の権限もなかった。シェイズの反乱（1786～87年）などをへて、ようやく1788年に今日の連邦憲法が発足することになったが、それでも州は、以前のように、各々の独自性を強調し、州権論をふりかざして連邦政府の政策に対抗した。連邦憲法の修正第10条（1791年）は留保条項とも呼ばれ、「この憲法が合衆国に委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、各々の州または国民に留保される」と規定している⁵。今日でも州権論は彷彿とわきあがってくることがあるが、とくに南北戦争前では、連邦の優位と州権との関係が大きな問題になっていた。

こうした植民地時代からの歴史的経緯を見れば、人の移動規制は、第二に、連邦政府の政策のみならず、州権の歴史のなかでもとらえられねばならない。南北戦争前のアメリカでは、工業を推進しようとする北部に対して、奴隷制と綿花栽培に依拠した南部は州権論をかざして、連邦政府の政策に対抗した。南北戦争前に連邦政府による移民法が成立しなかったのは、当時の州権論の強さにもよっている。植民地時代の遺産ともいえる州権論が後退し、アメリカの連邦制度がより確固としたものになるのは、憲法制定時ではなくて、南北戦

争後のことだった。

第三に、南北戦争前では、人の移動規制には二つの側面があった。一つは国外からの移民の流入に対する州政府による規制である。もう一つは、国内における人の移動—例えば自由黒人の他州からの流入—に関する規制である。こうした州独自の規制は、英領植民地時代からの連続性を示しているだけでなく、国外からの人の移動を分析する際に、国内の人の移動規制も視野に入れることの必要性を示している。

第四に、「移民の国」といわれるアメリカであるが、人の流入の多寡は、英領植民地時代から、地域によってまだら模様であり、奴隷制に基づいた南部には移民の流入は少なく、南部は「移民の国」アメリカのイメージとは乖離した特殊地域だったことにも注目したい。

本稿では、南北戦争前の州による人の移動規制に焦点をあてて検討するが、その際、とくに移民流入の多かったニューヨークと、奴隷制があり移民の少なかった南部に焦点をあてる。また、以下で「移民」という語を用いる場合は、アメリカの外からアメリカに移住してくる人々をさし、「人の移動」では、移民以外の人の移動も含む。

I 19世紀前半の移民と北部・西部

北米大陸の東海岸には、1607年のジェームズタウン建設以降18世紀初頭までに、13の英領植民地が形成された。これらの植民地は、イギリスとの戦争（1775～83年）を経て独立。1788年には今日でも用いられている連邦憲法が発効し、翌年にはジョージ・ワシントンが初代大統領に就任して、連邦制度が発足した。

ファルツ戦争（1688～97年）に始まる（英仏対立を基軸とした）一連のヨーロッパでの戦争に悩まされたアメリカだったが、ナポレオン戦争（1796～1815年）と、それに連動してアメリカで起きた対英戦争（1812～14年）が終わると、アメリカは国内のことに専念できるようになった。パクス・ブリタニカのもと、大西洋にまでヨーロッパの戦争が波及することなく、アメリカは軽軍備で自国の経済発展に邁進していった。そして、経

済発展に伴い、ナポレオン戦争後にはアイルランドやドイツからの移民が増加していった。

建国から南北戦争に至るまでの時期に、アメリカは太平洋岸にまで領土を広げ、広大になった国土ではセクション（北部、西部、南部）の相違が顕著になっていった。北部では産業革命が起り、工業発展の素地が形成された。また、西部（とくに今日の中西部）では、穀物生産が盛んになった。こうした経済発展に伴い、移民もこれらの地域に流入するようになった。これに対し、綿花を栽培していた南部では、奴隷制に基づく特殊な地域が形成されていった。

（1）北部の産業革命と西部の穀物生産

「人の移動」は、今日でも技術移転と密接に関連しているが、アメリカの産業革命の端緒は、イギリスからアメリカに移住した熟練工であるサミュエル・スレイターによってもたらされた。

産業革命をリードしたイギリスは、当時、技術移転を防ぐために職人や技術者の海外移住を禁止していた⁶。それ故、スレイターは、農民と偽ってイギリスを出国し、1789年にニューヨークに到着。この年には、4月にジョージ・ワシントンがアメリカ初代大統領に就任し、7月にはフランス革命が起きている。君主政から共和政への変化と新しい時代の到来を予兆させる年だった。

スレイターは、ブラウン大学創設者の一人でもあるモーゼス・ブラウンたちの支援を得て、1791年にロードアイランド州ポータケットで、初めて水力紡績機を作った。スレイターによりもたらされた技術移転は、アメリカの産業革命のきっかけになったから、英米の双方にとって影響が大きかった。アメリカではスレイターは「工場制度の父」と呼ばれるが、イギリスでは「裏切り者」だった⁷。

こうして1812年の対英戦争の終了（1814年）後にはアメリカでも産業革命が本格化していったが、19世紀のアメリカの経済発展には鉄道が果たした役割が大きい。アメリカでは1828年にボルティモア・オハイオ鉄道の建設が始まり、1830年にはチャールストン・ハンブルグ鉄道が稼働した。

南北戦争前の鉄道建設はミシシッピ川以東を中心としており、ミシシッピ川以西の土地の開拓は

あまり進んでいなかった。1860年の段階では、それまでに敷設された鉄道の総マイル数は、ピーク時の1930年の42.98万マイルに比べて、ずっと少なく30,626マイルでしかない⁸。当時、アメリカの輸出の第一位をしめていたのは綿花で、アメリカの工業の競争力は、まだ、強くはなかった。

北部で工業が盛んになる一方で、西部（とくに今日の中西部）では穀物生産が盛んになっていった。西部の物資は、当初はミシシッピ川を通じてニューオーリンズに送られていた。しかし、バッファローとオルバニーを結ぶエリー運河が1825年に開通すると、運河とハドソン川を通じてニューヨーク市に運ばれるようになった。

19世紀前半には鉄道網は十分ではなかったから、運河が盛んに建設された。なかでもエリー運河の波及効果は大きく、西部の穀物を五大湖からニューヨーク市に水路で運ぶことができるようになり、アメリカにおける物流を変えた。エリー運河は、ニューヨークの発展をもたらすとともに、西部は北部に結びつくようにもなった。こうしたなかで、ニューヨークに到来する移民が増加し、発展する北部や西部に流入していくようになった。

以下、「ニューヨーク市」「ニューヨーク州」の表記については、煩雑さを避けるため、とくに言及する必要のある場合のみ、「市」あるいは「州」を明記する。文脈上、市か州かが明らかな場合、あるいは、市か州のどちらにも解釈しうる場合には、「ニューヨーク」とのみ表記する。

（2）北部・西部への移民の流入

南北戦争時に連邦を離脱した南部11州の人口は、1860年のセンサスによれば910.3万人であり、連邦を離脱しなかった奴隷州の人口を除いても、連邦側の人口は1,894.3万人と圧倒的に多かった。これは、対英戦争が終了してから南北戦争までのあいだに、アメリカの北部や西部に移民が流入したことにもよっている。

1820年のアメリカへの移民は8,385人で、そのうち7,691人がヨーロッパからの移住者である⁹。移民が1万人を超えたのは1825年であり、その3年後の1828年には2万人以上となった。2万人台だった移民は、1832年になると一挙に前年の2.2

万人から6万人に増えている。1845年からは10万人を超え、1850年から53年は36万人以上、1854年には42.7万人と、南北戦争前の移民数のピークを形成した。この1840年代、50年代の移民急増は、主にアイルランドとドイツからの移民の到来によっていた。

1830年代にはアイルランドからの移民が増加した。彼らの多くはカトリックだったから、1834年にはボストン近郊のチャールズタウンで修道院が焼かれるなどの（移民に）反発する動きが広がった。また、1840年代になると、アイルランドでは、ジャガイモ飢饉（1845～52年）が発生。ジャガイモの病気の蔓延によりジャガイモがとれなくなり、多くの人々が餓死するに至った。そうしたなかで、1847年には10万人を超えるアイルランド人がアメリカに到来し、1851年には22.1万人でピークとなった。10万人を下回って半減したのは、1855年のことである¹⁰。

アイルランド人の子孫と位置づける人々は、2009年において全米人口の12%（3,691.5万人）を占めている¹¹。

アイルランドからの移民と同じ頃に増加したのが、ドイツからの移民である。彼らは、1848年の3月革命や経済的困窮などによりアメリカに到来し、1852年に14万人を超え、1854年に21.5万人と最多になった。その翌年には7.1万人に激減している¹²。

今日のアメリカでは、ヨーロッパ系のなかでの最大のエスニック・グループは、イギリス系ではなくてドイツ系である。ドイツ系アメリカ人は、2009年において、5,070.8万人で、全米人口の16.5%をしめている¹³。そのうちの39%が中西部に住んでいる。

II 州による移民規制——ニューヨークを事例に

南北戦争前には州政府によって移民規制が行われていたが、その規制は犯罪人や自活できない者などの到来を防ぐもので、植民地時代との連続性を示している。連邦憲法発足前の連合の時代では、その連合規約第4条において、「貧困者、浮浪者、

逃亡犯罪人を除き、各邦のそれぞれ自由な人民は、各邦の自由市民のもつ一切の特権、免除を与えられる」と規定された¹⁴。

ジェラルド・ニューマンは、1875年の連邦移民法以前の（連邦政府や州政府による）規制に、研究者たちが関心を十分に払ってこなかったことを指摘し、19世紀前半に州で実施された人の移動規制として、①犯罪人、②貧困者などの自活できない者、③奴隷労働や年季奉公人、脱走船員、④伝染病患者、⑤自由黒人をあげている。これらの規制の多くは、この論考（注15参照）ではニューマンは論じていないが、英領植民地時代に遡れるものである¹⁵。

犯罪人に関しては、イギリスは犯罪人を植民地に流刑にしたから、植民地時代には、犯罪人の到来を阻止する法律が各植民地で形成された。早くも1639年にマサチューセッツ湾植民地で犯罪者などの移民規制がなされ、その後、各植民地で規制が導入された¹⁶。

独立戦争後の1788年9月には、大陸会議が犯罪人の到来防止を各邦に呼びかけ、犯罪人をアメリカに運んできた船に出港を求め、違反する場合には罰金を科すなどの法が各州で形成された¹⁷。しかし、州単位で規制がなされても、南北戦争前には連邦法による規制にまでは至らなかった。

貧困者など自活できない者に関しては、マサチューセッツ湾植民地では、1640年代にはタウンで規制するようになった。また、1700年の法では、乗客リストの提出や、自活できない者などに関しては保証金や本国への送還を求めた¹⁸。

植民地時代に引き続き独立後も人の移動が規制された。1788年3月のニューヨーク植民地の「貧困者のよりよい定住と救済のための法」でも、船長は、乗客名と職業を報告し、ニューヨークに負担となる人物は送り返さなければならなかった¹⁹。

イギリスなどのヨーロッパの国々からは、犯罪者や貧困者などが独立後のアメリカにも送られてきたから、これらの移民の規制は、連邦議会でも議論された。1838年には、乞食や浮浪者に対する移民規制が連邦議会下院司法委員会で取り上げられたが、実現しなかった²⁰。

犯罪人や自活できない者のほかに、伝染病対策

も重要な課題だった。以下ではとくにニューヨーク州および市による伝染病対策に焦点をあてて、人の移動規制について検討する。

（1）伝染病対策と船員救援の連邦法

北米の13の英領植民地は海岸沿いに形成されたから、船の乗客や船員がもたらす伝染病は、各植民地にとって深刻な問題となった。今日でもそうであるように、当時の人々にとっても、伝染病は、入ってくる人々を規制する際の重要な要因になっていた。

英領植民地時代のフィラデルフィアでは、1699年にバルバドスから到来した船により黄熱病が広まった。病気が蔓延した船の到来を防ぐ法律が制定されたが²¹、当時は英領植民地全体で統一した隔離政策がとられることはなかった。しかし、1700年代には各コミュニティで保健担当官が任命されている。また、1730年にはペンシルヴァニア植民地で、船員の治療のための資金を集めるなど、伝染病対策が進められた。

フィラデルフィアでは、1797年に黄熱病が流行し、翌年7月には病気にかかったり負傷したりした船員救援のための連邦法が制定された²²。この法律は、アメリカでの最初の公衆衛生法とも言えるもので、外国からアメリカに到着した船の船長あるいは船主に、その船員数を報告することを求め、船員1人当たり毎月20セントにあたる額を支払うよう規定した。船員の給料から徴収され財務省に集められた資金は、治療や病院建設に活用された。また、この法のもとで、アメリカ大統領はアメリカの海事病院のディレクターを任命した。こうして財務省管轄下で海事病院業務が始められ、1860年には全米で27の海事病院があった²³。

（2）ニューヨークでの隔離対策

19世紀前半にはアイルランドやドイツなどから多数の移民が、ニューヨークに到来した。

ヨーロッパ各地の港のなかでも、1855年から1860年の期間を例にとると、リヴァプールからニューヨークへの移民船が一番多かった（1,149隻）。リヴァプールからの移民のほとんどはアイルランド人だったという。ついでプレーメン（488

隻）、アーヴル（386隻）、ハンブルク（303隻）、ロンドン（296隻）、アントワープ（150隻）からの移民船が到来した²⁴。

これらの船の到着に伴い伝染病が流行することもあり、伝染病患者の隔離が、早くから課題となっていた。ニューヨークでは、とくに島を活用して、隔離が行われた。

植民地時代のニューヨークでは、1758年に伝染病の流入・拡大を防ぐ法が制定された²⁵。この法により、伝染病が出た船は、ニューヨーク港に入る前にベッドロー島（現在では、「自由の女神」のあるリバティ島）で隔離された。また、1794年にニューヨーク州議会は、ベッドロー島に代わってガヴァナーズ島を隔離場所とし、病院を建設することなどを州知事に求めた。しかし、ガヴァナーズ島では黄熱病が蔓延し、1796年からこの島で始まった隔離は、1799年にはスターテン島に移されることになった。そして、スターテン島のトムキンズヴィルに海事病院などが建設された²⁶。

スターテン島での海事病院・隔離ステーションは1799年に開設され、当初は、200人の患者受け入れを想定して発足したが、1801年5月から同年12月までで945人の患者を受け入れた。伝染病による死亡者も多く、例えば、1802年6月10日にニューヨーク港に着いた“ペネロペ”という船の場合、黄熱病、チフス、天然痘や赤痢患者が出て、262人の乗員中74人が死亡したという。南北戦争前には、アジア・コレラ、天然痘、黄熱病、チフスなどがはやり、アジア・コレラは、1832年、1849年、1854年、1866年と、頻りに流行した²⁷。

伝染病患者の隔離には、ウォーズ島やブラックウェル島も用いられた。1847年からはウォーズ島ではチフス患者を受け入れ、1854年からは天然痘に対する病院がブラックウェル島に設置された²⁸。

1849年5月から翌年12月までにスターテン島で病死した移民のリストを見ると、264人の死亡者のうち、40歳以上の人は24人（そのうち50歳代が10人、最高齢は56歳）で、15歳以下の者は35人である。移民の多くが15歳以上40歳以下の若い人々で占められていた²⁹。

隔離に用いられた島々のうち、スターテン島には、天然痘専門の病院など複数の病院が建てられ

た。スターテン島はアメリカの富裕層にも好まれた土地だったから、人々は、近くに伝染病患者が増加していくことに不安をもつようにもなった。ついに、1857年9月1日の夜、“数百人の暴徒”が塙を壊し、敷地内に入り火を放ち、病院など10棟を焼いた。翌日の朝には応援が求められ、60人の警官が送られることになったが、手違いで到着せず。夕方には海兵隊が支援にあたったものの、40棟もの建物が焼かれた。病人や死者は火が放たれる前に病院から戸外に運び出されたが、9月3日まで屋外で過ごすことを余儀なくされたという³⁰。

この暴動後には、伝染病患者の隔離のために新たに人工の島々が造られた。1860年にはスウィンバーン島、そして、1873年にはホフマン島が建設された。また、1863年には「一般隔離法」がニューヨーク州で制定された³¹。

(3) ニューヨークでの入国管理：州権か連邦政府の権限か

増加する移民対策として、1824年にはニューヨーク州は法を制定して、ニューヨーク港に到着後、乗客の名前、出生地、直近の居住地、年齢、職業について文書での報告を求め、違反した場合には罰金を科した。また、乗客が貧困者や子供など自活できない者の場合には、1人につき300ドル以下の保証金の支払いを船長に求めた。不払いの場合は1人あたり500ドルの罰金となった。

また、1830年には、海事病院などの運営費をまかなうために、再びニューヨークで州法が制定された。この法では、一等船室の乗客1人につき1.5ドル、三等船室の乗客1人あたり1ドル、沿岸航海の船の乗客すべてから1人あたり25セントを徴収することにした。この1830年の法は、1849年に最高裁判所による「スミス対ターナー」の判決において、違憲判決を受けた。移民に対する課税は通商規制にあたり、通商規制に関する権限は連邦政府に与えられているから、州政府による課税は違憲であるとの判断である³²。

1847年5月5日にはニューヨーク州議会は、「ニューヨーク市に到来する船客に関する法」を制定した³³。この法は、既述の1824年の州法を受け継ぐものである。船長には、移民が精神異常者、

精神薄弱者、聾啞者、視覚障害者、障害者であるか否か、親族に伴われているか否かについて、また、船中で出た死者の名前、直近の居住地、年齢についても報告することが求められた。これを怠ったり、虚偽の記載をした場合は罰金を払わねばならない。さらに移民1人あたり1ドルを徴収する。また、移民コミッショナーの指令のもと、係官が船上で（親族に伴われていない）精神異常者、精神薄弱者、聾啞者、視覚障害者、障害者がいないかどうか検査し、公共の負担となる者には1人あたり300ドルの保証金を船長に求めた。

1847年のこの法律は、10人からなる移民コミッショナー委員会を設立した。10人のコミッショナーのうち、6人は州知事による任命で、そのうち2人は任期2年で1等クラスのコミッショナーとなる。残りの4人は、2人が2等クラスで任期4年、あとの2人が3等クラスで任期6年となった。そのほか、ニューヨーク市長、ブルックリン市長、ドイツ・ソサエティ（1784年設立）の会長、アイルランド移民ソサエティ（1841年設立）の会長も移民コミッショナーにあてられた³⁴。これらの移民コミッショナーは、訴訟の当事者となりうる人々で、また、ニューヨーク市の収入役に集められた資金の使用許可を出す等の移民行政に関わる仕事をした。コミッショナーが欠員となれば、ニューヨーク州議会上院の助言と同意を得て、州知事がコミッショナーを任命する。1847年12月15日の州法では、スターテン島の海事病院の運営も、移民コミッショナーが担当することになり、移民行政が整えられていった³⁵。

ニューヨークでは、移民増加に伴い、治療や支援を必要とする移民が増えていった。1848年には27,528人が治療その他の公的支援を受けたが、49年には41,258人、50年に57,386人、51年に85,036人、52年に181,005人、53年に91,774人、54年に120,894人、55年に142,357人と増えている。しかし、移民の減少に伴い56年から60年の間は、19,435人（1859年）から36,824人（1856年）の間で推移している³⁶。

増加する移民に対しては、法律の整備のみならず、移民受け入れ施設も必要だった。エリス島での入国管理は有名であるが、ニューヨークではそ

の前からマンハッタン南端のキャッスル・ガーデンで移民受け入れがなされるようになった。このキャッスル・ガーデンはニューヨーク州政府によって1855年から運営が行われ、1890年まで運用された。

ニューヨーク州で行われてきた移民管理を連邦政府が引き継いでいくのは、南北戦争後のことである。キャッスル・ガーデンでの移民受け入れにかわって、1890年4月からは連邦政府が入国管理を行い、エリス島に入国管理の建物を建てることになった。1892年1月にエリス島の入国管理所が開設され、連邦法のもとで入国管理が行われるようになった³⁷。

また、連邦最高裁判所は、州による移民への課税を繰り返し違憲と判定していたが、1876年3月の最高裁の判決「ヘンダーソン対ニューヨーク市長」でも、州による移民への課税は、連邦政府に与えられた通商規制の権限に逸脱するとの判断を下した。こうしたなかで連邦議会が1882年に制定した移民法により、移民への入国税の徴収を連邦政府が初めて導入するようになった³⁸。移民の入国管理は、ニューヨークに見られるように、植民地時代には各植民地で、連合の時代には邦で、連邦憲法制定後は州でなされてきた。南北戦争で南部が敗退すると州権論も後退し、連邦法の制定でもって入国管理がなされていくようになったが、これにはニューヨーク州などの経験が土台になっている。

Ⅲ 南部と移民

(1) 南部の綿花生産と奴隷制

北部や西部（中西部）に対して、南部では奴隷制をとり、主に綿花を栽培した。南部の綿花は、イギリスの産業革命に伴い、その繊維産業の原料になった。1793年にアメリカでイーライ・ウィットニーにより綿繰機が発明されると、綿花栽培はますます発展し、綿花は南北戦争前のアメリカの輸出の第一位を占めるようになった。

アメリカ南部の奴隷制の存在については広く知られている半面、北部には奴隷制がなかったかのように思われがちである。しかし、1641年のマサ

チューセッツ湾植民地で制定された法に始まり、北部でも次々に奴隷に関する規定が法制化されていった。

北部で奴隷を認める法律が撤廃されていくのは、1776年の独立宣言後から19世紀前半にかけてである。1777年にはヴァermontが奴隷に関する法を廃止。次いで、メインとマサチューセッツ（いずれも1780年に廃止。以下（ ）内は廃止年を示す）、ニューハンプシャー（1783年）、オハイオ（1803年）、インディアナ（1816年）、イリノイ（1818年）、ニューヨーク（1827年）、ミシガン（1837年）、1840年代に、ロードアイランド（1842年）、デラウェアとアイオワ（いずれも1846年）、コネティカットとウィスコンシン（いずれも1848年）。そのほか準州だったが、ワシントンとオレゴン（1848年）が奴隷制を認めず³⁹、1850年代になると、カリフォルニア（1850年）とミネソタ（1858年）が自由州になった。

他方、南部では奴隷所有者による自主的な奴隷解放が独立宣言後に増えてはいたものの、奴隷制は綿花栽培の基盤となっていたから、廃止には至らなかった。

アメリカの連邦憲法第1章第9条第1項では、「連邦議会は、1808年より前においては、現存する州のいずれかがその州に受け入れることを適当と認める人びとの移住または輸入を、禁止することはできない」と規定している。これにより奴隷貿易は1808年に禁止された。その後は、奴隷の密輸入が行われ、1808年から1860年までに、25万人の奴隷がアメリカに密輸されたという⁴⁰。

密輸の他に“奴隷生産”も盛んになった。既にアメリカ内にいる奴隷に子供を沢山生んでもらって、南西に拡大していった綿花栽培地域に奴隷を供給したのである。

国内での“奴隷生産”は、アフリカ系女性の出生率の異常な上昇をもたらした。1835年から1839年の統計では、アフリカ系女性の35.4%が10人以上の子供をもっていたが、同じ時期の白人女性では13.4%である⁴¹。10人以上の子供をもつアフリカ系女性は、1850～54年でも30.8%をしめ、南北戦争中は25.5%、南北戦争が終了し奴隷が解放されると、1865～69年に13.8%へと低下した。それ

でも1865～69年に10人以上の子供をもっている白人女性は5.8%でしかないから、13.8%という数値は高い。

密輸や“奴隷生産”などにより、南部での奴隷人口は、奴隷貿易禁止にも関わらず増加していった。繊維工業の原料として綿花栽培が求められていたから、南部の綿花栽培は西へ西へと拡大していった。スペイン領だったテキサスにも南部人が入植し、スペインから独立したメキシコが奴隷制を禁止すると、1837年にはテキサス共和国としてメキシコから独立。その後、アメリカがテキサスを併合（1845年）するに至り、綿花栽培もさらに拡大していった。1850年にテキサスの奴隷人口は5.8万人、1860年には18.2万人になっている⁴²。

アメリカ全体での奴隷人口は、1790年に69.7万人、1810年に119.1万人だったが、1860年には395.3万人と、1790年の第一回センサス時のアメリカ総人口に匹敵する数となった。南北戦争で連邦を脱退した南部11州を例にとれば、1860年で、総人口910.3万人のうち、奴隷数は352.1万人、自由黒人数は13.2万人になっている⁴³。

南北戦争前には、奴隷が逃亡し、人々の助けを得て北部の自由州やカナダに逃げ込むこともあった。こうしたなかで、各州の間では、州間の奴隷取引を禁止したり、自由州に奴隷がもちこまれることを禁止する州もあった。最高裁判所も1852年の判決「ムーア対イリノイ州」で、州が“受け入れがたい人々”を州境から追い出すことを容認していた⁴⁴。

（2）自由黒人

アメリカは、「独立宣言」（1776年）で「すべての人々は平等に造られている」とうたっていたし、19世紀前半には世界的にも奴隷解放が進んでいたから、奴隷を自主的に解放する人々も多かった。南部11州では、1860年に、ヴァージニア（5.8万人）、ノース・カロライナ（3万人）、ルイジアナ（1.8万人）のように、自由黒人数が1万人を超えた州もあったが、アーカンソー（144人）、ミシシッピ（773人）のように、自由黒人の少ない州が多い。南部11州以外で1860年の時点で自由黒人が多いのは、メリランド（8.3万人）、ペンシル

ヴァニア（5.6万人）、ニューヨーク（4.9万人）、オハイオ（3.6万人）、ニュージャージー（2.5万人）である⁴⁵。

奴隷所有者による奴隷の自主的な解放は、しかしながら、独立宣言からしばらくたつと次第に少なくなり、自由黒人の移動規制が強化されていった。南部の奴隷所有者たちは、自由黒人の存在が奴隷に与える影響を懸念したのである。

ヴァージニア州を例にあげれば、1782年にヴァージニア州議会は、奴隷所有者が奴隷を解放できるようにした⁴⁶。1800年までには、ヴァージニアで自由黒人は2万人以上となった。しかし、南部では自由黒人の流入は奴隷制の存続にも関わることであった。1791年にはハイチで奴隷反乱が起こり、1804年にはハイチはフランスから独立した。これはアメリカ南部の奴隷所有者には脅威となり、ヴァージニアでは1793年には他州からヴァージニアへの自由黒人の流入を禁止した。また、同じ年には、自由黒人に登録を求め、さらに実際は奴隷なのに自由黒人を装っているニグロやムラトールを雇うことを規制した。1803年には連邦法でも、すでに自由黒人の流入を禁止している州での、自由黒人の流入が禁止された⁴⁷。

また、南部の港に停泊する船に黒人が船員として乗船している場合、地元の黒人と接触しないよう、南部諸州は厳しくその行動を制限した。サウス・カロライナ州の場合、港に停泊する船の黒人船員を艦に入れるか船上に軟禁することを求めた。これに対しイギリスなどが抗議。最高裁判所は、サウス・カロライナの法律は、連邦の通商規制の権限に反し、イギリスとの通商条約にも反すると判決した。しかし、サウス・カロライナはこれに従わなかった。州権が強かった当時ではイギリスは、アメリカの連邦政府ではなく、ルイジアナ、ジョージア、サウス・カロライナなどの州と交渉して、事態の解決をはからざるをえなかった⁴⁸。

奴隷ゲイブリエルによるヴァージニア州リッチモンドでの未遂の反乱計画（1800年）や、奴隷ナット・ターナーによるヴァージニアでの反乱（1831年）などのたびに、ヴァージニア州は奴隷規制を強化し、自由黒人の移動もさらに制限していくようになった。1806年5月1日以降に解放されたすべての旧

奴隷とその子孫は、とくに貢献するものがなければ、自由を得てから12カ月以内にヴァージニアを出ることが求められた⁴⁹。

1837年には、ヴァージニア州で自由を得た旧奴隷が他州に旅行すると、その自由は剥奪された。また、翌年には教育を他州で受けた場合、ヴァージニアに帰ってくることはできなくなった。1848年以降は、ヴァージニアで自由黒人として生まれた者も、自由州に旅行したら、ヴァージニアに戻ることはできなくなった⁵⁰。

自由黒人をその州から追い出そうとする動きもあった。アーカンソーでは、1859年2月に自由黒人を追放する法を成立させた⁵¹。フロリダやミズーリでも追放する法が成立したが、州知事がこれに拒否権を発動。アーカンソーでも1860年には、自由黒人追放の法は廃止された。

奴隷には移動の自由はないとしても、自由黒人には本来、移動の自由が与えられなければならない。自由黒人の移動規制を主導したのは州議会であり、州権による規制である。そして、その移動の制限は、南部の奴隷制の存続という観点からなされたものだった。

（3）年季奉公人と移民

南北戦争前のヨーロッパからの人の移動は、多くは自由意志に基づく移民だった。しかし、19世紀初めまでは、年季奉公人もアメリカに到来していた。年季奉公人は、渡航費を払ってもらい代わりに、アメリカで何年か雇用主のために働き、年季があけると自由の身になった。契約に基づくものだが、売買がなされ、雇用主には年季奉公人に対する財産権が認められた。州法によっても規定され、17世紀半ばには年季奉公人は一般的だったが、19世紀初頭までにはその取引は消滅している⁵²。

年季奉公人に代わって盛んになったのが、奴隷労働である。植民者たちは、先住民の奴隷化もはかったが広まらず、アフリカからの奴隷輸入が盛んになった。

年季奉公人がすたれるなかで、ヨーロッパからは移民が増加していった。しかしながら、これらの移民は、南部にはあまり到来しなかった。南部

では賃金も低く、奴隷制もあったから、移民たちは南部には行きたがらなかった⁵³。

各州における外国生まれの人口から、移民の到来状況を見てみると、1860年の時点での外国生まれの人数は、南部11州あわせても23.2万人しかない。州別に見ても、南部11州のうち、外国生まれの白人が一番多いのは、ルイジアナの8万人、ついでテキサス4.3万人、ヴァージニア3.5万人、テネシー2.1万人、アラバマ1.2万人、ジョージア1.1万人の順で、それ以外の州では1万人以下だった⁵⁴。

奴隷州だが連邦を脱退しなかったケンタッキー、デラウェア、ミズーリ、メリーランドでは、外国生まれの人口は1860年において30.6万人である。

これに対し北部や西部の自由州（22州）での外国生まれの人口は、1860年において355.2万人を数える。州別では、外国生まれの人口が一番多いのはニューヨーク州で99.7万人。ついで、ペンシルヴァニアの43万人、オハイオ32.8万人、イリノイ32.4万人と続く。北部・西部での外国生まれの人口の圧倒的な多さを見ると、「移民の国」アメリカにあって、南部は特異な地域を形成していたことがわかる。

おわりに

従来の移民史研究では、一般に、自由意志で来る移民と、強制的に連れられてきた奴隷は、別扱いになってきた。しかし、南北戦争前のアメリカ内の人の移動、そしてアメリカの外からの人の移動を、国家基盤の形成という観点から見ると、移民も南部の奴隷制も一つの視点から分析することができる。

その分析から判明するのは、南北戦争前のアメリカにおける英領植民地時代の影響の残存と、連邦制度の基盤の弱体さである。既述したように、英領植民地時代では、同じ国王をいざなぎながらも、13の英領植民地は総督や議会を異にし、課税権も各々の植民地がもっていた。1776年7月4日の独立宣言の正式名称は、「13のUnited States of Americaの全会一致の宣言」であるが、ここでのUnited Statesという文言は、宗教の影響が強かった17世紀にはなかなか団結できなかつた各植民地が、「信

教の自由」が広まり、ようやく団結できたというその苦難の道を示している。それでも課税権などはなかなか手放せないから、連合の時代には、中央政府は各邦からの分担金で賄われていた。旧植民地である邦は主権をもち、一国一城の主のようだった。1788年に中央政府を強化した連邦憲法が発効し、翌年にワシントン大統領が就任してからも、連邦の優位の確立が重要な課題となっていた。

人の移動に関しても、本稿で見たように、南北戦争前には、各植民地、ついで邦、連邦憲法発効後は州による規制に多くがまかされていた。南北戦争による南部の敗退と州権論の後退が、連邦法による移民規制を促進させたことは否めない。連邦法による移民政策は、こうした南北戦争前の経験を糧にして実施されている。

連邦政府が移民規制を主体的に担うようになり、南北戦争後には「州政府による移民法の消滅に至った」と、ニューマンは書いている⁵⁵。しかし、2010年のアリゾナ州の移民法（S.B.1070）に対する2012年の最高裁判決に見られるように、州権と「連邦の優位」との対立は、現在もなおその火花を散らしている。英領植民地時代からの連続性と州権の歴史を分析する必要があるがここにある。

注

- 1 例えば、川原謙一『アメリカ移民法』（有斐閣、1990年）の第一章「移民法の歴史」では、「アメリカ革命から1875年にいたるまでの100年間」を「寛容と推進の政策」と位置付け、「この時期は移民の入国に対して何らの質的または量的な制限をおかないで、むしろ移民の到来を奨励した」（11頁）と書かれている。
- 2 サミュエル・モリソン『アメリカの歴史』第一巻、集英社、1970年、65～66頁。
- 3 これにより、国務省内に移民局（Bureau of Immigration）が設置された。この法は、1868年3月に廃止された。George J. Svejda, *Castle Garden as an Immigrant Depot, 1855-1890*, December 2, 1968, Division of History, Office of Archeology and Historic Preservation, U.S. Department of the Interior, pp.71, 89; An act to encourage Immigration, July 4, 1864, Thirty-eighth Congress, Sess. I, pp.385-387, *Statutes at Large*, <http://memory.loc.gov/ammem/mlaw/lwsling.html>. 以下、インターネット資料のアドレスは、いずれも2013年5月26日にネット上に記載されていたものである。
- 4 貴堂嘉之『アメリカ合衆国と中国移民』名古屋大学出版会、2012年、62頁；*Castle Garden as an Immigrant Depot*, p.67. 1862年の反クーリー法は、CHAP.XXXVII-An Act to prohibit the “Coolie Trade” by American Citizens in American Vessels, Thirty-seventh Congress, Sess. II. Ch. 25, 27, 1862, pp.340-341 (12 Stat.340). *Statutes at Large*.
- 5 アメリカの憲法はアメリカ大使館の資料室のサイトに原文と邦訳が掲載されている。<http://aboutusa.japan.usembassy.gov>.
- 6 P.マサイアス『最初の工業国家：イギリス経済史1700－1914年』日本評論社、1988年、94頁。
- 7 例えば、BBC NEWS DERBY, Neil Health, “Samuel Slater: American Hero or British Traitor?,” Sep. 22, 2011. <http://www.bbc.co.uk/news/uk-england-derbyshire-15002318>.
- 8 Series Q 284-312, “Railroad Mileage, Equipment, and Passenger Traffic and Revenue: 1890 to 1970,” *Bicentennial Edition, Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1970*, pt.2, U.S. Department of Commerce, 1975, p.728.
- 9 Table 1. “Persons obtaining Legal Permanent Resident Status: Fiscal Years 1820 to 2012,” *Yearbook of Immigration Statistics: 2012*. <http://www.dhs.gov/yearbook-immigration-statistics->

- 2012-legal-permanent-residents.
- 10 Series C 89-119, “Immigrants by Country:1820 to 1970,” *Bicentennial Edition, Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1970*, pt.1, U.S. Department of Commerce, 1975, p.106.
- 11 Table 52 “Population by Selected Ancestry Group and Region: 2009,” *Statistical Abstract of the United States: 2012*, Bureau of Census, Dep. of Commerce, p.50.
- 12 注10を参照。
- 13 注11を参照。
- 14 “The Articles of Confederation and Perpetual Union,” Appendix, Merrill Jensen, *The Articles of Confederation: An interpretation of the socio-constitutional history of the American Revolution 1774-1781*, Madison: Univ. of Wisconsin Press, 1970 (originally published in 1940), p.263. 大下尚一・有賀貞編『史料が語るアメリカ 1584～1988』有斐閣, 1989年, 16頁。
- 15 Gerald L. Newman, “Qualitative Migration Controls in the Antebellum United States,” Andreas Fahrmeir, Olivier Faron and Patrick Weil ed. *Migration Control in the North Atlantic World: The Evolution of State Practices in Europe and the United States from the French Revolution to the Inter-War Period*, NY: Berghahn Books, 2003, pp.107-119. また, 同著に所収の Aristide R. Zolberg, “The Archaeology of ‘Remote Control’” (pp.195～222) も, 南北戦争前の連邦と州との移民政策における相剋に言及している。
- 16 Emberson Edward Proper, *Colonial Immigration Laws: A Study of the Regulation of Immigration by the English Colonies in America*, New York: Columbia UP, 1900, p.65; Abbot Emerson Smith,
- “The Transportation of Convicts to the American Colonies in the Seventeenth Century,” *The American Historical Review*, vol.39, 1934, pp.245-246.
- 17 Patrick Ettinger, *Imaginary Lines: Border Enforcement and the Origins of Undocumented Immigration, 1882-1930*, Austin: Univ. of Texas Press, 2009, p.16; Tuesday, September 16, 1788, *Journals of Congress*, vol.34, p.528.
- 18 Proper, pp.24, 29-30.
- 19 Abbot Emerson Smith, pp.104-106.
- 20 UNITED STATES CODE *Congressional and Administrative News*, 82nd Congress, 2nd Sess. 1952, vol.2, Legislative History, NY: Thompson, p.1658 ; H.R.873, July 2, 1838, Twenty-fifth Congress, Sess. II, pp.385-387.
- 21 U.S. National Library of Medicine, National Institute of Health, “Origins of the National Institutes of Health,” <http://www.nlm.nih.gov/>; An act to prevent sickly vessels from coming into this government, 1699.
- 22 An act for the relief of sick and disabled seamen, Fifth Congress, Sess. II, Ch.77, 1798, pp.605-606. *Statutes at Large*.
- 23 “The Civil War and Its Aftermath” in “Origins of the National Institutes of Health.”
- 24 Table D, Appendix, *Annual Reports of the Commissioners of Emigration of the State of New York*, May 5, 1847～1860, NY: New York State Commissioners of Emigration, 1861, p.341. <http://quod.lib.umich.edu/m/moa> (以下, *Annual Reports* と省略)
- 25 An act to prevent the bringing in and spreading

- of infectious distempers in the colony; “The Forgotten of Ellis Island, Deaths in Quarantine, 1909-1911,” *Harper’s Weekly*, vol. XXIII, no.1184, Sep. 6, 1879.
- 26 “The Forgotten of Ellis Island, Deaths in Quarantine, 1909-1911.”
- 27 “Independent Marine Hospital” in “Origins of the National Institutes of Health.”
- 28 “Quarantine Stations (Plague houses),” http://www.ellisland.se/english/quarantine_islands_newyork.asp.
- 29 “Quarantine Hospital Staten Island 1849-1850,” <http://www.roostweb.ancestry.com>.
- 30 Letter from D.H. Bissell, Physician, Marine Hospital to Hon. G. C. Verplanck, President of Commissioners of Emigration, Jan. 1859, Appendix of *Annual Reports*, pp.299-300; Kathryn Stephenson, MPH, “The Quarantine War: The Burning of the New York Marine Hospital in 1858,” *Public Health Reports/* January-February 2004, vol.119, pp.79-91.
- 31 注28を参照。
- 32 “Passenger Cases,” 48 U.S. 283 (1849), <http://supreme.justia.com/cases/federal/us/48/283/case.html>.
- 33 An Act concerning passengers in vessels coming to the city of New York, May 5, 1847, Appendix of *Annual Reports*, pp.1-7.
- 34 *Castle Garden as an Immigrant Depot*, pp.20-21.
- 35 An act to amend an act entitled “An act concerning passengers in vessels coming to the city of New York,” Appendix of *Annual Reports*, pp.8-9.
- 36 *Annual Reports*, pp.10, 43, 58, 75, 113, 135, 154, 177, 198, 255.
- 37 1891年の移民法では、移民に対する身体検査の条項なども記載された。CHAP.551-An act in amendment to the various acts relative to immigration and the importation of aliens under contract or agreement to perform labor, March 3, 1891. *The Statutes at Large, the United States*, From Dec. 1889 to March 1891, vol. XXVI, pp.1084-1097.
- 38 CHAP.376-An act to regulate Immigration, Aug. 3, 1882. *Statutes at Large*, From Dec. 1881 to March 1883, Washington D.C. : GPO, vol. XXII, pp.214-215.
- 39 マーティン・ギルバート『アメリカ歴史地図』明石書店, 2003年, 59頁。北部での奴隷法については, 本田創造『アメリカ黒人の歴史』岩波新書, 1991年など。
- 40 ギルバート, 60頁。
- 41 Series B 42-48, Bicentennial Edition, Historical Statistics, part 1, U.S. Department of Commerce, p.53.
- 42 ギルバート, 58頁。
- 43 Historical Census Browser, University of Virginiaの1860年のデータから “Aggr. Slaves” の項を参照。 <http://mapserver.lib.virginia.edu/php/state.php>.
- 44 Newman, pp.112-113 ; Moore v. People-55 U.S. 13 (1852), Justia US Supreme Court Center. <http://supreme.justia.com/>.

- 45 Historical Census Browser の 1860 年のデータから “Aggr. Free Colored Persons” の項を参照。
- 46 Ellen Eslinger, “Free Black Residency in Two Antebellum Virginia Counties: How the Laws Functioned,” *Journal of Southern History*, vol. LXXIX, no.2, May 2013, pp.261, 267.
- 47 Newman, p.116.
- 48 同上。
- 49 Eslinger, p.271.
- 50 Eslinger, p.267.
- 51 Jonathan M. Atkins, “Party Politics and the Debate over the Tennessee Free Negro Bill, 1859-1860,” *Journal of Southern History*, vol. LXXI, no.2, May 2005, p.245.
- 52 Newman, p.113.
- 53 *Castle Garden as an Immigrant Depot*, p.77.
- 54 Historical Census Browser の 1860 年のデータから “Total Free Foreign-born Persons” を参照。
- 55 Newman, p.107.

本稿は、平成 25 年度科学研究費補助金（基盤研究 C）による研究成果の一部である。

ペティ租税論の実践的性格

—国富の増進—

吉田 克己

Katsumi YOSHIDA. On the Practical Character of William Petty's Taxation Theory. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 1. October 2013. pp. 31 – 38.

William Petty was of great importance as a writer and thinker during the 1600s in England. His main published works were *A Treatise of Taxes and Contributions* (1662), *Political Arithmetick* (1690), *Verbum Sapienti* (1691), *The Political Anatomy of Ireland* (1691) and *Quantulumcunque concerning Money* (1695).

Petty was a highly original thinker. His ideas of wealth had a great impact on latter economists such as Adam Smith. Our concerns here are Petty's ideas of wealth.

1 はじめに

ウィリアム・ペティ (William Petty) は、イギリスの17世紀重商主義期を代表する著述家である。かれは、その生涯において、数多くの財政経済に関する著作を執筆している。それらは、それぞれに独自のテーマをもって執筆されたものである。

ペティの諸著作の中で、1660年代に執筆された『租税および貢納論』(*A Treatise of Taxes and Contributions*, 1662)と『賢者には一言をもって足る』(*Verbum Sapienti*, 1691) (以下、『賢者一言』と略称)は、ともに財政論策である。前者は共和政体が倒れて王政復古がなった後の財政再建問題に、また後者はチャールズ二世の第二次対オランダ戦争(1665-1667年)の莫大な戦費調達の問題に、それぞれ即発されて執筆されたものである。これら二書のほかにも、『政治算術』(*Political Arithmetick*, 1690), 『アイルランドの政治的解剖』(*The Political Anatomy of Ireland*, 1691), 『貨幣小論』(*Quantulumcunque concerning Money*, 1695)などの諸著作にも、それぞれ租税に関する所見が開陳されている。これらの著作の中で、ペティは、体系的・近代的租税論を展開しているが、その意図するところは、合理的な租税政策の確立であった。しかし、その基底には、共通した実践的目的が据えられていた。それは、イギリスの富強の増

進であった。イギリスの富強の増進とは、とりもなおさず、イギリスの富を増大させるということに帰する。われわれが、ペティの租税論を解明しようと試みる場合には、まず、かれにおける「富」についての見解を明らかにしておくことが求められる。このことが、ペティの租税論を理解するための前提となる。

2 ペティにおける「富」の実体把握

ペティは、その諸著作の各所において、富の概念について述べている。まず、ペティは、1640年代の内乱時代に執筆したと思われるメモ的な断片『産業交易およびその増進についての解明』(*An Explication of Trade and its Increase*, 1647) (以下、『産業交易の増進』と略称)において、経済学的な諸概念についての定義を列挙し、「富んでいる」という概念に対して、「富んでいるということは、自分自身が使用しうる以上に多くの物品を所有していることである⁽¹⁾」という定義を与えている⁽²⁾。そして、「可減的な財貨やつまらないまたは一時的性質を有するような物品の余剰利得は、富の最善の増加ではない。富の最善の増加は、可減的でもなければ、その価値が時間的ならびに場所的な有為転変を経験することもなく、永久的で、普遍的な富といって少しも誤りでない、金・銀・宝石な

どの余剰利得である⁽³⁾」と述べている。ここで、ペティは、明らかに、金・銀・宝石をもって永久的な普遍的富（universal wealth）とみなしているのである⁽⁴⁾。こうしたペティの富についての見解は、後年の『政治算術』の第1章においても、「銀・金および宝石は普遍的な富である⁽⁵⁾」として示されている。すなわち、「産業の偉大にして終局的な成果は、富一般ではなくて、とくに銀・金および宝石の豊富である。銀・金・宝石は、腐敗しやすすくないし、また他の諸物品ほど変質しやすくない、また他の諸物品ほど変質しやすくない、いついかなるところにおいても富である。ところが、葡萄酒・穀物・鳥肉・獣肉等々の豊富は、そのときその場かぎりの富にすぎない。それゆえ、その国に金・銀・宝石等々を貯蔵せしめるような諸物品を産出すること、またそのような産業に従事することは、他のいずれよりも有利である⁽⁶⁾」と主張する。さらに、同様の見解は、第2章において、一層明瞭な内容をもって示されている。少々長いが、煩をいとわず引用すれば、「もし、租税の形で人民から取り立てられる貨幣その他の財産が、破壊され、無に帰されるならば、このような徴税が共同の富を減少させるであろうことは明白である。また、もし右の貨幣または財産が、なんの収益もあげずに王国から輸出されるならば、事情はやはり右と同一か、またはもっと悪いであろう。しかしながら、前述のように取り立てられたものが、一人の手から別人の手へ譲渡されるにすぎないならば、この場合われわれは、右の貨幣または諸物品が、改良を異とする人の手から引きあげられて、よからぬ管理者に与えられたか、それともその反対かを考察しさえすればよいのである。たとえば、かりに貨幣が租税の形で、それを無駄に食べたり飲んだりすることに使う人から引きあげられ、それを土地の改良・漁獲・鉱山の作業・製造業等に用いる別人に交付されたとしよう。このような租税が、右の相異なる人たちをその成員とする国家にとって、有利であるのは明白である。のみならず、もし、貨幣が、それを上述のように食べたり飲んだりすることや、またはその他の腐敗しがちな物品に使う人から引きあげられ、それを服地にふり向ける人へ譲渡されるならば、この場合でさえ、共同の富にとって多少とも有利であ

る。なぜならば、服地は総じて食物や飲みものほど急速に腐敗しないからである。しかしながら右の貨幣が家屋の調度に使われるならば、その利益はなおいくらか大きく、それが家屋の建築に使われるならば、その利益はさらに大きい。もし、土地の改良・鉱山の作業・漁獲等々に使われるならば、その利益はなおさら大きく、金・銀を国内にもちきたすために使われるならば、その利益は最大である。なぜならば、これらの物は、腐敗しやすくないばかりでなく、いかなるときにも、またあらゆるところで、富として尊重されるからである。ところが、腐敗しやすいか、またはその価値が流行に依存しているか、または偶然的に払底したり豊富になったりするような他の諸物品は、なるほど富ではあるが、そのときその場かぎりの富にすぎないのである⁽⁷⁾」と述べている。ここでは、富が、貨幣たる金・銀を先頭に、その耐久性に応じて評価されている。すなわち、まず、貨幣たる金・銀は、「あらゆるとき、あらゆる場所において富として尊重される」ことをもって、不滅の富とされている。そのうえで、この不滅の富たる金・銀を先頭に、つづいて、家屋、家具、衣服、飲食物というような財貨が、耐久性の大きな順序で、有利な富として評価されているのである⁽⁸⁾。このかぎりでは、ペティは、富の概念について重商主義のそれを踏襲しているといわざるをえない。

しかし、他方で、ペティは、『租税および貢納論』において、「この国のすべての富、すなわち、土地、家屋、船舶、諸物品、家具、銀器および貨幣のうちで、かろうじてその10分の1が鑄貨である⁽⁹⁾」と述べている。また、ペティは、『賢者一言』において、イギリスの国富を次のように算定している⁽¹⁰⁾。

①土地	14,400万ポンド
②家屋	3,000万ポンド
③船舶	300万ポンド
④家畜類	3,600万ポンド
⑤金銀・貨幣	600万ポンド
⑥物品・商品	3,100万ポンド
合計	25,000万ポンド

ここにおいては、ペティは、単に金・銀・宝石のみならず、土地、家屋、船舶、家畜、物品および諸商品等をも富の中に含めている。すなわち、ペティは、意識的に富を有形な生産物一般にまで拡大して把握しようとしているのであり、従来の重商主義的な富の見解に比して、大きな前進を示しているのである⁽¹¹⁾。

ペティの富に対する見解が、重商主義的なそれを超えていたことは、かれの「他の著作に認められる重商主義的諸見解の最後の痕跡がここでは完全に消え失せている⁽¹²⁾」と評されている『貨幣小論⁽¹³⁾』において、一層明確な形をもって示されている。ペティは、32個からなる問答形式で叙述した同書において、「もし、1シリング貨が新鑄によって現在の量目の4分の3に縮減されるならば、われわれは現在よりも4分の1多くの貨幣をもつことになり、またその結果、それだけ富むことになるだろうか⁽¹⁴⁾」との問に対して、「なるほど、諸君は、新名目のシリング貨を3分の1だけ多くもつことになるであろう。しかし、諸君は、1オンスたりとも多くの銀または貨幣をもつわけではないし、また新たに増殖された諸君の貨幣のすべてをもってしても、従来よりも1オンスたりとも多くの外国品を獲得できないであろうし、さらには国産品についてさえそうであろう⁽¹⁵⁾」と答える。また、「一国の貨幣が少なければ少ないほど、その国はますます貧乏なのではなからうか⁽¹⁶⁾」との問に対しては、「必ずしも、常にそうとはかぎらない。というのは、最も裕福な人たちがその手元にほとんどまたはまったく貨幣をもたず、これをさまざまの物品に取り替えて回転させ、大利潤をあげているように、多数の個人の結合体にほかならない全国民もまた、同じことができるからである⁽¹⁷⁾」と答える。さらに、「もし、われわれがもっている貨幣が多すぎる場合はどうであろうか⁽¹⁸⁾」との問に対して、「その最も重いものを熔解して金銀の華麗な皿にしたり、容器や什器にしたりしてもよいし、またそれを要望しているところへ物品として送ってもよいし、あるいは利子の高いところがあれば利子をとって貸し付けてもよい⁽¹⁹⁾」と答える。これらの言説によれば、ペティは、明らかに、単に貨幣だけではなく、生産物一般をもって富の実

体であると考えているのである。ここにおいて、ペティは、富＝金・銀（貨幣）という重商主義的な富の見解からほとんど脱却して、富を生産物一般にまで拡大しているのである。経済学の発展史における富の把握の相異について貴重な研究をなしたエドウィン・キャンナン（Edwin Cannan）は、その名著『生産および分配学説史』（*A History of the Theories of Production and Distribution in English Political Economy from 1776 to 1848*, 1922）において、ペティを重商主義の著述家のひとりとして位置づけたうえで、「アダム・スミス（Adam Smith）と同じように、一国民の貨幣はその国民の唯一の富ではないということを、実際には、よく知っていた⁽²⁰⁾」と主張している。まさに、当を得た指摘であるといつてよいであろう。

最後に、ペティは、富の見解において、富を君主個人の富または国庫的富としてではなく、「人民の富」すなわち市民社会の富として把握している。ペティは、「国王の富」を区別して、「国王の富は三重であって、一はその臣民の富、第二は臣民の富の分担額、すなわち人民の公共的防衛・名誉および外飾のために、また一人あるいは数人の私人の資力ではおよばぬような共同の幸福のための事業を管理するために、国王に与えられるものである。第三の部類に属する富は、最後に述べた分担額のうちの一部であって、国王が自分の個人的好みや裁量にしたがい、無報告で処分してさしつかえないものである⁽²¹⁾」といっている⁽²²⁾。すなわち、ペティは、「国王の富」は三重であるといっているが、基本的なものは「人民の富」である。この「人民の富」から財政資金が徴収され、その財政資金の一部が割かれて、国王の個人的家計費になると観念している。このような考え方によれば、国富とは、当然に人民の富そのものでなければならないことになる。したがって、国が富むということは、人民の富が大なることであって、国王の個人的富が大なることではないのである。換言すれば、ペティは、国富を「国王の富」としてではなく、市民社会の富として捉えていたのである⁽²³⁾。こうした富に対するペティの立場は、『政治算術』の第2章でイギリスとフランスとの国富を比較するに際して、一層明確に示されている。ペティは、「フラ

ンスの国王は、現在その人民の富の5分の1を取り立てているといわれているが、なおかつ王国の現在の富および力はおおいに誇示されている。ところで、人民の富と人民から自分の欲する場所・時期および割合で奪取している絶対君主の富とを識別する場合には、十分用心しなければならない。のみならず、二人の君主の臣民が同等に富んでいても、一方の君主が他方の2倍だけ富んでいることもありうるのである。すなわち、一方の君主が人民の生計の資の10分の1を徴してこれを意のままに処分しているのに、他方の君主が20分の1しか徴しない場合がこれであって、むしろ一層貧しい人民の君主の方が、一層富んだ人民のそれよりも、もっと堂々として栄光に満ちているように見えるかも知れない⁽²⁴⁾」⁽²⁵⁾。

なお、イギリスでは、中世以来、国王は自己の収入で生活する、また、その自己の収入をもって政府を維持し、国家を統治するものであるとの見解がとられてきた。したがって、国王の家計と国家の財政との区別は、必ずしも明らかではなかった。これら両者が明確に分離されるのは、1688年の名誉革命後における王室費（Civil List）の制定においてである⁽²⁶⁾。こうしてみると、先におけるような財政資金の一部が国王の家計費として割かれるというペティの考え方は、いち早く王室家計と国家財政との区別の認識を示唆しているものであり、ここにかれの近代的財政概念に対する先駆性をうかがうことができる⁽²⁷⁾。

3 富の源泉としての労働の重視

ペティにおいては、富は単に金・銀・宝石にとどまらず、有形な生産物一般にまで拡大されていた。こうした富の概念の拡大に応じて、富の源泉もまた、生産過程において求められている。

まず、ペティは、大陸での遊学を終えて帰国した20歳台の半ばに執筆した『産業交易の増進』において、労働を「諸物品のための人間の単純な運動で、人間が自然的にそれに耐えうるだけの時間に対応するものである⁽²⁸⁾」と定義し、その労働と土地とをもって富の源泉とする考えを示している。しかも、ペティは、産業交易の発達にともなって、

富の増大における土地の比重よりも、労働の比重が大きくなるものと考え、「もし人間が、獣のように天然の産物で生活し、それらが生育するがままに消費し、しかも一つの物品しか存在しなかったとしたら、産業交易はまったく存在することはできないだろう。しかし、もし諸物品が多種多様になり、しかも、すべての人がかれの興味、労働、熟練および力が生産しうるようなあらゆる種類の物品を消費するようになるとすれば、産業交易は極度に増進するであろう⁽²⁹⁾」⁽²⁹⁾といっている。ここで、ペティによれば、産業交易がまだ発達していない状態とは、衣・食・住に関連する最低限の産業交易しか存在しないような状態である⁽³⁰⁾。こうした状態からさらに産業交易が増進すると、「食についての産業交易は穀物の耕作者と家畜の飼育者に分化され、衣についてのそれは、織布職、いかげ職、裁縫職、および靴職、革職に、さらに住についてのそれは、かじ職、石工および大工に分化される⁽³¹⁾」⁽³¹⁾という。このようにして、分業の発達で産業交易が増進していくと、「産業交易の程度が低かったときには、地主の力がより大きく、土地がいわば国民の唯一の富であった⁽³²⁾」⁽³²⁾のであるが、「増加した人々の労働が土地と等価となり……地主と産業交易者の力が均衡する⁽³³⁾」⁽³³⁾という。さらに、産業交易が一層増進すると、「産業交易者や各部門の専門家たちの力が、最初の場合に地主の力が産業交易者を上回っていたように、こんどは地主の力をはるかに上回るようになるだろう⁽³⁴⁾」⁽³⁴⁾という。ここで、ペティは、明らかに、富の源泉としての土地と労働が、分業と産業交易の発達にともない、その比重が土地から労働に移っていくものと考えているのである。こうした、富の源泉における労働重視の考えは、後の『租税および貢納論』において、ペティの財政経済論の核心をなす、「土地が富の母であるように、労働は富の父であり、能動的要素である」(Labour is the Father and active principle of Wealth, as Lands are the Mother⁽³⁵⁾)という有名な命題として結実されている⁽³⁶⁾。また、ペティは、別の個所で、「国民の富・資財または準備金と呼ぶところのものは、以前のまたは過去の労働の成果である⁽³⁷⁾」⁽³⁷⁾とも述べている。ようするに、ペティは、労働と土地という富

の二つの源泉のうち、とくに労働がその能動的要因であり、第一義的に重要であると考えているのである。

そもそも、イギリスの重商主義学説のうえで、富の源泉としての労働を重視した最初の人物は、クレメント・アームストング (Clement Armstrong) であるといわれている⁽³⁸⁾。アームストロングは、16世紀の初頭に、羊毛商人による投機がイギリスの貨幣を国外に流出させ、農業を衰退させることを懸念し、国内における毛織物生産のために人々を就業させ、農村におけるマニファクチュアを奨励すべきことを提案した⁽³⁹⁾。その理由は、かれが、「全王国の富は庶民の労働や仕事にその源を発する⁽⁴⁰⁾」と考えたからである。その後、17世紀の初頭には、労働が富の源泉であるという思想は、より一般的なものとなった。トーマス・マン (Thomas Mun) は、1621年に公刊した最初の主著『イングランドの東インドとの貿易に関する一論』(A Discourse of Trade, from England unto the East-Indies, 1621)において、富を自然的富と人工的富とに分け、前者は「領土そのもの」から生ずるもの、後者は「住民の勤労に依存するもの」とし、「勤労は、海外貿易を増大し左右するためばかりではなく、国内における諸技術を維持し増進するためにも、その役割を演じなければならない⁽⁴¹⁾」と述べている。マンも、国富増進における労働の役割を重視している点においては、ペティと同様である。そして、富の増大をイギリスの富強のための国家目的としている点において、両者とも重商主義者である。両者の異なる点は、マンが国家財政の財源を順なる貿易差額による財宝の流入に求め、労働に基づく人為的富の増大もこうした流過程の中に包摂して論じているのに対して、ペティの場合には、近代的租税制度の生成期に当たり、国家の財政的基礎を国民一般の負担する租税に求め、生産過程における労働を直接に国富増進の源泉として論じていることである⁽⁴²⁾。ペティは、最初に、しかも科学的な方法で、イギリスの国民経済における労働の意義を生産面から認識し、論述したのである。

次に、富の源泉としての労働を重視したペティにとっては、その労働は一般に国民の増加にとも

なって増大することになるので、労働人口の増加をもって富の増大をもたらすものと考えられた。ペティの次の言葉は、労働人口の増大の重要性を表明したものである。「人民が少数であるということは真実の貧乏である。つまり800万の人民がいる国は、同じ地域に400万しかいない国よりも2倍以上富んでいるのである⁽⁴³⁾」。ここにおいて、ペティは、人口が大なることは、当然に労働する人々が大なることを意味し、したがってまた、富の生産の大なることを意味するものと考えているのである。そこで、ペティにとっては、イギリスの人口の増大が富の増大のための重要な課題となる。

しかし、単なる人口の増加だけでは、ただちに富の増大とはならないであろう。なぜならば、国民の中には、富の増大に寄与する者もいれば、富の増大になんら寄与しない者あるいはまったく労働しない者もいるからである。そこで、ペティは、有用で物質的なものを生産するかどうかを基準として、労働の概念について生産的労働 (productive labour) と不生産的労働 (unproductive labour) という二つの概念を明瞭にしている⁽⁴⁴⁾。ペティは、「かりに勤勉にして創意に富む人たちの資財、すなわち、自分たちの生活している国を、洗練された飲食物・服装・家具・気持ちよい花園・果樹園および公共の建物等々によって美化するばかりではなく、貿易や武力によってその国の金・銀および宝石を増加させもする人たちの資財が、租税のために減少し、しかもそれが食べたり・飲んだり・歌ったり・遊んだり・踊ったりする以外には全然能のないような人たちに譲渡されるとしよう。否、形而上学その他無用の思弁にふけるような人たちが、さもなければ、物質的な物、すなわち国家社会において現実的な効用・価値をもつ物をな一つとして生産しないような人たちに譲渡されるとしよう。この場合には、社会の富は減少するであろう⁽⁴⁵⁾」というのである。この引用文によれば、富を増大させる者は、飲食物・服装・家具・花園・果樹園・公共建築物などを生産あるいは築造し、貿易や武力でその国の金・銀・宝石を獲得する者である。反対に、富の増大に対してなんら貢献しない者は、飲食、歌舞、演劇にふける人々、形而上学その他無用な思弁にふける人々、すなわち物

質的な物、国家社会にとって現実的な効用ないし価値ある物を生産しない者である。ここで、前者が生産的労働で、後者が不生産的労働である。この場合に、ペティは、これらの区分の基準を、すでに述べたように有用にして物質的な物を生産するかしないかに置いている⁽⁴⁶⁾。このかぎりにおいては、ペティの生産的労働と不生産的労働との区分は、アダム・スミスのそれときわめて近いものといえることができる⁽⁴⁷⁾。すなわち、いまや富の実体は生産物のうちの有形財であるとして把握されており、それを生産する労働が生産的労働であり、そうでないものが不生産的労働である。ペティが、形而上学やその他無用の思弁にふける者を、富の増大に寄与せざる者、すなわち不生産的労働者の部類に含めたのは、アダム・スミスが、いかに有用であっても無形財の生産に従事する者を不生産的労働者としたのと似ている⁽⁴⁸⁾。ペティは、不生産的労働の問題に関連して、行政・法律および教会に関連する多数の官職と、神学者、法律家、医師、卸売商、小売商の数の削減を説いている。とくに、卸売商と小売商については、「これらの人たちは、貧民の労働をたがいにもてあそんでいる博徒であって、社会からは、本来的に、そして本源的になにものをもかせぎとることをしない徒であり、また、政治体の血液と養液、すなわち農業および製造業の生産物を前後に分配する静脈および動脈のほかにはなんらの果実をもけって生み出さぬ徒である⁽⁴⁹⁾」といて、痛烈に批判している。

イギリスの富強を願うペティにとって、政策上問題とされるのは、不生産的労働者もしくはまったく労働しない者を削減し、生産的労働者を増大させるということである。まず、不生産的労働者の問題についてであるが、ここで注意しなければならないことは、一口に不生産的労働者といっても、必ずしもまったく無用な労働者とはかぎらないことである。すなわち、国家の存立上有用ではあるが、しかし、富の増大という見地からは直接的な関係がないという意味で、不生産的労働者の部類に含められる広範な階層が存在する。このような不生産的労働者の一定人口は国家の存立上必要であり、これを確保し維持しなければならない。しかし、それ以上のこうした階層の存在は生産的

労働者の人口を少なくさせるという意味で、富の増大の見地からは有害である。そこで、このような不生産的労働者階層の必要人口を各部門別に算定し、現実の人口を調節してこれに合致させて、過剰部分を生産的労働者に移し替えなければならない⁽⁵⁰⁾。労働しない者の存在についても、ペティによれば、これはまったく不必要な存在の者であるので、すべて生産的労働者にしなければならないことになる。

4 むすびにかえて

イギリスの16、7世紀は、重商主義思想と政策が展開された時代であり、また資本主義の生成期でもあった。そこでは、国民的生産はいまだ大部分が封建的形態の下で行なわれていたが、それと同時に商品経済が次第に浸透しつつあった。こうした中で、初期の重商主義者たちは、近世資本制社会の最初の時代的代弁者として、金、銀、宝石こそが富であり、それは商品の流過程たる外国貿易においてのみ獲得されると主張した⁽⁵¹⁾。

これに対して、ペティは、富を単に金、銀、宝石にとどまらず生産物一般にまで拡大して捉え、その源泉を生産過程に求め、したがって結局労働に帰した。これは、従前の重商主義者に対するペティの一つの前進を意味しており、アダム・スミスに代表されるイギリス古典学派とほぼ同じ立場に立つものであった。このような富に関するペティの見解は、当時のイギリスにおける一層発展した経済事情を反映したものであった。すなわち、ペティの時代のイギリスにあっては、商品生産がかなり一般化し、産業資本は次第にその支配を確立しつつあったのである。このことが、ペティの富についての見解を初期重商主義のそれから免れさせ、むしろ産業資本の立場に立つイギリス古典学派のそれに近接したものにさせたのである⁽⁵²⁾。

ペティは、国家権力の対内的維持も、また国威の対外的発揚も、基本的には国富の大きさに依存すると考えていた。こうした明確な認識の下に、イギリス国家の富強を希求する当然の結果として、ペティの関心は、その国富を増大させることに向けられた。そして、一切の政策がこの目的に集中

させられ、租税政策も例外ではなかった。むしろ、その目的達成のために、租税政策の効果に寄せるペティの期待にはおおきなものがあつた⁽⁵³⁾。ペティが諸著作を通じて展開した租税論は、イギリスの富強の増進＝国富の増大という実践的目的によって貫かれているのである。

注

- (1) William Petty, *An Explication of Trade and its Increase*, in Marquis of Lansdowne, ed., *The Petty Papers, some unpublished Writing of Sir William Petty*, Vol. I, London, 1927, rpt. New York, 1967, p.210.
- (2) 他の諸概念は、以下のものである。諸物品 (Commodities), 産業交易 (Trade), 貨幣 (Money), 必需品 (Necessaries), 力 (Power), 偉人 (Great Men), 主権者 (Sovereign), 富んでいる・力のある・偉大 (Rich, Powerful, Great), 労働 (Labor), 熟練 (Skill), 技術 (Art), 貨幣の利子 (Interest of Money), 為替料 (Exchange of Money), 共通価格 (Commonprice) (*Ibid.*, pp.210-211)。
- (3) *Ibid.*, p.214.
- (4) 大淵利男『イギリス財政思想史研究序説——イギリス重商主義財政経済論の解明——』評論社, 1963年, 253頁。
- (5) William Petty, *Political Arithmetick*, London, 1690, in C. H. Hull, ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, Vol. I, Cambridge, 1899, p.259. 大内兵衛・松川七郎訳『政治算術』岩波書店, 1955年, 50頁。
- (6) *Ibid.*, pp.259-260. 同上。
- (7) *Ibid.*, p.269. 邦訳, 67-68頁。
- (8) 渡邊輝雄『創設者の経済学——ペティー, カンティロン, ケネー研究——』未来社, 1961年, 33頁。
- (9) William Petty, *A Treatise of Taxes and Contributions*, London, 1662, in C. H. Hull, ed., *op. cit.*, Vol. I, p.34. 大内兵衛・松川七郎訳『租税貢納論』岩波書店, 1952年, 63頁。
- (10) William Petty, *Verbum Sapienti*, London, 1691, in C. H. Hull, ed., *op. cit.*, Vol. I, pp.105-108. 大内兵衛・松川七郎訳『賢者には一言をもって足る』(同訳『租税貢納論』岩波書店, 1952年, 所収), 169-174頁。
- (11) 渡邊輝雄, 前掲書, 14-15頁。
- (12) Friedrich Engels, *Herrn Eugen Dührings Umwälzung der Wissenschaft*, Stuttgart, 1894, in *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Bd.20, Berlin, 1962, S.218. 栗田賢三訳『反デューリング論——オイケン・デューリング氏の科学変革——』(下巻), 岩波書店, 1974年, 143頁。
- (13) この小論が執筆された時期は、必ずしも明らかではないが、1682年の8月か9月頃であるとされている。
- (14) William Petty, *Quantulumcunque concerning Money*,

London, 1695, in C. H. Hull, ed., *op. cit.*, Vol. II, p.441. 松川七郎訳『貨幣小論』(森戸辰男・大内兵衛編『経済学の諸問題』法政大学出版局, 1958年, 所収), 108頁。

- (15) *Ibid.* 邦訳, 108-109頁。
- (16) *Ibid.*, p.446. 邦訳, 115頁。
- (17) *Ibid.* 同上。
- (18) *Ibid.* 邦訳, 116頁。
- (19) *Ibid.* 同上。
- (20) Cf. Edwin Cannan, *A History of the Theories of Production and Distribution in English Political Economy from 1776 to 1848*, London, 1893, 3rd ed, 1917, rpt. 1922, pp.4-5.
- (21) William Petty, *Political Arithmetick*, *op. cit.*, pp.298-299. 邦訳, 121頁。
- (22) この点について、井手文雄は、「この三重の富を一括して『国王の富』と称しているのは矛盾であり、ペティにおけるカメラリスムス的要素の存在を示唆するようにも思われる。しかし、より本質的には、かれはカメラリスムス思想を脱却している」と評している(井手文雄『古典学派の財政論(増訂新版)』創造社, 1960年, 46頁)。
- (23) 同上書, 46頁。
- (24) William Petty, *Political Arithmetick*, *op. cit.*, pp.271-272. 邦訳, 72頁。
- (25) ハルは、「ペティが国富の国際比較をなすに当っては、それが国庫の収入とは異なるものであり、国家にとって独立の重要性を有するものであることを認めているにもかかわらず、かれは完全にはカメラリスムス的観念から脱却しえず、常に、土地、財産および人民の財政的重要性を重視している」と述べている(C. H. Hull, ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, Vol. I, Cambridge, 1899, pp.lxxii-lxxiii)。
- (26) Cf. Paul Einzig, *The Control of the Purse: Progress and Decline of Parliament's Financial Control*, London, 1959, Chap.18. 長谷田泰三『英国財政史研究』頸草書房, 1950年, 第7章。
- (27) 井手文雄, 前掲書, 46頁。
- (28) William Petty, *An Explication of Trade and its Increase*, *op. cit.*, p.211.
- (29) *Ibid.*
- (30) *Ibid.*, p.212.
- (31) *Ibid.*
- (32) *Ibid.*
- (33) *Ibid.*, p.213.
- (34) *Ibid.*
- (35) William Petty, *Treatise of Taxes*, *op. cit.*, p.68. 邦訳, 119頁。
- (36) なお、このペティの命題は、グラントの著作の中にも、多少異なった表現で、「土地が富の母であり、胎であるごとく、人手はその父である」として出ている(John Graunt, *Natural and Political Observations……, upon the Bills of Mortality*, London, 1662, in C. H. Hull, ed., *op. cit.*, Vol. II, p.373. 久留間敏造訳『死亡表に関する

- る自然的及び政治的諸観察』栗田書店、1941年、184頁。また、ジョンソンは、土地と動労とを富の源泉とみなす考え方は当時の通説であって、古くはラティマー（H. Latimer, 1485-1555年）から最後の重商主義者ジェームズ・ステュアート（James Steuart, 1713-1780年）に至るまでのイギリスの著述家に見られる教義を、ペティがこうした形で簡潔に述べたものであると述べている。Cf. E. A. J. Johnson, *Predecessors of Adam Smith: The Growth of British Economic Thought*, London, 1937, rpt. New York, 1965, p.243.
- (37) William Petty, *Verbum Sapienti*, *op. cit.*, p.110. 邦訳, 179頁。
- (38) 一方、ヤルマール・シャハトは、富の源泉としての土地の意義を推察した最初の人物として、ジョン・ヘイルズ（John Hales）をあげている。Cf. Hjalmar Schacht, *Der theoretische Gehalt des englischen Merkantilismus*, Berlin, 1900, S.76. 川鍋正敏訳『イギリス重商主義理論小史』未来社、1963年、154頁。
- (39) Cf. Clement Armstrong, *Howe to reforme the Realme in setting them to Werke and to restore Tillage*, 1535-1536, in R. H. Tawney and Eileen Power, eds., *Tudor Economic Documents*, Vol. III, London, 1924, new imp. 1965, p.115.
- (40) *Ibid.*
- (41) Thomas Mun, *A Discourse of Trade, from England unto the East- Indies*, London, 1621, rpt. New York, 1971, pp.49-50. 渡辺源次郎訳『イングランドの東インドとの貿易に関する一論』（同訳『外国貿易によるイングランドの財宝』東京大学出版会、1965年、所収）、68頁。
- (42) 鈴木勇「価値および剰余理論の史的序説（3）——17世紀の労働説、W. ペティ——」、『経済学研究』（獨協大学）第52号、1989年3月、141頁。
- (43) William Petty, *Treatise of Taxes*, *op. cit.*, p.34. 邦訳、63頁。
- (44) 経済学に人道主義を含めることに多大の貢献したイングラムは、ペティの思想を、「かれの著作の中の指導的思想」の一つであると断定して（J. K. Ingram, *A History of Political Economy*, London, 1888, rpt. New York, 1967, p.49. 米山勝美訳『経済学史』早稲田大学出版部、1925年、67頁）。ベヴァンもまた、同様の見解に立っている。Cf. W. L. Bevan, “Sir William Petty ; A Study in English Economic Literature”, *Publications of the American Economic Association*, Vol.9, No.4, 1894, p.53.
- (45) William Petty, *Political Arithmetick*, *op. cit.*, p.270. 邦訳、69-70頁。
- (46) コッサは、この点に着目して、ペティは、人民を二分して、生産的な階層と不生産的な階層となし、この区分の規準を有用にして物質的な物を生産するかしないかに置いている、と述べている。Cf. Luigi Cossa, *An Introduction to the Study of Political Economy*, trans. by Louys Dyer, London, 1893, p.141.
- (47) Cf. Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London, 1776, ed. by Edwin Cannan, Vol. I, London, 1904, 2nd ed., 1920, pp.313-314. 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』（I）、岩波書店、1965年、522-523頁。
- (48) 井手文雄、前掲書、40-41頁。
- (49) William Petty, *Treatise of Taxes*, *op. cit.*, p.28. 邦訳、53頁。
- (50) 井手文雄、前掲書、58-59頁。
- (51) 渡邊輝雄、前掲書、12-13頁。
- (52) 同上書、13頁。
- (53) 大川政三「ペティ財政論の初期資本主義的性格」、『一橋論叢』（一橋大学）第36巻第6号、1956年、64頁。

古典派の貿易論

小林 通

Toru KOBAYASHI. The Trade Theory of Classical School. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 1. October 2013. pp. 39 – 48.

Classical economics is regarded as the first modern school of economic thought. Its major developers include Adam Smith, David Ricardo, J.S. Mill and so on. A. Smith effectively demolished Mercantilist ideas by bringing international trade within the scope of his famous principle of division of labor. A. Smith envisaged nothing more than the gain which would result from countries specializing in the production of commodities in which they enjoyed an absolute cost advantage over their trading partners.

It was D. Ricardo who developed the idea of mutual benefit a stage further in his Principle of Comparative Costs. He pointed out that the advantages of international trade arose not from differences in the cost of producing a particular commodity in one country as compared with another, but from differences in the relative cost of producing Commodity X as against Commodity Y within each of the countries concerned.

The Principle of Comparative Costs told us which commodities a country will export and which it will import. J.S. Mill put forward his Equation of International Demand. This said that international price relationships were determined mainly by the respective elasticities of demand of Country A for Y (B's export) and Country B's demand for X (A's export).

I. はじめに

古典派経済学の所説は、労働価値説を基調として国際貿易論の持つ特質を極めて簡潔な形で描き出したものであった。それは、均衡理論の体系的な究明に於いて近代経済学にその役割を待たねばならなかったが、その意義は現在に至っても失うものではないであろう。

古典学派の貿易論者は、すでに存在し使用されるべき一定量の生産諸要素を仮定してそこから出発し、貿易が開始された場合に、どのようにすればこれらの生産諸要素を最も有効に利用されるかを議論の対象とした。アダム・スミスの国際分業論、D.リカードの比較生産費説、J.S.ミルの国際価値論は、正にこの問題に対する解答にほかならなかった。

II. アダム・スミスの貿易論

1. 重商主義批判

イギリスの18世紀中葉は、正に産業革命の前夜であり、工場制手工業から機械的生産への過渡期の時代であった。農業面においては、エンクロージャー（enclosure）運動を推進することによって新農法が普及し、経営の合理化・集約化をもたらした。工業面においては、工場制手工業の発達、作業分化の進展による影響によって機械の発明が可能となり、また商業面では、商業のその促進、市場の拡大とともに漸次機械的生産への推移を不可避的なものとした。しかしながら、まだ当時は対内的には小手工業者、家内工業者の勢力は相当なものであり、エリザベス王朝以来の徒弟法やその他のギルド（同業者組合）的規制を保持し、対外的には特権的商人、商業資本家は重商主義的保護制度を保守していた。これらは、ともに社会経済の発展を阻害しつつあった。スミス（Adam Smith;1723-1790）をはじめ、フランソワ・ケ

ネー (Francois Quesnay;1694-1774) などの重農主義者の時代は、すでに重商主義的国家政策によって、国内商業や外国貿易を発展させ、資本主義生産の発展を促進していく時期ではなく、反ってこれらの発展が邪魔になりつつある時代であった¹⁾。

実際に重商主義者たちは、国際収支上の貿易差額や金銀などの貴金属の流入を目的と考えて、輸出奨励に努めまたそれ以上に輸入を禁止し、抑制することを進めた結果、その逆に貿易本来の自由な発展を妨害することになってしまった。

スミスの経済論の基調は、自由放任論であり、かかる理論の根底が個人の利益と社会の利益との予定的調和を信じる楽観的自然神教的世界観にあった。その思想は部分的で限定的ではあったが、現実世界と接点を持っていた。したがってスミスの放任論の目指すところは、中世的干渉諸制度およびある意味において、その延長線上にある重商主義的諸政策の弊害を指摘し、その存在の根拠を覆し、もって各人の経済的活動をそれらの拘束より解放し、自由な制度の実現を助成することであった²⁾。

スミスの思想は、このように国内商業、外国貿易そして資本主義生産の発展の障害となってきた重商主義の理論や政策を排除し、それらの発展に新しい方向性を指向することを使命としていた。重商主義政策が貿易を妨害するようになった原因は、重商主義者たちが貴金属(金貨・銀貨)を国富の源泉と考え、貿易の目的が順貿易差額(貿易超過)によって金銀の国内への流入を図ることであり、その国外流出を引き起こすような外国品の輸入を極力抑制しようとしたことにあった。スミスや重農学派は、すでに貴金属についてはそのような思考を捨象していた。

換言すれば、スミスは対外的に西欧諸国の従来の外国貿易政策の基調である重商主義が、金銀の累積をもって政策の帰趨とし、また植民地貿易を制限し、特に特権会社をして外国貿易を独占することが、国内的干渉制度にもまして、資本の自由な流通を妨害し、経済社会に採り無用な有害物であることを攻撃したのである³⁾。金銀に対する必要性は、信用制度が組織化されるにつれて減少していった。スミスにとっては、富とは人々の役

に立つ必需品や必要品そのもののことであり、金銀貨は、このような必需品を購買するための手段でしかなかった。貴金属や国際収支の黒字それ自体は、国富を増大させるものではなく、1国の富は、それらが外国の必需品や必要品と交換されて始めて増大するのである。スミスは、『諸国民の富』の序論の冒頭に於いて、「すべての国民の年々の労働は、本来その国民が年々消費するすべての生活の必需品と便宜品とを供給する資源であって、その必需品と便宜品とはこの労働の直接の生産物であるか、あるいはその生産物をもって他の諸国民から購入したものである⁴⁾」と述べている。

2. 国際分業による自由貿易論

スミスが重商主義を論駁することになった1つの理由は、保護主義的国家政策を批判するだけでなく、彼の著書である“*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations. 1776.*”において見出せるという学説がある。アーノルド・トインビー (Arnold Toynbee;1852-1883) は、本書の題名である“*Wealth of Nations*”の“Nations”は複数形となっており、重商主義者トーマス・マン (Thomas Mun;1571-1641) の1国の富を増加させる目的で書かれたものである“*England's Treasure by Forraign Trade ; or, The Ballance of our Forraign Trade is the Rule of our Treasure. 1664*”とは体系的に非常に異なっているとす。換言すれば、それは、国民経済体系から乖離して、世界主義を根本思想として世界経済を言及し、商業が1国民だけというものではなく、世界各国の国民がそれぞれにそれに参加し、利益を享受することができるという考え方があったからであろうとしている⁵⁾。すなわちここでのトインビーの世界主義の意味は、スミスにおいて重商主義を論駁すると同時に自由貿易論を提唱し、さらに国際分業論の導入を裏付けている。そのため彼は、『諸国民の富』の第1編第1章に分業論という主題を設定したのは、当然の帰結であった。

彼によれば、分業は、第1にそれが労働の生産性を改善させ、増大させる最も効果的な手段であり、結果的には1国の富を増加させる大きな要因になるからである。第2には、生産要素の構成要

因のうち当時としては、人的労働力を生産の最も主体的な存在要因として捉え、その属性を有効に活用する方法として考えたことである。そしてそれが第一義的であり、その他はその派生関数とみている。第3には「神の見えざる手」に導かれて、各経済主体が各人の利己心のおもむくままに経済行動をおこなった場合でも、またそれを社会的分業にまで敷衍し、さらには国際間での国際分業へと繰り広げたものが彼の思考の基調に存在したからであろうと思われる。すなわち、スミスは分業が、1工場内の作業分業でも、社会においてもまた広く国際間において富の源泉であり富裕の増加にとっては必須の要因であるとした。彼は、分業を工場内の1製造業の技術的分業を基本形態として、これが種々の産業および職業相互の分離、すなわち社会的分業へと、さらには国際間における分業、すなわち国際分業へと結びつける伏線となっている。当然のように分業の原理から生み出される利益は、これらのすべての諸形態において享受されることができると捉えている。

スミスは、分業こそが、富を増加させ、利益をもたらすものであるとして、それを大いに推進していかねばならないとした。しかし、分業の発展は、市場の拡大によって制限を受ける。そのため、必然的に狭錡な国内市場に限界がもたらされると、次には広大な外国市場にそれを求めていかなければならない。国際間の自由な交換によってはじめて分業からの利益を享受できるのである。換言すれば、それは、国際間における各国の分業を基礎として、当事国での自由貿易を展開して得られるものである⁹⁾。それゆえ、「分業の諸利益は、スミスの見るところでは一国民の地理的境界以上にも及んだのである。諸国民は、各個人として同様に種々なる利益を、即ち自然的なものであれ、後天的なものであれ、位置、土壌、気候の諸事情から得たものであれ、長期の実行に、または遺伝的性質に基づくものであれ、諸国民をして特殊な諸商品を生産するに適したところの種々の利益を所有するのである。個々の労働者間の、職業間の、および諸他方間の、分業は、熟練の増進、時間の節約をもたらした。そして同様な結果が、諸国民の分業において生ずるであろう。両当事者は、彼

らとその生産に一層適合する諸商品を自由に交換すれば、利益を得るであろうことになる⁷⁾。」

スミスは、国際間において分業が行われ自由貿易を実施されれば、それぞれ貿易当事国間にとって利益を享受できるという。そしてそれは、例えば大きな自然的長所のある国があり、他国がその点で比較し競争するのは無益であるとの見解を示す。すなわち、「ある1国が特殊の諸商品を生産する上で他国に対して持つ自然的長所は、ときには非常に素晴らしいものであって、これと競争するのは無駄だと全世界に認められるほどである⁸⁾」としている。

すなわちスミスにおいて、外国貿易の原則は、自由貿易を基調とする国際分業を主張することになる。各国がその得意で優位な産業に全資本ならびに労働を集中し特化させ、また不得意で不利な産業の生産物を自国にて製造せずして、より廉価のものを外国から購買することが、すべての国々の国民の富を増加させる最善の方策であるとの見解を持ったのである。それゆえ、それは、余剰生産物捌口論⁹⁾との批判を受けても他の生産物を手に入れるために重要な交換の対象なのである。

スミスの命題の示すことは、リカードの比較生産費説と対比する絶対的生産費説によって外国貿易が実施されることを説明するものである。すなわち、スミスの「ある1国の他国に優れている長所は、自然的なものであろうと、後天的なものであろうと、いずれにしてもこの点では無関係である。とにかく1国がこれらの長所を持ち、他国がそれを欠いている間は、後者にとっては自ら造るよりもむしろ前者から購買する方が得策であろう¹⁰⁾」とする展開は、絶対生産費による貿易論の特徴となっている。

これらの点を要約すれば、1国の富の増加は、分業の発展によってもたらされるものであり、その分業の改善、発展は、市場の広さに依存する。狭錡な国内市場は、その範囲がいつかは限定され、事物の自然の成り行きとして生産物が余剰となる。しかしこの国民の総生産物は富の源泉である。それも富の形態としては真実であり、余剰物であっても無駄な、無価値なものとして排除することは回避せねばならないものである。すなわち、その

余剰生産物を別の生産物と交換することによって、別の形態で国富の増大を考えることが必要になってくる。そうすることによって、自国内で生産の不可能な生産物や費用のかかりすぎる生産物は、国内の余剰生産物と交換に手に入れることが可能となる。その結果1国の富は、今まで以上に増大するのである。市場の範囲が広ければ広いほど良いのであって、国内市場で余剰となった生産物は、技術革新を促進させ労働の生産力を高めることによって、外国貿易を通して他の富と交換されることになる。スミスにおける外国貿易の役割は、正にこの点に存在したと考えられる¹¹⁾。

Ⅲ. リカードの貿易論

上述のようにすでに自由貿易に関しては、アダム・スミスは自由貿易の利益を認識していた。貿易の自由は、各国の元来その生産に最も適している財を作ることに特化するような条件に導くであろうとし、貿易の発生の本質的な条件を生産費の絶対的差異に求めた。しかしながら、その定式化は不完全であり、再考を必要とするものであった。すなわち、もしある国が元来すべての財の生産に他の国よりも適しているとすれば、その場合、貿易の自由を主張するより完全な説明は、デビッド・リカード (David Ricard:1772-1823) に譲らなければならなかった。19世紀の初頭における自由貿易論のより完全な説明としては、絶対的優位よりもむしろ比較的優位 (相対的優位) に注意を集中する1つの分析的命題に基づいて行われた。

リカードが比較生産費説を用いて彼の貿易論を展開した理由は、彼が現実問題として本来穀物貿易の制限を撤廃することによって、すなわち自由貿易を国際分業の本質を基礎として、その上で一般的に獲得できる利益を認識してもらおうべく、特に自国内の各階級、一般市民の利益のために論じたのではないかと思われる。

リカードの比較生産費説は、国際分業により貿易利益を生み出すことを説いた1理論である。すなわちそれは、単に古典派経済学の枠組みに留まらず、それ以後国際経済や貿易を自由貿易論の側面から接近する上で、これほど明解で創造的な理

論はほかに見当たらない。その上その論理展開における深遠な思想は、より一層重要な視点を包含していることで意義がある。それだけにまたその問題点に関しても必然的に大きくなるだろう。

例えば、それは、比較生産費説の説例としての設定から解明されよう。1つは、2国2財という仮定が用いられているが、なぜ2国のうち1国がイギリスで、もう1国がポルトガルになっているのかという点である。またもう1つは、2財のうち1財がワインであり、もう1財がラシャと設定されているがその理由が何かという論点である。2国2財の説例で、2国として挙げたイギリスが、その理論の展開でポルトガルと比較して両財とも劣勢であり、それに反してポルトガルがイギリスよりも両財の生産に優勢であるという点である。これも換言すれば、なぜ両財ともポルトガルの方が、イギリスよりもその生産費が低位であるという仮定を展開したのかという諸点が重要である。

その解釈の1つは、リカードの理論が、多くの仮定に立脚しており、また甚だ抽象的であり必ずしも一義的に明確なものではないという点が挙げられよう。リカードのそのモデルは、労働費用の観点からのみ議論を推し進めているが、それ自体正確に言えば当てはまらない。すなわち「人間は道徳的な単位であるかもしれないが、しかし厳密に経済的視点では、人間は国際的単位ではない。異なった国々の人間の個人的属性は、相違しており、どのような場合にも気候、天然資源、技術水準そして知識のうん蓄は、ある国と他の国とでは異なっている。これに関連すると国家間で1人当たりの産出量の直接比較は、なんらの意味もないことになる¹²⁾」ことが認識されなければならない。

しかしだからと言って、リカードの理論が自由貿易の成立を説明しえないものであると決めてしまってはならない。それは、彼の理論が立脚している仮定をひとつずつ具現化し、現実の貿易を説明するために実際化することによって可能となる。リカードの比較生産費説の立脚する諸仮定は、ヴァイナーによれば、(1) 長期の調整に十分な時間、(2) 自由競争、(3) 2国2財、(4) 労働者費用不変 (生産高の変動に拘わらず)、(5) 各国内における総実質費用および供給価格の労働時間費用に対

する比例性である¹³⁾。またハーバラーは、この仮定をより現実的な仮定に置き換えている。それは、(1) 物々交換、(2) 2国2財、(3) 運送費の無視、(4) 不変費用、(5) 需要・供給の無視、(6) 労働という普遍的生産手段の存在である¹⁴⁾。さらにJ.ロビンソンによれば、(1) 国内に与えられた生産資源の完全使用および国家間での生産要素の不移動性、(2) 一定の嗜好と技術・知識、(3) 各国内の産業間での生産要素の完全移動、(4) 各産業内での完全競争状態、(5) 各国に等しい毎年の輸出入の価値などを挙げている。すなわち、これらは、当然古典派経済学の基礎理論である労働価値説を根底においていた諸点を修正し付加することから出発している¹⁵⁾。以上の諸仮定は、共通した認識の上に立っており、これらを考慮することによってリカードの説例を取り扱おうとすれば、彼の理論が単純化されてはいるとはいえ、自由貿易の本質を解明する上で何ら問題はないであろう¹⁶⁾。

リカードの理論は、簡便な説例によって説明される。すなわち、「イギリスは、ラシャを生産するために1年間100人の労働を要し、またもしもブドウ酒を醸造しようとするれば、同一期間に120人の労働を要するかもしれない。そういった事情の下にあるとしよう。したがってイギリスは、ブドウ酒を輸入し、それをラシャの輸出によって購買するのがその利益であることを知るであろう。ポルトガルでブドウ酒を醸造するには、1年間80人の労働を要するにすぎず、また同国でラシャを生産するには、同一期間に90人の労働を要するものとしよう。したがってポルトガルにとっては、ラシャと交換にブドウ酒を輸出するのが有利であろう。この交換は、ポルトガルによって輸入される商品が、そこではイギリスにおけるよりも少ない労働を用いて生産されうにもかかわらず、なお行われるであろう。ポルトガルはラシャを90人の労働を用いて製造することができるにもかかわらず、それを生産するのに100人の労働を要する国から輸入するであろう。なぜならば、その国にとっては、その資本の一部分ブドウの樹の栽培からラシャの製造に転換することによって生産しうよりもイギリスから引き換えにより多量のラシャを取得するであろうブドウ酒の生産にその資本を使

用する方がむしろ有利だからである。このようにして、イギリスは、80人の労働の生産物に対して、100人の労働の生産物を与えるであろう¹⁷⁾」として、スミスの所論、すなわち国際分業論を継承しつつ比較生産費説を展開している。

このモデルの特徴は、2国2財という条件で組み立てられており、各財は2国に於いて生産可能であるとする。そしてこのモデルは、同じウェートの国家間の、また発展の同一水準に於いての貿易を意味している。現実にはイギリスとポルトガルは1703年のメシュエン条約によって表面的には対等の通商関係にあったが、実際にはポルトガルは、イギリス帝国海軍の傘下にあった。けれどもリカードはこのような設例によって、たぶんできるだけ人々にこのモデルを印象付けさせるために、また低費用の輸入品に対して国内産業保護を支持する世論一般の議論を回避するために、このモデルを設定したと考えられる。この設例を要約すれば、1国が2商品の生産に於いて、他の国と比べて絶対的優位をもち、しかもその1商品が、他の商品よりも生産上より大なる優位性を持つときは、前者を生産し後者を輸入することが有利である。そしてまた2国が2商品の生産に於いて、他国に比べて絶対的劣位で、しかもその1商品が他商品よりも生産上より大なる劣性を有するときには、前者を輸入し後者を生産することが有利である。

したがって、このような場合両国は、それぞれの比較的に優位とする商品の生産に特化し、その生産物を相互に交換することになる。1国が、他国に比べてどちらかの商品の生産に於いても絶対的優位性を有する場合にも、ある商品を自国内で生産するよりも外国から輸入した方が、少ない費用でその商品を手に入れることになる限り、この商品を外国から輸入することになり、それ故、また絶対的劣位である国もいずれかの商品を輸出することになり、これらの両国間に於いて貿易の成立を見出すことになる¹⁸⁾。

この点に於いてリカードは、国内商業と国際間での取引である貿易との相違を認識していた。同一国内では、商品の生産にこのような差異が存在する場合には、2商品それぞれの生産は、絶対的優位性を有するところで生産されるはずである。

このような事情が起こるのは、異なった国と国とが存在して可能となる。それは、同一国内に於いては生産要素、すなわち労働と資本の移動が自由であるのに反して、異なった国と国との間ではその移動性が困難であるからである。そこには生産要素の不移動性の原則が働くことになる。それ故、「1国内に於いては財貨の相対的価値を定めるその同一のルールは、2国もしくはそれ以上の国々の間で交換される財貨の相対価値を定めるものではない¹⁹⁾」ということになる。

本来比較生産費説は、貿易の成立を論証すると同時に、貿易利益を明らかにするところの理論でもある。彼によれば、「外国貿易の拡張は、商品の数量、従って享楽品の総量を増大させるにはきわめて有力に貢献するであろうが、しかし決して直ちに1国の価値額を増大させるものではない。すべての外国財貨の価値は、それらと引換えに与えられるわが国の土地と労働の生産物の分量によって測定されるから、われわれは、仮に新市場の発見によって、わが国の財貨の一定量と引換えに外国財貨の2倍量を取得するとしても、より増大なる価値を得ないであろう²⁰⁾」と論述している。すなわち、リカードにおいては、「すべての取引の目的は、生産物を増加させることであり²¹⁾」、「外国貿易であれ国内商業であれ、すべての取引は、生産物の価値を増加させることによってではなく、その分量を増加させることによって、有利なものになる²²⁾」のである。

IV. J.S. ミルの貿易論

J.S. ミル (Jhon Stuart Mill; 1806-1873) が没した同年の5月、ウィーンの証券取引所の破綻から始まったパニックは、その後1873年から1896年の20数年間の「大不況 (the Great Depression)」という最悪な状況へと嵌っていくことになった。それは、産業革命という大きな変革が押し寄せる以前に逝ったアダム・スミスと同様に、J.S. ミルもその後の大恐慌の様相を認知せずして亡くなっている。この大不況は、当然のように多くの変革をもたらすことになった。それは、正に古典派経済学像の崩壊する過程と照応することになる。換

言すれば、これ以後の10年間は、資本主義がイギリスを中心とする自由主義段階から次の段階へと移行が実現する時でもあった²³⁾。1つの時代的変容は、また新しい理論構造上の構築へと反映したことに相違ない。

このような時代を背景とするJ.S. ミルの貿易論は、彼の著書『経済学原理』²⁴⁾で展開されている。第3編第17章においては比較生産費の法則に関連してみれば、リカードやこの問題の展開のために貢献した思想家たち以上に優れた論理的展開をしている。また第18章では2国間の貿易が成立さすれば、2つの商品は、両国において同じ交換比率で相互に交換されるとする。国際交易条件は、国際的需要の方程式に依存することになると論じている。それ故、交易条件は、各国の需要の量と伸縮性、すなわち需要の水準と弾力性と呼ばれているものによって決定されるとする。彼に従えば、外国の需要が大きくかつ弾力的であればあるほど、自国の交易条件がより有利になるとするものになる。

ところでJ.S. ミルは、スミスの国際分業による自由貿易論とD. リカードのそれとを比較して次のように述べている。すなわち、「スミスの理論は、厳密な精緻さをもって説明し、かつその分量の正確な尺度を供するところの一つの哲学的説明をもって²⁵⁾」、リカードによって継承されることになると指摘している。そしてさらに、「諸国民の商品の交易の利益は、ひとえにこれによって各国が与えられた分量の労働と資本とをもって全体としてのあらゆる商品のより大なる数量を獲得しうるといふ点にある。それは、これを各国をしてある分量の労働と資本を要したある数量の1商品をもって、ある数量の他の商品の、もしも国内で生産されたならばより大きい分量の労働と資本を必要としたはずのものを購買することを得せしめる事によって成就する。ある物品の輸入をその生産よりも有利ならしめるには、外国がこれをわが国よりも少ない労働と資本をもって生産しうることを必要としない。わが国はそれの生産にある積極的便益をもってすらいふかも知れないが、また外国で需要される他のある物品の生産に一層大きい積極的便益をもつほど恵まれているならば、わが労働と資

本とをわが便益の最小なる物品の生産に全然使用しないで、これを悉くわが便益の最大なるその生産にささげ、これを外国に与えて他のものと交換することによって、わが労働と資本に対してより大きい収穫を得ることができるであろう。交易を決定するものは、絶対生産費の較差ではなくて、比較的費用の較差である²⁶⁾」として、リカードの比較生産費説は、国際分業による自由貿易論の真髄であるとしている。

J.S.ミルの貿易論をD.リカードの理論と比較してみると、D.リカード理論の場合は、国際分業の必要性、貿易当事国自体が国内の産業に特化して、またその製造品と交換に一体何を輸入することになるのかという問題についての理論を体系したが、しかし2国間の貿易上の交換比率（交換条件）は、どの間で決定され、そこから生じる利益は、2国間にどのように分配されるかの議論は言及されなかった。その後それは、国際価値論としてJ.S.ミルによって論述されることになった。さらにそれは、A.マーシャル（Alfred Marshall;1842-1924）によって相互需要曲線（reciprocal demand curves）²⁷⁾として一層の分析がなされることになっていった。

国際間の価値法則を取扱う国際価値論と普通にいうところの比較生産費説とは、貿易理論上明らかに峻別しなければならないということである。比較生産費説が貿易の成立と利益とを問題にするのに対し、国際価値論は、貿易によって生じる利益が貿易当事国の間にいかなる原理に基づいて分属されるかを問題とするものである。……貿易によって生じる利益の分属は国際交換の割合に依存するのであるから、貿易当事国が生産物を交換貿易するにあたって、その交易の割合がいかなる原理によって決定されるかを問題とするものである²⁸⁾。

J.S.ミルにおいて、輸入品の価値は、リカード理論を継承して、価値はその商品の生産国における生産費によって決定されるのではなく、それと交換される輸出品の生産費に依存するものであるとした。そして生産費は、輸入品の価値の変動する限界を定めるに留まり、最終的には国際価値を決定するものは、両商品に対する各国の需要と供給関係であると解釈した。

例えば、J.S.ミルは、「同じ土地において生産される商品の、……あるいは資本がその間を自由に移動しうるほど接近している土地において生産される商品の価値は、……それらのものの生産費に依存する。しかし遠隔地の土地から、特に外国から、持ってこられた商品の価値は、その商品ができた土地における生産費に依存しない。……ある土地におけるある物品の価値は、その土地におけるその物品の獲得の費用に依存する。この獲得の費用なるものは、輸入品の場合には、その輸入品に対して支払いをなすために輸出される物品の生産費を意味するのである²⁹⁾」と述べている。

すなわち、輸入品の価値は、国際間では国内と異なった価値法則が支配し、その商品の生産国の生産費によって決定されるのではなく、その商品を獲得するために輸入国が支払う費用であり、輸入商品との交換として輸出される商品の国内における生産費によって決定されるとして捉えている。両貿易当事国は、相手国生産物に対して持っている相互需要に依存しており、従って輸入品の価値は、『交易条件』によって決定されるとする相互需要説を提唱し、『相互需要均等の法則（国際価値法則）』に言及している。

すなわち、J.S.ミルは、「2つの国の間に貿易が確立されると、2つの商品は両方の国において同じ交換比率で相互に交換されるだろう。……1国から他国への商品の輸送が労働も要せず、費用も要せずして行なわれると仮定すれば、貿易が開かれるや否や、自ら明かなことであるが、相互を持って評価した2つの商品の価値は両国において同じ水準に帰するであろう³⁰⁾」と論じている。

彼は、説例として2国2財としてイギリスとドイツ、ロシアとリンネルの生産と貿易の例を用いて、イギリスでは10ヤードのロシアが、15ヤードのリンネルと、ドイツでは10ヤードのロシアと20ヤードのリンネルと同じ費用で生産されるとする。このようなときには、イギリスが10ヤードのロシアを持ってドイツから20ヤードのリンネルを購入するならば、イギリスは利得しない。これに反して、イギリスが15ヤードのリンネルで10ヤードのロシアを購入すれば、ドイツは利得し、イギリスは利得しない。そこで両者が利得し、国際貿

易が成立するためには、イギリスが10ヤードのラシャの代わりにドイツの与えるべきリンネルは、15ヤードから20ヤード間のどこかの点で決定されなければならないことになる。そのため、それがどの点になるのかを決定するものは、需給法則となる。それは、両国においてそれぞれ需要される商品量が平衡する点であると展開されている³¹⁾。

例えば、イギリスの需要するリンネルの分量が1,000ヤードで、ラシャ10ヤードのリンネル17ヤードの交換比率（ラシャ10ヤード対リンネル17）であるとすれば、リンネル17ヤード×1,000は、ラシャ10ヤードかける1,000となり、イギリスの必要とするリンネルの数量は、ドイツの必要とするラシャの数量と相互に需要と供給が一致する。しかしリンネル、ラシャの需要供給が何らかの事情の変化（季節的な需給変化）に、よりイギリスにおけるリンネルに需要が減少し、リンネル17ヤードの800倍以上の消費を望まず、またドイツは、以前と同じようにラシャ10ヤードの1,000倍を必要とすれば、以前の交易条件では、ドイツはラシャ10ヤードの800倍しか得られない。それ以上の200倍を入手しようとするれば、ドイツはラシャ10ヤードに対して、リンネル17ヤード以上を提供しなければならないだろう。もしそこでドイツは18ヤードのリンネルを提供するとすれば、イギリスはこの交換の割合では、もっと多くのリンネルを購入しようとするかも知れない。また他方では、ラシャの価格が高くなったために、ドイツのラシャに対する需要は減少することになるであろう。そのため、リンネル18ヤード×900は、ラシャ10ヤード×900となり、両国どちらにとっても満足し、両国の需給は一致し、イギリス、ドイツとのラシャとリンネルの2商品の交換比率、いわゆる国際価値である交易条件は、10対18という点に帰着することになる³²⁾。

したがってこの国際価値論の本来の意味は、国際間での貿易における価値が、輸出と輸入に基づく相互的需要の比において決定されること、また同時に、それが生産費とは独立であるという2つの命題を包含している。彼は、この原理に関する説明にはいくつかの条件を仮定しており、現実には消費者の嗜好とか環境によって、2国がそれぞ

れ需要と供給が一致する点を一律に見出すのは困難となってくる。しかしJ.S.ミルをしての国際価値に関する所説は、その後における貿易に関する理論に多くの貢献を含んでいたことも事実である。ミルは、「この時点ではもはや全面的なリカード学徒ではない。すなわち、彼はイギリスの生産費理論とフランスの効用理論とを、つまりリカードとJ=B.セイとを調和させようと試みたのである³³⁾。」

V. むすびに

古典派の貿易論は、古典派理論のその他の分野に於いてもそうであるように、多くの教義や仮定に基づいて展開されている。特に労働価値説という過去からの遺産は、その後マルクス経済学に継承されてきたのみならず、近代的貿易論といわれてきているヘクシャー・オリーン（H=Oモデル）定理やW.W.レオンティエフの産業連関表にまで影響を与えている。

例えば、それは、リカードの比較生産費説が商品の相対的費用関係を基礎にして比較優位を決定したのに対して、オリーンは、各商品の生産に必要なとする生産要素間の相対価格関係を基礎にしている。すなわち、オリーンは、古典派が特にリカードが労働だけを生産要素として考えていた所へ資本や土地などを生産要素として付け加え、複数要素モデルを用いて生産要素の賦存比率に着目して理論を構成し、比較生産費説に近代的解釈を与えた。そして比較生産費差の原因は何であり、またそれは国民生活にとってどのように影響を与えるのかということ要素賦存比率理論で説明した。

古典派の貿易理論は、分業という枠組みでの自由貿易論の展開から始まり、生産要素の比較優位の点からそれぞれの国々が何を生産し、輸出したら相互に利益を得ることができるのかに言及し、さらに国家間における貿易上の交換比率は、どこで決定され、どのように分配されるのかの議論にまで進展させた。これは、現在ポール・クルーグマンへの影響も考査できる点で非常に価値あるものである。

注

- 1) 拙著『国際貿易論小史』時潮社, 2008年, 125～126頁参照。この時期における貿易の発展は, 例えば1700年イギリスの輸出額が約648万ポンド, 輸入額が約597万ポンドであったものが, 1800年では, 輸出額が約3,812万ポンド, 輸入額が約3,050万ポンドとなった。フランスでは18世紀初頭と末期では約5.4倍もの貿易の増加となった。
- 2) 舞出長五郎『経済学史概要』上巻, 岩波書店, 昭和16年, 203～204頁。
- 3) 同書, 205頁。
- 4) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776. (E. Cannan'ed.) vol., I, p.1. 大内兵衛他訳『諸国民の富』(1), 岩波書店, 1959年, 89頁。
- 5) A. Toynbee, *Lectures on Industrial Revolution of the Eighteenth century in England*, 1933. p.61.
- 6) 拙著, 前掲書, 134頁参照。またスミスは, 「買うよりも自分で作る方がかえって高くかかるものは, 決して自分のところで作ろうとはしないのが, すべての分別ある一家の主人の主義である。裁縫師は自分の靴を自分で作ろうとはしないで, 靴屋から買う。また靴屋は自分の衣服を自分で作ろうとしないで, 裁縫師に作らせる。・・・もしある1外国が1貨物をわれわれ自ら作るよりも安くわれわれに供給しうるならば, われわれは, 自分たちが多少ともこの外国に比べて得意とする自国の産業を活動させ, その生産物の一部を持って, この生産物を買った方が得策である」(*Ibid.*, vol., III, p.422. 邦訳, 第3編, 57～58頁) と述べている。
- 7) Cf., L.L. Price, *A Short History of Political Economy in England, from Adam Smith to Arnold Toynbee*, 1891. 石渡六三郎『英国経済史』日本評論社, 昭和3年, 33～34頁参照。
- 8) A. Smith, *op. cit.*, vol., III, p.423. 邦訳, 第3編, 40頁。
- 9) スミスの貿易論は, 余剰物捌け口論であるとしてJ.S. ミルによって批判された。本稿では触れないが以下を参照されたし。J.S. Mill, *Principles of Political Economy with some of their Applications to Social Philosophy*, (W.J. Ashley'ed.) 1921, p.579. 末永茂喜訳『経済学原理』(3), 岩波書店, 1976, 273～278頁参照。またリカードにおいても同様に批判が展開されている。D. Ricardo, *The Works and correspondence of David Ricardo*, P. Sraffa ed., vol. I, 1951, p.291. 堀経夫訳『デビッド・リカード全集』第1巻, 雄松堂書店, 1972年, 336頁参照。
- 10) A. Smith, *op. cit.*, vol., III, pp.423-424. 邦訳, 第3編, 40～41頁。
- 11) 拙著, 前掲書, 143頁。「18世紀末期より19世紀初頭期に至る産業革命が, スミスにおいて概してまた理想であったものを現実化させ, また生産の変革とともに分配をも変革し, ここに自らより現実化し, より発達した事実としての資本主義社会が考察の対象となり, 特にその分配関係の分析が, 当面の課題であるに至るや, スミスの経済学もまた新たに拡充展開せられざるを得なかったことは当然である。しかしその際, ある者は主としてスミスにおける外面的, 現実的, 帰納的方法を踏襲し, 他の者は, かれの内面的, 抽象的, 演繹的方法を継承することになる。前者はマルクスにより, 後者は, リカードにより代表せられる」(舞出長五郎, 前掲書, 216頁。)
- 12) J. Robinson, *Reflections on the Theory of International Trade*. 1974, p.4. 拙訳『国際貿易理論の省察』駿河台出版社, 昭和52年, 7頁。
- 13) Jacob Viner, *Studies in the Theory of International Trade*. 1964, p.182.
- 14) G. Haberler, *Der Internationale Handel*. SS.100-101, 1936. 松井清他訳『国際貿易論』(上巻) 有斐閣, 昭和12年, 225～226頁。
- 15) Robinson, *Collected Economic Papers*, vol. I, p.182.
- 16) ハーバラーは「単純化はたんに説明を容易にするだけであって事態の本質のふれるものではない」と云っている (G. Haberler, *A.a.O.*, S.100. 邦訳, 225頁)。

- 17) *The Works and Correspondence of David Ricardo*. ed., by. Sraffa, vol., I , p.135. (以下 Works と略す) 邦訳, 第1巻, 157～158頁。
- 18) J. Robinson, *op. cit.*, 邦訳, 所収の拙者解説, 36～37頁。
- 19) *Works*, vol., I , p.134. 邦訳, 156頁。
- 20) *Ibid.*, Vol., I , p.128.
- 21) *Ibid.*, pp.318-319.
- 22) *Ibid.*, pp.319-320.
- 23) 杉原四郎『素描経済学史』同文館, 昭和55年, 171頁参照。
- 24) J.S. Mill, *Principles of Political Economy with Some of their Application to Social Philosophy*, In J.M. Robson (ed.). *Collected Works of John Stuart Mill*. III, Toronto, 1965. 末永茂喜訳, 5分冊, 岩波文庫 1959～1963年。)
- 25) J.S. Mill, *op. cit.*, p.2. 邦訳, 8頁。
- 26) *Ibid.*, p.2. 邦訳, 8～9頁。
- 27) 拙著, 前掲書, 196頁。A. マーシャルの理論に関しては, 拙稿「マーシャルの貿易論」『国際関係研究』日本大学国際関係学部国際関係研究所, 第30巻第2号, 平成22年2月, 11～22頁。
- 28) 油本豊吉『体系貿易と貿易政策〔増補版〕』廣文社, 1974年, 90頁。
- 29) J.S. Mill, *op. cit.*, (III) p.595. 邦訳, (3) 278頁。
- 30) *Ibid.*, (III) p.596. 邦訳, (3) 280～281頁。
- 31) Cf., *Ibid.*, (III) pp.596-597. 邦訳, (3) 280～282頁参照。
- 32) Cf., *Ibid.*, (III) pp.596-600. 邦訳, (3) 280～286頁参照。
- 33) Emile James, *Histoire sommaire de la Pensee Economique*, Montchrestien, 1950. Chapter VI. 久保田昭光他訳『経済思想史』岩波書店, 昭和50年, 244頁。

『北極環境保護戦略（AEPS）』と フィンランドの外交イニシアティブ

大西 富士夫

Fujio OHNISHI. 'Arctic Environmental Protection Strategy (AEPS)' and the Diplomatic Initiative of Finland. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 1, October 2013. pp. 49 – 58.

There is a large increase in international concerns about the rapid ice-melting in the Arctic. The regional environment challenges have been dealt by the Arctic Council, which was established based on the Canadian diplomatic initiative in 1996. Its basic institutional framework had already been built in its predecessor, the Arctic Environmental Protection Strategy (AEPS) found in 1991 under the diplomatic initiative of Finland.

The preceding study revealed that the AEPS was formed with the following three steps. The first step was invention of the idea of environmental protection in the Arctic, which was brought by Gorbachev, General Secretary of the Communist Party of the Soviet Union, in his speech at the Murmansk in 1987. The second step was the sharing process of this idea among the Arctic nations. This process was led by Finland because the country regarded this idea as opportunity to enlarge the freedom of its international action from restriction which was imposed by the Treaty of Friendship, Cooperation and Mutual Assistance (FCMA) in 1944. As to the third step, the Arctic nations agreed a common understanding on the environment threats in the Arctic.

Based on the preceding study, this article reconsiders the factors of the establishment of the AEPS. The following three reconsiderations are drawn. The first factor is that the preamble of the FCMA was the source that bound Finland to act in accordance with the Soviets. In order to enlarge the freedom of its diplomatic action, Finland began to take the initiative for the establishment of AEPS. The second factor is that there was a shared perception on the six environmental pollutants among the Arctic states at the end of the 1980s. The third factor is the success of the Finnish initiative. The success resulted from a calm judgment of Finland on the changes in international circumstances made by the Gorbachev proposals.

1. まえがき

ここ数年、北極における海氷面積が著しく減少し、その世界的規模での影響が懸念されている。そうした懸念には、地球温暖化の加速、地球全体の気候システムへの影響、低緯度地域における海面上昇への影響がある¹。かかる環境的脅威に対して、地域的に対処してきたのが、「北極評議会（Arctic Council）」である。2013年5月15日には、日本が、中国、韓国、インドと共に北極評議会のオブザーバー国に認定されたことは記憶に新しい²。日本も北極における諸問題について様々な取り組みを開始している³。

気候変動の世界的規模のインパクトにより、北極評議会の活動に注目が集まるが、北極評議会は、

本来、北極の陸域、海域における汚染物質の監視、動植物相への汚染の影響等を調査し、対処することを主務としており、気候変動に対する対処が加えられたのは比較的最近になってからのことである⁴。北極評議会は1996年にカナダの外交的イニシアティブの下で北極圏諸国（カナダ、デンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、ロシア、米国）によって設立された地域協力であるが、その母体となった地域協力としては1991年にフィンランドの外交的イニシアティブの下で同じく北極圏諸国により設立された「北極環境保護戦略（Arctic Environmental Protection Strategy: AEPS）」がある。北極評議会は、AEPSが行ってきた環境保護協力を実質的には全て継承する形で設立されたものであった。

しかし、AEPS及び北極評議会の設立に関しては、国際政治学的観点からの先行研究が極めて少ない。国際政治学的観点とは、すなわち、なぜカナダやフィンランドがイニシアティブを發揮し、他の北極諸国が国際協力の設立に同意したのかという外交的観点をさす。この点の一部の先行研究を除いてこれまで殆ど明らかにされてきていないのである。こうした背景には、一部の研究者を除いて、北極の国際関係は近年に至るまで殆ど価値ある対象として研究されてこなかったことが挙げられる。加えて、近年の同分野における北極研究も海氷の縮小という地政学的変容の以後の部分に関心が向けられており、その前史といえる90年代の北極における地域協力史については未だ十分な研究がなされていない。

本稿では、AEPSに焦点を合わせ、その設立要因を考察する。北極評議会の設立された国際環境は、イニシアティブを發揮した国の違いがあるにせよ、AEPSが設立された時点で既に出来上がっていたとみることができ、北極評議会の設立を考える上でも、AEPSの設立の影響を抜きにして考えることは不可能だからである。

2. 問題の所在

国際政治学におけるAEPSの主要な先行研究には次の3点がある。これらの中で最も緻密な分析を行っているものに、1998年に出版されたヤング (Young, R. Oran) の *Creating Regimes: Arctic Accords and International Governance* がある。同書において、ヤングは、国際レジームの形成要因を実証的に説明するための事例の1つとしてAEPSを取り上げている。ヤングは、国際レジームの形成を「アジェンダ形成期 (Agenda Formation)」、 「交渉期 (Negotiation)」、 「立上げ期 (Operationalization)」 に区分し、これら3つのプロセスを成功裡に乗り越えた時に国際レジームが実体をもつことになるという仮説の下、AEPSを分析した⁵。

2つめ及び3つめの先行研究として、2000年のテンベルイ (Tennberg, Monica) による *Arctic Environmental Cooperation: A Study in Governmentality* と2004年のケスキタロ (Keskitalo,

E.C.H.)による *Negotiating the Arctic: The Construction of an International Region* がある。前者はガバメンタリティ (Governmentality)、後者はリージョン・ビルディング (Region-Building) といった観点から、北極における環境保護協力の形成に及ぼす規範の役割について考察を行い、両文献ともAEPSは北極圏諸国における環境保護規範についてのコンセンサスが形成された結果、設立されたと論じている⁶。

これら先行研究において共通するAEPSの形成要因は、1) 北極における環境保護という規範の登場、2) 同規範の北極圏諸国における共有にイニシアティブを發揮した国家の登場、3) 北極圏諸国における共通の環境脅威認識の形成、以上の3段階によって説明されてきた。1) については、後述するように、ソ連共産党書記長のゴルバチョフ (Gorbachev, Mikhail Sergeevich) が1987年に行った提案に含まれるものであった⁷ (本稿第3節参照)。2) の国家は、フィンランドであり、イニシアティブを發揮した理由は、対ソ政策上の外交判断がフィンランドの政策決定者であったためである⁸。とりわけ、ケスキタロは、より具体的に、対ソ政策上の外交判断として、1944年9月「フィン・ソ協力相互援助条約 (Treaty of Friendship, Cooperation and Mutual Assistance: FCMA, 以下、FCMA条約)」を挙げ、FCMA条約がフィンランドの対外行動を制約してきたこと、そして、AEPSはかかる対外的行動の制約を拡充する機会であったことを論じている⁹。3) については、AEPSの設立過程である1989年から1991年における国際交渉において、6つの汚染物質源、すなわち残留性有機汚染物質 (persistent organic contaminants)、原油 (oil)、重金属 (heavy metals)、騒音 (noise)、放射能 (radioactivity)、酸性化 (acidification) が北極における環境の脅威であるとの認識が共有されてきたことが明らかとなっている¹⁰。

本稿においても、AEPSの形成要因についてのこれらの理解を前提とする。その上で、次の3つの観点を新たに付け加えるものとする。

第1に、2) に関して、AEPSの設立の文脈において、対ソ政策上の外交上の制約としてのFCMA条約のどの条項が特に重要であったのかという点

である。ケスキタロはこの点にまで言及していない。この点については、本稿第7節を通して考察する。

第2に、3)に関して、6つの汚染物質に対する脅威認識とは、具体的にどのようなものであったのか、どのような被害が既にあり、どの程度深刻であったのか、ということをも明らかにする¹¹。既存の先行研究においては、これらの脅威認識については概括的ないしは断片的にしか論じられていない。この点については、第5節、第6節において考察する。

第3に、フィンランド外交のイニシアティブがなぜ成功したのかという点である。北極における環境協力の構想は、本稿第3節において論じるように、冷戦初期から存在していたが、その殆どの構想が失敗している。このことを踏まえると、なぜ北極環境協力が非連続性が生じたのであろうかという疑問が生じる。ここに挙げている3つの先行研究には、外交史的な連続性と非連続性という観点は含まれていない。この点については、本稿の第3節、第4節、第7節において考察する。

3. 冷戦期における北極地域協力構想

北極において地域協力が冷戦終結後の1990年代に「開花」できたのは、その「根」が既に張り巡らされていたからに他ならない。実際に少なくない北極協力構想が提案されていた。最初の構想は、第2次世界大戦末期の米国ルーズベルト政権の副大統領であったワラス（Wallace, Henry A.）による北極海条約構想である。ワラス構想は、国務省及び連邦議会に対して、北極海における輸送、連絡網、北極海探索を促進する協力に関する国際条約の締結に向けて米国がイニシアティブを発揮すべきであるというものであった¹²。ワラスは、ソ連のモロトフ外相にも北極条約構想を提案した¹³。1960年末、米国は南極条約の締結の成功から着想を得て、科学調査、北方経済開発、環境保護、保健医療を促進するため、「ノースランド・コンパクト（Northlands Compact）」という多国間協力構想をもっていたが、カナダ、ソ連の支持を得られず、実現できなかった¹⁴。1970年代には、

北極海の法的地位を協議する多国間会議構想があったが、これも実現しなかった。これらの失敗があったものの、1971年の「国家安全保障決定覚書（National Security Decision Memorandum: NSDM）」¹⁵では、北極国際協力を奨励していく方針が示され¹⁶、統合的北極政策部会（Integrated Arctic Policy Group）が設置された¹⁷。1973年のNSDMでは、科学調査、資源開発、環境保護を中心とする領域において二国間ならびに多国間による北極協力を強く後押ししていく方針が示されている¹⁸。

カナダにおいても米国同様に北極海協力構想があった。先駆けとなったのが、ピアソン（Pearson, Lester）が首相就任より前の1946年に唱えた構想である。ピアソンは、北極海における資源を今後利用していくためには、科学データの共有や探索調査など、北極圏の国家が協力して北極海問題に取り組むことが北極圏諸国及びカナダの利益になると考えていた¹⁹。また、地質学者のロイド（Lloyd, Trevor）も、1960年代において科学調査の連携が政治的関係の改善に繋がるとして、北極海協力の重要性を訴えた。法学者コーエン（Cohen, Maxwell）は、1971年に「環北極海条約（Arctic Basin Treaty）」という多国間条約形式による北極評議会構想を提示した。当時、カナダでは、北西航路の法的地位をめぐる米国との軋轢を受けて²⁰、領海漁業法改正、北極海汚染防止を設定し、北極海においても米国の圧力から脱却することが必要とされた時期であった²¹。コーエンはその後、カナダ国際問題研究所（Canadian Institute on International Affairs: CIIA）²²の国家資源部（National Capital Branch: NBC）のメンバーとなり、北極海協議体構想の議論が続けられたが、1970年代をとおしてカナダ政府の政策として取り上げられることはなかった。その要因は、当時の国際環境である。北極海は、大陸弾道ミサイル（ICBM）の飛翔ルートとされると同時に潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）を搭載した原子力潜水艦が配備されるなど、弾道ミサイルによる相互確証破壊戦略に組み込まれていた。こうした国際政治環境の下で、北極の地域協力の構想は陽の目を見なかったのである。

冷戦期以降、北極において地域的ガバナンスのメンバーシップをめぐる争いが最初に国家間で争われ

たのが、1973年11月に調印されたホッキョクグマ保全条約（1976年発効、1978年全加盟国批准）であった。同条約の締結において、非北極圏の条約調印を認めるかが問題となり、ソ連は、北極に関わる諸問題は北極海の「沿岸国」によって取り扱われるべきであるとの主張を崩さなかった。ソ連の意向を反映し、ホッキョクグマ保全条約は、北極海沿岸の5か国（カナダ、デンマーク、ノルウェー、ソ連、米国）によって調印された。冷戦期において、他にも様々な北極地域協力構想が唱えられてきたが、東西冷戦構造の下、西側とソ連との間で国際協力が行われることは極めて稀であった。ホッキョクグマ保全条約は、緊張緩和という国際環境の下、政治的優先度の低い問題であったため、冷戦構造にもかかわらず北極5か国間で合意形成できたのであった。

4. ゴルバチョフのムルマンスク演説

80年代後半に入り、北極における地域協力の可能性を開いたのは、ソ連共産党書記長のゴルバチョフであった。ゴルバチョフ共産党書記長は、対外的には西側諸国との関係正常化を狙った新思考外交（1987-90年）を展開し、また国内においては、ペレストロイカ（perestroika）による国内改革で知られている。ゴルバチョフは、新思考外交の一環として、中距離核戦力全廃条約の調印の1か月前の1987年10月1日、欧州方面におけるソ連北方艦隊の軍事的拠点であるムルマンスク（Murmansk）において、北極・北大西洋諸国に向けて有名な演説を行った。これは、ムルマンスク演説として知られている。ムルマンスク演説の中で、ゴルバチョフは安全保障問題について協議を呼びかけ、「我々の共通の欧州の家（our common European house）」の実現のための2国間・多国間協力を行う準備があると宣言し、とりわけその候補地域として北極圏における軍事的対立の劇的緩和に前向きであると呼びかけた²³。この演説には6項目からなる具体的な提案が含まれていた。すなわち、北極非核地帯構想、北極海における海軍活動の制限、北極資源開発における平和的協力、北極科学調査（共同北極研究評議会をムルマンスクで主催する準備

有）、環境保護協力（モニタリングと放射線安全確保）、北極海航路の外国船への開放において、ゴルバチョフはソ連が国際協力を行う準備があるとしたのであった²⁴。

ゴルバチョフ演説における諸提案の中で最初に進展がみたのが科学調査の領域であった。ゴルバチョフ書記長とレーガン大統領はワシントンで会談し、北極における科学調査の重要性を認識した。かかる国際環境の変化を受けて最初に設立された地域協力が1990年に設立された「国際北極科学委員会（International Arctic Science Committee: IASC）」である。IASCは、非政府間協力であり、1958年に発足した「南極科学委員会（Scientific Committee on Antarctic Research: SCAR）」の北極版である。SCARの北極版を作ろうという意見は1960年代から繰り返し出されていた²⁵。しかし、東西冷戦の中でIASCのアイデアは実現されずにきた。SCARの1987年2月の会合では、北極圏に入る全ての国から多くの科学者が参加し、科学協力が話し合われていた。

5. ロヴァニエミ・プロセス

ゴルバチョフのムルマンスク演説後、政府間における北極地域協力の形成に向けた動きも開始された。いち早く行動に移したのがフィンランドである。フィンランド政府は、外務大臣と環境大臣との連名において1989年1月12日に他の北極圏諸国の首脳宛に書簡を送り、北極環境の保護について協議する会合への参加を求めた。フィンランド政府が呼びかけた国際会合は、1989年9月20から26日にかけて同国北部の中心都市ロヴァニエミ（Rovaniemi）で開催された。9月20日のロヴァニエミでの会合には、北極圏8か国と国連環境保護計画（UNEP）から派遣団が出席した。フィンランド環境大臣が開催の辞を述べ、同国の環境・北極・南極の特任大使（Consultative Ambassador）であったラヤコスキ（Rajakoski, Esko）が議長を務めた。副議長として、カナダのビーズレイ（Beesley, J. Alan）と、スウェーデンのエドマー（Edmar, Desiree）が選出された。ビーズレイは、『北極の環境の状態とさらなる行動の必要性』

と題する作業部会の議事進行を行った。エドマールは、『北極環境の保護のための既存の国際的法制度と将来に向けた協力の組織』と題する作業部会の議事進行を務めた。本会合における最大の成果は、各国が北極における共通の汚染物質を特定したことであった²⁶。その共通の環境問題とは、前述したように、残留性有機汚染物質、原油、重金属、騒音、放射能、酸性化の6つの特定の汚染物質である。オゾン層破壊及び地球温暖化は、既に既存の枠組みで対応されていたため、含まれなかった²⁷。ロヴァニエミ会合では、北極の環境保護のための国際的合意を形成すべく、今後も関係国間で協議を継続していくことでコンセンサスが得られた²⁸。

その後、北極8か国による環境保護協力のための準備は、非公式及び公式の会合において進められた。まず、1989年12月にフィンランドの国連派遣団がニューヨークにて非公式の会合を開催し、北極の環境保護に関する法的課題について話し合いがもたれた。1990年4月にカナダのイエローナイフ（Yellowknife）で開催された公式の準備会合では、ロヴァニエミ会合で特定された6つの汚染物質のモニタリングと評価を行うことが重要であるとし、AEPSの最初の草案が作られた²⁹。準備会合はその後も続き、1991年1月スウェーデンのキルーナ（Kiruna）、1991年5月ヘルシンキ（Helsinki）で開催された。1991年6月14日に再びロヴァニエミにおいて開催された会合では、「北極環境の保護に関する宣言（Declaration on the Protection of the Arctic Environment）」及び「北極環境保護戦略（AEPS）」の採択が行われた³⁰。AEPSの採択に至るプロセスは、交渉が開始され、最終的に妥結された地名にちなんで「ロヴァニエミ・プロセス（Rovaniemi Process）」と呼ばれる³¹。

「北極環境の保護に関する宣言」及び「北極環境保護戦略」は、法的拘束力のない政治文書である。形式的には、「北極環境の保護に関する宣言」を設立文書とし、AEPS文書を行動プログラムとすることも成り立たないことはない。しかし、AEPS文書は、行動プログラムだけに終始するものではなく、環境協力に関わる行為者、規範、科学的認

識、問題領域、ルールといったレジームの構成要素を規定しており、実質的な設立文書となっている³²。

AEPSの特徴は、レジームが取り扱う汚染源を明確に定めていることにある。これらの6つの特定の汚染物質の現状の把握をするため、「北極圏監視評価プログラム作業部会（Arctic Monitoring and Assessment Program: AMAP）」が設置されている。また、油濁事故への北極への影響について調査する「緊急事態回避準備及び反応作業部会（Emergency Prevention, Preparedness Response: EPPR）」、船舶起因汚染等の海洋汚染の状況を把握するための「北極圏海洋環境保護作業部会（Protection of the Arctic Marine Environment: PAME）」、そして、北極の動植物相の保全状況を調査する「北極圏植物相・動物相保存作業部会（Conservation of Arctic Flora and Fauna: CAFF）」が設立されている。

オブザーバーには、北極の先住民の参加を促進するため、イヌイット環北極圏会議（Inuit Circumpolar Council: ICC）、北欧サーミ議会（Nordisk samerådet）、ソ連北方先住民族協会（Russian Association of Indigenous Peoples of the North: RAIPON）が選ばれた。また、北極環境問題への関わりと貢献についての評価に基づいて、それ以外のオブザーバーを決めるとの規定もある。

AEPSの運営は、加盟国である北極圏8か国による閣僚会合の定期的開催を基本とする。意思決定の手続きについては規定が設けられていない³³。

6. 北極圏諸国における環境汚染認識の共有

北極における環境保護を主目的とする北極地域協力であるAEPS構想は、前述したフィンランドの環境・北極・南極の特任大使であるラヤコスキによって考案されたものであった。ラヤコスキは、フィンランド政府がAEPS設立へのイニシアティブをとるに至った主要因には、北極環境の悪化に対する新しい認識があったと指摘している³⁴。また、ヤングによれば、AEPSは、東西対立の緩和とソ連の北極圏の開放によってもたらされた北極における国際協力の可能性を追求しようとした初

期の試みの産物であり、AEPSの推進者達は、成果を残すために協力分野を環境保護に戦略的に限定したと述べている。その上で、ヤングは、環境保護が協力分野として選択された理由として、環境保護が北極8か国の利益にかなうものであったと指摘している。スカンジナビアの観点では、越境汚染物質の流入のモニタリングと影響評価が主な関心事項であり、また、米国においては、油濁汚染事故などの緊急事態を予防し、対応することが主要な関心であった。カナダにとっては、北極の動植物の保全問題が主たる関心事項であった³⁵。すなわち、フィンランド外交が果たした役割は、ムルマンスク演説における6提案や、先住民による北極社会の開発など、北極圏における国際協力の課題領域として様々な選択肢がある状況において、冷戦構造における東西間の緊張がまだ色濃く残っていた当時の国際環境をよく理解し、北極8か国が着実に国際協力を行うために協力領域を限定したことにあつたのである。

では、ラヤコスギが指摘する北極環境の悪化に対する新しい認識や、ヤングの言うところのスカンジナビア、米国、カナダにおける環境汚染に対する認識とは、具体的に如何なるものであつたのであろうか。AEPSが環境問題として認識した6つの汚染物質について見ていくこととする。

まず、残留性有機汚染物質であるが、これには、ポリ塩化ビフェニル (polychlorinated biphenyls: PCBs)、有機塩素系殺虫剤として使用されるジクロロジフェニルトリクロロエタン (dichlorodiphenyltrichloroethane: DDT)、有機リン系殺虫剤のヘキサクロシクロヘキサン (hexachlorocyclohexane: HCH)、有機塩素系殺虫剤のクロルデン (chlordane)、同トキサフェン (toxaphene) 等が含まれる。これら残留性有機汚染物質は、難分解性及び高蓄積性のため、自然にとって有害な汚染物質であり、生物濃縮の可能性及び高い慢性的毒性がある。当時、一部の国でその使用及び製造が禁止されていたものの、世界では多くの国がこれを使用していた。北極8か国の共通認識では、北極においてこれらの汚染物質の重大な汚染源がないものの、アジア、欧州、北米にある世界的な工業中心都市から、河川、大気、海流を介して残留性有機汚染物

質が長距離移動して北極環境に到達していると考えられていた³⁶。とりわけ、大部分の有機塩素汚染物 (chlorinated organic contaminants) は、高い親油性をもち、北極の食物連鎖に含まれる生物の脂肪細胞内組織に濃縮される。実際にホッキョクグマ、クジラ、オットセイ等の食物連鎖の高次にある動物の贅肉や脂肪細胞に高濃度の汚染物質がカナダのケベック州におけるイヌイット女性の母乳サンプルから見つかった³⁷。北極の先住民は脂質性の高い野生食物の消費量が多いため、ホッキョクグマ、クジラ、オットセイ等は、人間へのこれらの汚染物質の流入経路となっており、このことが、北極に特有の懸念事項と認識されていた。問題は、北極のエコシステムに対する有機塩素汚染物の潜在的影響について当時十分に知られていないことであつた。

第2に、油濁汚染については、1989年3月24日未明に発生した米国エクソン社の大型石油タンカーであるエクソン・ヴァルディーズ号がアラスカのプリンス・ウィリアムス湾にて座礁し、多くの重油が海洋に流れでるという事故が発生し、その環境被害について当時国際社会の大きな関心を集めた。北極の暗く寒い冬では、低気温かつ日照時間が少なく、流出した原油の分解が低下するなど、北極は油濁汚染において極めて脆弱である。結氷海域では、原油は浮氷間ないしは氷の下に留まり、一部は氷上に運ばれるなど、事故後も北極の自然が被害を受ける期間は温帯地域よりも相対的に長い。また、海洋生物への直接的影響は、結氷海域縁辺部において高く、原油によって汚染された羽や毛皮は獲物を襲撃する能力を奪い、また、原油は皮膚の炎症を引き起こす³⁸。

第3に、重金属による汚染であるが、北極の重金属広域汚染の現代的傾向として、カドミウム、ヒ素、ニッケルが顕著であることが氷河から抽出されたアイス・コアの解析によってわかってきた。19世紀半ば以降から増加傾向にあり、20世紀には著しい増加がみられる。近年の植物の解析からは北極の大気中の重金属総量は減少しつつあることが示されている³⁹。重金属の自然界における堆積は自然現象の結果として生じているものもあるが、主として工業中心地からの長距離大気移動により、

植物, 雪, 海における重金属の堆積に帰結していることもある。水力発電所建設のように, 以前植物に覆われた地域に水を貯め込むと, 地元鉱山及び無機水銀のメチル化により重金属が放出され, 高濃度となる。カナダとフィンランドの研究では, 有機材料の総量によるものの, 魚の体内のメチル水銀濃度が, 貯水池の決壊の後著しく増加することが報告されている⁴⁰。

北極の海洋環境において, 水中の重金属濃度は, 南部の緯度の低い海域よりも低いとされるが, 生物相内の濃度は, 食物連鎖において増加し, また, アザラシ及びクジラなどの食物連鎖の高次元にある捕食生物の体内において増加している。例えば, カナダの複数の研究によれば, イッカククジラの腎臓内のカドミウム濃度は海洋性哺乳類に関する過去の報告の中では最も高くなっていた⁴¹。また, 海洋性哺乳類及びいくつかの鳥類にみられる高い重金属濃度は, それら動物を日常食とする地域で問題となっている。上昇する水銀濃度は, 狩猟を生業とする地域のグリーンランド人の体内や, カナダの北部ケベックに居住する先住民の体内においても検出されている⁴²。

第4に, 騒音被害も汚染源として認識されてきた。北極地域の海水は, 海氷の存在のため特異な騒音環境にある。北極の全騒音レベルは, 氷の生成, 融氷, 解体, 移動のダイナミックなプロセスによって影響を受ける。こうした状況は一般の海洋と異なっている。氷の亀裂と風による騒音がない時期, 海岸の固着海氷 (shore-fast ice) で覆われた海域における水中環境は最も静かである。

人間活動から生み出される騒音の種類および騒音水準によって, 海洋性哺乳類に負荷をかけるかもしれないし, または, 重要な自然音を妨害してしまう恐れがある。騒音の幾つかの種類は, 海洋性哺乳類同様に魚類にも影響を与えるかもしれない。反復騒音被害の海洋生物への影響を評価できないことを含めて, 海洋性哺乳類への水中騒音の影響に対する我々の知見に多くのギャップがある。負荷の大部分が死亡率と無関係であるとの多くの証拠もある。しかし, オットセイ及びセイウチの非繁殖集団 (haul out) の上空付近における飛行機の低空飛行を含めて, ある一定の騒音活動は集

団逃走行動 (stampedes) ないしは自暴自棄行動 (abandonment) を通して死亡率の増加を引き起こさせるかもしれない⁴³。

第5に, 北極では深刻な放射能汚染も認識されている。北極に影響を与えている放射性汚染物質には2つの主要な原因がある。1950年代と1960年代に実施された大気中での核兵器実験と, 1986年のチェルノブイリ原子力発電所における事故である。ストロンチウム90 (半減期29年) やセシウム137 (半減期30年) のように長期の半減期をもつ放射性核種は, 重大な懸念事項である。放射性核種に由来するこれらの放射性降下物は, 栄養分の乏しい環境下において効果的に土壌表面の植物, とりわけ地衣類等に浸透し, 北極エコシステム内部で生物循環し, 結果として, 放射性セシウム (radio-caesium) が濃縮されたカリブーやトナカイの肉を主食として消費している先住民の体内蓄積に至ると考えられている⁴⁴。さらに, 原子力燃料及び放射性廃棄物の移動, 蓄積, 処分等の生物学的影響を引き起こす放出もある。

最後に, 酸性化も重大な脅威として認識されている。最も重要な酸性化物質は, 車両, 工業活動, 石炭及び石油による火力発電所から主に放出される硫酸化物及び窒素酸化物である。大都市から長距離大気移動により, とりわけ冬季において北極の大気状態が影響を受ける要因と考えられている⁴⁵。北極における酸過剰 (acidity) に関連する問題の最も良く知られた事例の1つは, 酸性物質の煙霧 (aerosol) から生成されるアークティック・ヘイズ (Arctic haze) 現象である。アークティック・ヘイズは, 既に多くの研究が実施され, その性質, 分布, 配合について多くが知られてきた。酸性化は, 特定の北部工業中心地において顕著な環境問題となりつつある。北部フェノスカンジナビア, ソ連邦北西部, カナダ東部では, 自然環境要因により酸性化に対する感度が増加し, 地域全体に人的活動の影響が及ぶに至ってきた⁴⁶。また, 酸性堆積物と過酷な環境による環境負荷との複合的影響は, 北極における植物成長への潜在的被害を増加させている。重大な負荷, 酸性化の度合い, 寒冷気候に影響を与える諸条件は, より詳細な地域的モニタリング及び研究を必要として

いる。一般的にみても、北部のエコシステムは温帯地方のそれよりも大きな負荷にさらされている⁴⁷。

これらの環境問題についての「新しい認識」(前出のラヤコスキの言葉)は、フィンランドがロヴァニエミ・プロセスとして知られる一連の設立準備にイニシアティブを發揮したことで、AEPSに結実した。AEPSの設立要因を考察するとき、まず、これらの環境問題についての認識が北極8か国の間で共有されたことが直接的要因といえる。しかし、これだけでは、フィンランドがAEPS設立のために外交イニシアティブを發揮した要因を説明できない。なぜ、フィンランドは、冷戦末期の1989年から1991年にかけて、環境問題を利用して北極地域協力を行おうと判断したのであろうか。こうしたフィンランドの判断は、環境問題への対処の必要性よりもより高次の戦略的判断がなされていたとみることにより説明ができる。

7. フィンランド外交における制約の緩和

当時、フィンランドが外交イニシアティブを執った背景に、1944年9月FCMA条約の下でフィンランドに課された外交的制約がある。第二次世界大戦期、フィンランドはソ連と2度の戦争を経験する。冬戦争(1939年～1940年)、継続戦争(1941年～1944年)である。冬戦争は、独ソ不可侵条約秘密議定書に基づいて、フィンランドに対してソ連海軍駐屯のための港ハンコ(Hanko)の貸与、カレリア地峡を含む領土割譲のソ連の求めに対して、フィンランドが拒否したことを発端として争われた戦争である。継続戦争では、ドイツ軍駐留のための密約をドイツと結んでいたフィンランドは独ソ戦の開戦とともに自動的に対ソ開戦に入った。この2度にわたる戦争の結果、フィンランドはソ連の勢力圏(sphere of influence)に組み込まれ、ソ連は冷戦期を通してフィンランドが勢力圏から離脱することを許さなかった。FCMA条約は、フィンランドをソ連の勢力圏にとどめるための政治的装置であった。同条約の前文では、「大国間の紛争の局外にたつというフィンランドの切望」と、「フィンランドとソ連が国際連合の目的と原則に

従って国際平和と安定の維持のために貢献するという不動の願望」が明記された。また、第1条では「ドイツ軍(当時の西ドイツ)並びにその連合国(NATO諸国)がフィンランド領土を通過してフィンランドないしはソ連を攻撃する際にはそれを撃退する義務を負うこと(第1条)」も規定されている。第1条の規定は、軍事政策としての規定を含みながらも、自動的援助性を否定していることから、軍事同盟条約とは一線を画している。

FCMA条約は、事実上、ソ連の意向に反してフィンランドの西側世界への接近を禁止するものであった。同条約の制約のため、フィンランドはマーシャル・プランへの参加を取りやめている。つまり、フィンランドの国際的行動はソ連の意向を伺いながら決めなくてはならなかった。こうした国際環境の下、フィンランドの指導者は、フィンランドの国際的行動の限界を模索する外交を行ってきた。この外交姿勢は、政治指導者の名前に由来する「パーシキヴィ・ケッコネン路線(Paasikiven-Kekkonen linja)」として知られる中立外交政策への道を開いた⁴⁸。フィンランドの指導者は、ソ連指導部の理解を取り付けることによって、フィンランドは1955年に北欧審議会、国連への加盟を果たしている。

フィンランドの冷戦期の対外行動は、このパーシキヴィ・ケッコネン路線の下で進められてきた。ゴルバチョフがムルマンスク演説で西側諸国に6つの提案を行った際、西側諸国の多くは、これらの提案はムルマンスク演説をゴルバチョフの観測気球であるとして懐疑的であった。しかし、当時のフィンランドのコイヴィスト政権は、ゴルバチョフによるムルマンスク演説を同国の国際的行動の限界を拡充していく機会をもたらすものとしてとらえたのであった⁴⁹。この間、フィンランドはソ連との間で2国案においても環境政策の実務者同士の対話を積極的に展開し、酸性化物質の排出源となっていた精錬所の改善などについて協議を行った⁵⁰。

したがって、AEPSに向けてフィンランドがイニシアティブを發揮した要因には、環境分野における地域協力の開始を同国の国際的行動の拡充が最も可能となるとの戦略的判断があった。しかし、

AEPSの設立過程と同時並行して共産圏諸国がソ連からの独立を始め、ソ連邦の解体が次第に明らかになるにつれ、フィンランドはソ連のくびきからの脱却を加速させるために欧州への統合を模索し始めた。1992年頃からフィンランドのEU加盟交渉が本格化してEU加盟が政治日程に上ると、フィンランドにとって国際的行動の拡充の場としての北極地域協力の重要性は低下し、フィンランド外交におけるAEPSの政治的有為性は必然的に冷却化していったのであった⁵¹。このことは、AEPSにおいてリーダーシップを発揮する国が徐々にフィンランドからカナダへと移行していくこととなり、カナダが元来主張していた北極評議会構想の実現へ向けた外交を展開していく背景要因となった。

8. 結論

本稿では、北極環境保護戦略の設立について、先行研究を踏まえつつ、次の3点について明らかにしてきた。

第1に、AEPSの設立の文脈において、対ソ政策上の外交上の制約としてのFCMA条約のどの条項が特に重要であったのかという点である。この点については第7節において、同条約の前文における規定がフィンランドの対外的行動を制約してきたことを論じた。

第2に、6つの汚染物質に対する脅威認識とは、具体的にどのようなものであったのか、また、どのような被害が既にあり、どの程度深刻であったのか、という点である。これらについては、第5節及び6節において詳述したように、残留性有機汚染物質、原油、重金属、騒音、放射能、酸性化が北極圏諸国において具体的な環境脅威として認識されており、これがロヴァニエミ・プロセスにおいて北極圏諸国における共通見解として共有されてきたことを明らかにした。

第3に、フィンランド外交のイニシアティブがなぜ成功したのかという点についても考察した。第3節において概観したように、冷戦初期から北極における地域協力構想は存在していたが、その殆どの構想が失敗してきた。AEPSの設立に際して従来の北極地域協力構想と決定的に異なった国

際環境には、第4節で述べたように、ゴルバチョフのムルマンスク演説に見られたソ連における外交方針の転換がある。しかし、第7節でみたように、より重要なことは、フィンランド政府関係者がその重要性についていち早く認識し、協力分野を環境協力に限定するという冷静な外交的判断を採ったことである。このことが、AEPSの設立に帰結したのであった。フィンランドが冷静な外交的判断を採ることができた背景には、同国は、長年にわたり、西側陣営にいながらにしてソ連による対外的行動の制約（FCMA条約）を受け、その中で出来ることと出来ないことを判断してきたという、フィンランドがおかれてきた特異な国際環境がある。したがって、AEPS構想が成功した最大の要因は、協力分野を環境分野に限定するというフィンランドの冷静な外交判断にあったと結論づけられる。

参考文献

- 1 AMAP, *SWIPA 2011 Executive Summary: Snow, Water, Ice and Permafrost in the Arctic* (Oslo, AMAP) p.7. 邦語文献としては次を参照。大西富士夫「気候変動と北極問題の現在」『インテリジェンス・レポート』8月号（2013年）34-49頁
- 2 大西富士夫「北極ガバナンスの枠組みをめぐる攻防－北極評議会のオブザーバー問題」『北極海季報』第15号（2012年）39-40, 48-51頁
- 3 Fujio Ohnishi, “Japanese Perspective,” in Oran R. Young, et al. (eds), *The Arctic in World Affairs: A North Pacific Dialogue on Arctic Marine Issues* (Seoul: Korean Maritime Institute, 2012), pp.337-346.
- 4 大西富士夫「北極における地域協力」『北極海季報』第16号（2013年）43頁
- 5 Oran R. Young, *Creating Regimes: Arctic Accords and International Governance* (Ithaca and London: Cornell University Press, 1998).
- 6 Monica Tennberg, *Arctic Environmental Cooperation: A Study in Governmentality* (Aldershot and Vermont: Ashgate Publishing Ltd, 2000), pp.13-23; E.C.H.Keskitalo, *Negotiating the Arctic: the Construction of an International Region* (New York: Routledge, 2004), pp.55-65. 前者は、環境保護規範については個別に論じていないが、北極における主権、先住民、開発といった規範形成の中でこれに言及している。Tennberg, *op.cit.* p.74
- 7 Young, *op.cit.*, p.32; Keskitalo, *op.cit.*, pp.42-43. テンベルイは、ゴルバチョフ演説ではなく、1989年のロシア

- 高官の認識に環境保護規範の契機を見出している。Tennberg, *ibid.*.
- ⁸ Young, *op.cit.*, pp.56-59; Tennberg, *op.cit.*, pp.16-19.
- ⁹ Keskitalo, *op.cit.*, pp.59-61.
- ¹⁰ Young, *op.cit.*, pp.88-90; Tennberg, *op.cit.*, pp.50-55; Keskitalo, *op.cit.*, pp.62-63.
- ¹¹ Arctic Environment, *Arctic Environmental Protection Strategy* (1991), p.12. <<http://www.arctic-council.org/index.php/en/document-archive/category/4-founding-documents?download=53:aeps>> (as of June 29, 2013)
- ¹² Donald R. Rothwell, *The Polar Regions and the Development of International Law* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996), p.224.
- ¹³ John Morton Blum (ed.), *The Price of Vision* (Boston, 1973), p.35, quoted in *ibid.*, p.224.
- ¹⁴ *Ibid.*, p.245.
- ¹⁵ NSDM は、ニクソン及びブフォード政権下に作成された国家安全保障上の事項を扱う大統領の公式の指令文書である。
- ¹⁶ Rothwell, *op.cit.*, p.225.
- ¹⁷ *Ibid.*, p.225.
- ¹⁸ William E. Westermeyer, "United States Arctic Interests," William E. Westermeyer and Kurt M. Shusterich (eds.), *United States Arctic Interests* (New York, 1984), pp.14-15.
- ¹⁹ L.B.Pearson, "Canada Looks 'Down North'" *Foreign Affairs*, 24 (1945-46), p.643.
- ²⁰ 1968年アラスカのノースロープでの油田発見に伴い、米国籍船の石油タンカーであるマンハッタン号が1969年に北西航路をテスト航行した際、カナダ政府の公式許可を求めずに航海したことに起因している。林司宣「『北西航路』の国際法上の地位」『北極海季報』第9号(2011年) 21-26頁
- ²¹ 当時の第1次トルドー政権は、貿易の多角化による対米依存脱却を選択するなど、米加関係一般においても米加関係の冷却期間であった。トルドー政権は、対米依存の脱却を「第3の道 (Third Option)」と呼んだ。
- ²² 現在は、カナダ国際評議会 (Canadian International Council: CIC) に改称されている。
- ²³ *Mikhail Gorbachev's Speech in Murmansk at the Ceremonial Meeting on the Occasion of the Presentation of the Order of Lenin and the Gold star to the City of Murmansk*, Murmansk, 1 October 1987, paragraph 29-31. <http://www.barentsinfo.fi/docs/Gorbachev_speech.pdf> (as of June 20, 2013).
- ²⁴ *Ibid.*, paragraph 33-48.
- ²⁵ Keskitalo, *op.cit.*, p.45.
- ²⁶ Arctic Environment, *op.cit.*, chapter 3.
- ²⁷ *Ibid.*, chapter 3.
- ²⁸ Young, *op.cit.*, p.88.
- ²⁹ *Ibid.*, p.89.
- ³⁰ Arctic Environment, *op.cit.*.
- ³¹ 石渡利康『北極圏地域研究』(高文堂出版社, 1995年) 127-129頁
- ³² 大西富士夫「北極における地域的レジーム『北極環境保護戦略 (AEPS)』について」『北極海季報』第12号(2012年) 43頁
- ³³ 同上, 55頁
- ³⁴ E.Rajakoski, "Multilateral Cooperation to Protect the Arctic Environment: the Finnish Initiative," in T.R.Berger et.al. (eds.), *The Arctic: Choice for Peace and Security A Proceedings of a Public Inquiry* (West Vancouver: Gordon Soules Book Publishers Ltd., 1989), pp.54-55.
- ³⁵ Young, *op.cit.*, p.66.
- ³⁶ Arctic Environment, *op.cit.*, Chapter 3.
- ³⁷ *Ibid.*.
- ³⁸ *Ibid.*.
- ³⁹ *Ibid.*.
- ⁴⁰ *Ibid.*.
- ⁴¹ *Ibid.*.
- ⁴² *Ibid.*.
- ⁴³ *Ibid.*.
- ⁴⁴ *Ibid.*.
- ⁴⁵ *Ibid.*.
- ⁴⁶ *Ibid.*.
- ⁴⁷ *Ibid.*, pp.12-19.
- ⁴⁸ Keskitalo, *op.cit.*, p.59-60; 石渡利康『北極安全保障の研究』(高文堂出版社, 1990年) 18頁
- ⁴⁹ Keskitalo, *op.cit.*, pp.43-44.
- ⁵⁰ Robert G. Darst, *Smorkestack Diplomacy* (Cambridge, Massachusetts and London: MIT Press, 2001), p.109.
- ⁵¹ Keskitalo, *op.cit.*, p.61.

黄興と宮崎滔天の関係

—辛亥革命における宮崎滔天と家族の役割—

井上桂子

Keiko INOUE. Relationship between HuanXing and Toten Miyazaki. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 1, October 2013. pp. 59 – 66.

While a relationship between Japan and China is going worse, some Japanese sympathize with the revolution of life and death for China that has fallen to a colony of the West European countries, and support the revolution wholeheartedly. Some contribute money for it, some support it with political power, and others dedicate themselves to the support of Chinese revolutionary. Among the supporters, Toten Miyazaki who is a naniwabushi reciter and his family are trusted most by SunWen and HuangXing who is SunWenbun's right arm and popular as a military leader of Shingai Revolution.

This theses shows the role of Toten Miyazaki in the support for the Chinese revolution, and considers the historical background of the monument of HuanXing.

キーワード 黄興 宮崎滔天 孫文 辛亥革命 宮崎滔天家族

1. 問題の所在

日中の直接戦争1895年の日清戦争(中国名:甲午戦争)以降,日本と中国の関係は悪化の道をたどっていたのだが,そのような状況の中でも少なからぬ日本人が中国の存亡をかけた革命運動に共鳴し,孫文を中心とする中国革命家の反清活動を誠心誠意支援した。ある者は革命資金を提供し,ある者は政治力をもって支援し,またある者は個人の持てる全てを投入して中国革命家らを守りその活動を支え続けた。そのなかで孫文の片腕で辛亥革命運動の軍事リーダーであった黄興が最も信頼を寄せたのが,熊本県荒尾出身の浪曲師宮崎滔天とその家族であった。本論は,宮崎滔天と黄興の関係を明らかにし,滔天とその家族が辛亥革命支援のなかで担った役割を考察する。

2. 黄興に転機をもたらした日本留学

黄興は孫文と並ぶ辛亥革命の領袖である。ある日本人著述者は,黄興の恰幅の良い風貌,清廉な生き方,人望を集めた性質から,“中国の西郷隆盛”

と称した。日本では多くはないが中国では現在も研究量の多い人物で,2011年,2012年の兩年だけでも数百本の論文が発表されている。

黄興(Huan xing)は,1874年中国湖南省善化县(現・長沙市)の知識人家庭に生まれた。原名は黄軫。後に黄興と改名した。号は克強。日本での活動中は,友人との手紙のやり取りに岡本,今村長蔵¹という名前も使用した。これは当時外国人が東京に住むことを禁じられていた中で,革命活動をするためにやむなく作った日本名だろうが,長蔵という名前は,くしくも宮崎滔天の父親(宮崎長蔵)の名前と同じである。

黄興は1891年,17歳の時廖淡如と結婚し,翌年長男黄一欧(1892-1981)が生まれた。このころ,黄興より8歳年上の孫文は,香港の西医書院(現・香港大学医学部)を首席で卒業したのち広州・マカオで医業をはじめめるが,その後医業をすてて渡米し1894年,ハワイで中国最初の反清革命団体「興中会」を組織していた。そして翌1895年,孫文は最初の革命蜂起「広州起義(蜂起)」を決行していた。蜂起は失敗に終わったが,孫文は意を固めてすでに革命の道に踏み出していた。

幼いころから優秀だった黄興は、1896年22歳の時地方の科挙試験に合格し、父と同じ秀才となり郷里の名門学校両湖書院に入った。清国衰退の序章となる日清戦争が起きたのは、黄興が秀才になる前年1895年のことだった。日清戦争での中国の思いがけない敗北と、その後日本とかわした屈辱的な下関条約（中国名：馬関条約）は、中国の知識人たち、とりわけ青年知識人たちに大きな衝撃を与えた。そしてこのことは、孫文たちが掲げた反清革命思想に勢いをもたらすことになった。黄興が都から遠く離れた田舎の書院で勉学している間も、時代は大きく動いていた。

日清戦争直後、北京で康有為が京会試に集まった全国の挙人1200名の連名で日本との講和拒否、遷都、変法（政治改革）を上奏（「公車上書」）するという激しい行動に出たのも、中国の青年知識人たちの危機感の表現であった。その後康有為らが皇帝の支持のもと試みた維新（戊戌維新・1898年）は失敗に終わるが、近代化の必要性に迫られた清政府は、アジアで最初に近代化を成し遂げた日本への留学生派遣に動いた。

1902年28歳の時黄興は、清政府が始めた湖南省第一回官費留日学生に選抜され、同年6月柔道家嘉納治五郎が清国留学生のために設立した東京の宏文学院速成師範科²に入学した。この清政府による第一回官費留日学生派遣は、「湖南のほか、浙江、四川などの省も師範生を（日本に——筆者注）送り出し」³、中国民間人の日本留学ブームのはしりとなった。

日本の辛亥革命研究者中村義氏や中国南開大学俞辛焞氏らの先行研究で、1902年6月～1903年5月までの1年間の宏文学院留学が、黄興の最初の訪日とみなされていたが、2011年中国で立て続けに数人の研究者が清代の档案資料を根拠に、黄興は1900年5月～8月、視察で日本を訪れていたことを明らかにした⁴。

黄興はその後1916年上海で病没するまでの15年間の革命生活の間、計10回日本を訪れ、滞在時間は通算すると5年半もの長さにおよんだ。この間黄興も孫文同様、日本を基地として反清革命活動に奔走し、長男一欧、次男一中、長女振華ら家族を日本に呼びよせて日本で学ばせ、日本に多く

の知己を作った。

1902年の第一回日本留学官費生は合計31人。この中で湘籍（湖南籍）の学生は黄興ひとりではほかは全て隣の湖北人だった。のちに黄興の助手となる李書城、金華祝、万声揚、李歩青などは、この時の同期生である⁵。

1904年10月の「清国留日学生会館第五次報告」[「同学姓名調査録」]の統計によると、中国留日学生の中で湖南人の占める率は高い。初回こそ黄興ただ一人だったが、1904年では留日学生2852名のうち、湖南の学生は401名で全体の14%を占めている。1905年では湖南学生の数はさらに増加⁶している。湖南、湖北の留日学生の数の多さは、その後の革命活動の中で、黄興を孫文と並ぶ領袖に押し上げていく基盤となり、革命推進の機動力となっていた。

孫文は思想性と国際性を兼ね備えた傑出した革命家として尊敬されていたが、革命運動の中核となった留日学生たちからみると、中心的世代の自分らからは年齢が離れた別格の人だった。また孫文は海外にいたことが多かったので接触も薄く、雲の上の人であった。一方黄興は孫文よりも8歳下、胡漢民⁷は13歳下、宋教仁は16歳下で、革命運動の中核となった青年達にとっては、物が言いやすく親しい関係が作りやすかったことも、黄興が人望を集めた要素の一つだろうが、彼が人望を得た最も大きな要因は、その寛厚な人柄だろう。

中国研究家野沢豊氏が宮崎滔天の長男宮崎竜介氏（弁護士）との対談で、「中国革命家のうちで誰が一番好きでした？」と聞いた時、父滔天と関係した大勢の中国革命家を身近で見て育った宮崎竜介氏は、「やっぱり黄興さんなんか人間的にはいい人でしたねえ。孫文さんというのは、人づきあいの悪い人でしたね。というのは、おせじもぜんぜんいわない。こっちから話かけるまでむこうもしゃべらない、という人なんですよね。しょっちゅう本ばかり読んでる人でしたね。みな横文字—英語の本ですけどね—中略—あの人（孫文）はね、どんな若い者でもね、一人前に扱う人でしたね。むずかしい議論をふっかけてくるんですよね。こっちが答えられないようなことをね」⁸と、黄興の名前を真っ先に挙げている。

1902年の留日は、黄興の最初の訪日ではないらしいことは前述したが、1902年の二度目となる日本留学は、黄興に革命家への転機をもたらしたという意味で非常に重要なものであった。黄興ら留日学生は、近代化に成功した日本の法制、教育などととも、新しい知識、技能を貪欲に学んだ。その中で黄興は1902年11月、仲間たちと翻訳雑誌『游学訳編』を発刊し、日本と世界の新思潮を翻訳して中国人留日学生への啓蒙をはじめた。目的は清朝の保守的思想を批判し、反清革命の必要性と正当性を語り、青年たちを覚醒させることだった。黄興は山田邦彦の『学校行政法論』などを翻訳して紹介した⁹。「翻訳、論述された文字は全て民族、民権に拠っていた」¹⁰と、当時黄興と行動をともにしていた同郷の学生劉揆一¹¹は回想しており、黄興がこのころすでに明確な革命理論を有して行動していたことを語っている。

1903年4月28日、黄興は留日学生たちに呼びかけて、清政府とロシアが結んだ不平等密約に抗議する集会を東京で開く。「(当日は)五百人を越す学生が参加し沙俄(帝政ロシア)の犯罪行為を糾弾した」¹²。盛り上がった集会の勢いによって黄興らは「拒俄義勇隊」を組織する。義勇隊活動を通して黄興は軍事理論や技能を鍛錬し、軍事教育普及の重要性に目覚めていくのである。黄興が辛亥革命の軍事方面の主管者となる導線である。

反清革命の中核となった中国青年知識人の日本留学は、日清戦争後急増したが、不思議な話ではない。“眠れる獅子”といわれた大清帝国は、後発の小国日本にあっけなく敗れた。戦勝国の日本に何が起こったのか、自分たちの国と何が違うのか、敗北の原因を知るために青年たちが相手国に留学する流れは、第二次大戦後の日本も同じだ。当時はこれに加えて、二千年続いた科挙制度が終焉し、官僚登用制度が科挙から留学にシフトされたことも重なり、日本留学ブームは一気に加速した。1905年の日露戦争で日本が中国を脅かすロシアを破ったことも、さらにこの流れに拍車をかけた。

当時の中国留日学生数の年度別数値は、種々異論があるが、1902年500人、1903年1000人、1905年には3000人超、1906年がそのピークで8000人¹³。日本政府の数字は1906年の中国人留学生7283人

だが、日本、中国、台湾の研究の中には、2万人という説まである。大量輸送機関がない時代のことだ、8000人でも大変な数である。この留日学生たちの多くが孫文、黄興らに共鳴し辛亥革命の中核となっていった。

1903年6月4日、二度目の日本留学を終えて上海にもどった黄興は、毛注青氏らの研究によると、このころ黄軫から黄興に改名した¹⁴。帰国後黄興は故郷で教鞭をとりながら、革命活動を加速していた。清政府の腐敗を痛罵し、政治改革を主張する黄興の演説を湖北で聞いた宋教仁¹⁵は、「心から敬服し、すぐに興(黄興)と結びついた」¹⁶と記している。同志を求めていた黄興と宋教仁が出会ったのは、このころだと考えられる。

1903年11月4日、黄興は同郷の劉揆一、章士釗、そして宋教仁らとともに革命団体「華興会」を立ち上げ、「黄興はみんなに推されて会長になった」¹⁷。華興会は、秘密結社哥老会(会党)勢力と連携し、翌1904年10月、最初の革命蜂起を故郷長沙で決行するが、蜂起計画が事前に政府に漏れて失敗。多くの同志を失い、黄興ら幹部は上海に逃れた。蜂起が失敗し、孫文同様清政府の指名手配者となった黄興は、上海から船で密かに日本に逃亡する。黄興三度目の来日である。この来日で黄興は宮崎滔天と出会う。

3. 黄興と宮崎滔天の出会い

黄興と宮崎滔天の初対面の時期には異説がある。

取材を受けて、黄興と初めて会ったのは何時か?と問われた滔天は、「黄興と(初めて)会ったのは惠州事件失敗後の明治33年(1900年、文章下の……は筆者)。私が乞食の仲間入りをしている時分です。…(中略)四谷区愛住町の裏長屋長屋に…末永(節)ら六人ばかり(で)いた。…其処へヒヨット黄興が訪ねて来た。…色色の話をすると他の書生とは異ふ。聞くと経歴(革命経歴—筆者注)のある男であったから直ぐに心易くなった。それは紹介も何もなしにやって来たのです」と答えている¹⁸。

前述(3頁)の清代の档案資料によると、明治33年(1900年)第一回目の訪日をしていた黄興

は、5月18日横浜に着き、汽車に乗り換え小一時間後東京に着き、麴町に部屋を借りて住んだ、ことになっている。これを基にすると、上記の滔天が四谷愛住町に住んでいた時期と符合しない。

孫文と黄興の初対面、また孫文・黄興の初対面の仲介者説にも諸説があり、とりわけ孫・黄初対面の仲介者は誰か、については諸説沸々である。

仲介者は、日本では滔天説と楊度説の二説だが、中国では滔天説、楊度説、馮自由説、陳少白説の四説もある。現在は中国でも滔天説が主流となっているが、異説の原因は、当事者の勘違いや、後日記憶に頼って書いたための誤記等さまざまだが、宮崎滔天以外の当事者の決定的資料が発掘されないことが最大の原因だ。異説があるから新資料の発掘と研究の発展がもたらされる、という言い方もされるように、前述の黄興の初来日についても、新しい資料が2年前に発掘されたように、信頼できる新しい資料を多角的視野から掘り起こして証明していくしかない。

上記の宮崎滔天の記録によると、黄興はなんの前触れもなく滔天を訪ね、滔天は初めて会う黄興と率直な話をする中で、すぐに互いに心を許していった。

革命同志のひとり程潜は、後に回想記の中で次のように語っている。「私は1904年10月に東京に着いた。この年の12月私は湖南留日学生黄興、宋教仁、程子楷、趙恒惕、歐陽振声、曾継梧、陳強、仇亮、雲南留日学生楊振鴻、羅佩金、殷承猷、鄭開文、唐繼堯、直隸の姜登選、江蘇の章梓、伍崇実、河南の曾昭文等計百余人で民族革命に従事する革命同志会を組織した」¹⁹。

長沙蜂起（1904年10月）に失敗して密かに日本に渡った黄興は、日本に着くやいなや革命組織の立て直しに動きだしていたことがわかる。このころは、中国人留学生の数も激増し、孫文をはじめ多くの中国革命家がすでに日本で革命活動を展開しており、（孫文は1895年横浜に「興中会」の日本分会をつくり、日本での支援者を拡大していた）、日本は中国革命の核心的基地となっていた。

現存する宮崎滔天のほぼ全ての文章を収集した『宮崎滔天全集』（全五巻）の年譜では、滔天と黄興の初対面の出会いを「明治37年（1904年）11

月下旬？黄興、広市場亭楽屋に来訪」と、書いている。『宮崎滔天全集』第1巻解説部分でも、黄興が張継を同道して神田の立花亭に滔天を訪ねたとなっており、どちらの記述でも、黄興が滔天をさがして寄席を訪れている。しかし、『宮崎滔天全集』の記述でも年譜と第1巻では寄席の名称が違っている。この異なる寄席名称に関する考察では、上村希美雄氏の先行研究が詳しいので参照する。

上村氏によると、「当時東京に80軒近くあった寄席のうち、立花亭という名の寄席はみあたらない」²⁰という。寄席の名前はともかく、黄興は1904年の来日後（黄興は11月22日に日本に着いたとされている）、神田の某寄席で滔天に会ったのが、滔天との初対面であった。だが初対面の具体的日時も、『宮崎滔天全集』の年譜では「1904年11月下旬？」と？付きになっている。

宮崎滔天は1902年4月3日、突然浪曲師になる。当時人気があった浪曲師桃中軒雲右衛門に弟子入りし²¹、浪花節営業鑑札をうけて1902年7月から桃中軒牛右衛門の芸名で営業をはじめた²²。1904年11月16日～30日、滔天は神田広市場亭、新流浪花節、麴町青柳亭に出演²³していることは記録されているので、黄興が神田の寄せの楽屋に滔天を訪ねたとすれば、11月23日～30日の間だろう。

いずれにしても、三度目の来日直後に黄興は、わざわざ宮崎滔天に会いに出かけた。黄興が滔天を訪ねた目的は何か。黄興はどうやって滔天の存在を知ったのだろうか。

宮崎滔天が1902年浪曲を生業にしたのは、自身の経済的困窮からである。それまで滔天は、これといった正業に就いたことがない。政治活動と孫文や中国革命を宣伝し、自身の思想を鼓吹した文章（「三十三年の夢」等）を新聞に連載する文筆活動はしていたが、経済的には生家の田畑の売り食い、豪農の娘である妻ツチの実家に依存する“浪人”生活であった。

1898年5月10日～7月16日まで、宮崎滔天が「九州日報」²⁴に連載した「清国革命党領袖孫逸仙幽囚録」²⁵と「二六新聞」に連載した「三十三年之夢」は評判がよく、これらを一冊にまとめた単行本『三十三年之夢』が1902年8月20日、東京の国光書房から出版された。孫文の1900年前後の革命

思想と活動をいききと描いた滔天の本は、日本にいる中国留日学生たちの関心を喚起した。翌1903年には、上海で2冊の中国語の抄訳版も出された。そのうちの1冊『孫逸仙』²⁶は、黄興の同郷の友人「華興会」の同志章士釗²⁷が黄中黄のペンネームで翻訳したものである。滔天の余技の著述が、黄興との出会いを導く導線となった。

「(滔天の)『孫逸仙』は、(中国で) 広く読まれたようである。それに伴い革命家孫文の名はいうに及ばず、宮崎滔天の存在も中国人の間で知られるようになった。『江蘇』第五期のある論文²⁸では、宮崎滔天をフランクリン、西郷隆盛らと並列して「最も侠なるもの」と評価している」(小野川秀美の「宮崎滔天と辛亥革命の前夜」)。黄興も同志の章士釗が中国語訳した抄訳版『孫逸仙』を読んで、宮崎滔天の存在を知ったと考えられる。しかし反清革命を目指す黄興はなぜ直接孫文ではなく、先に滔天との接触をはかったのだろうか。

当時中国では反清革命の機運は日増しに高まっていた。黄興らの「華興会(1903年11月発足)」は、湖南革命運動の中心であるとともに、湖北、江西、四川など近隣諸省の革命組織とも連携を取って²⁹活動しており、革命運動のさらなる拡大のために他組織との合同は、湖南派の中では至急の事と認識されていた。『孫逸仙』に登場する、孫文の革命思想に共鳴し誠心誠意孫文と中国革命を支援する宮崎滔天、孫文と間に強い信頼関係を持っている民間人の滔天ならば危険のない仲介役と見定めて、黄興は孫文との面会を実現する布石として、まず滔天と会ったと考えられる。

また、滔天を通して、孫文ら広州派の動向を確認する慎重さもあったのではないだろうか。なぜならば、黄興と同郷(長沙出身)湖南の留日学生秦力山は、1900年～1901年ごろすでに孫文と接触を持っており、その後湖南留学生の蔡鍔、林述唐、李炳寰、田邦璿、蔡鐘浩、楊度、楊毓麟らも孫文と親交を結びともに天下国家を論じあう仲間になっていた³⁰。同郷の彼らを通して直接孫文に会うことは、黄興にとって難しいことではなかったはずだからである。

このようにして、突然出会った感がある黄興と宮崎滔天だが、滔天の方も黄興に関する知識が皆

無であったとは考えにくい。黄興と出会う1年ほど前から、滔天は黄興の仲間の程家樞と交流を持っているからだ³¹。互いにある程度の情報を持ちながら出会った黄興と滔天は、表裏の無い率直な人柄から、すぐに心を許す間柄となり、黄興は自分の息子、娘を滔天宅に預けるほどの家族ぐるみの深い人間関係を結んでいった。中国革命に全身全霊をかけた滔天と交流した中国革命家は無数にいた。尊敬と共鳴でかたく結ばれた孫文との関係は忠君傾尽、滔天が孫文を敬愛し仰ぎ尽すような関係だった。そんな中で、滔天が互いの家族同士も気軽に付き合う人間的な関係を結んだのは、多くの中国革命家のなかで黄興だけであった。その意味では、黄興と滔天の心情的交流は、孫文よりも深かったともいえるだろう。

黄興と宮崎滔天との出会いが、黄興ら湖南勢力と孫文の提携を早め、それまで点在していた中国の革命組織、黄興、宋教仁、陳天華、章士釗ら湖南派の「華興会」、孫文ら広州派の「興中会」、章炳麟ら浙江派の「光復会」、さらに会党、各地の革命人が、日本で「中国同盟会」の名のもとに団結した。統一組織「中国同盟会」の誕生によって、反清革命の人材と基盤が整い、辛亥革命運動は一気に加速されていったのである。

4. まとめ——“避難場所”としての滔天と家族の貢献

滔天が記した黄興と孫文の出会いの様子をみよう。

「孫逸仙は欧米の漫遊を終えて日本へ帰り、僕の茅屋を訪ひ、僅々(ようやく)二三年の間に非常に留学生の殖えた事より、留学生中變つた人物がないかと云ふ問であるから、僕は黄興と謂ふ偉い人のある事を話すと、孫は「夫じや是から其人を訪問しやう」と云ふから、僕は黄興の處へ行って黄興を迎えて来やうと云ふと、「其様な面倒な事は要らぬ。是から二人で訪問しやう」と云ふので、相携へて神樂阪附近の黄興の寓所を訪ふた。當時僕と寢食を共にしていた末永は此時黄興と同棲して居た故、孫を表に立たして置いて格子を潜って、「黄さん」と聲を掛けると、末永と黄興は一緒に顔

を出して、表に立って居た孫の顔を見るや、「イヤ孫さん」と叫ばんとすると、黄興直ちに其れと心付き、大勢の学生が来ているので手真似で、孫の家内へ入ること差止めた。僕もそれと察したから、直ちに戸外に出て、其まゝ待って居ると、間もなく黄興、末永、張継の三人が出て来て鳳樂園と云ふ支那料理屋へ案内した。彼等は初対面の挨拶もそこそこに、既に一見舊知の如く、互に天下革命の大問題に向って話を始める。僕等は支那語は十分に解する力が無いので、如何なる話をして居るか分からぬが、兎に角支那の豪傑が茲（ここ）に一堂に相集って手を握ることの嬉しさに、末永と二人で頻りに盃を傾けて居ると、稍（やや）二時間ばかりと云ふもの、孫と黄の兩人は酒にも肴も口に着けず議論を上下して居ったが、終に萬歳を唱へて祝盃を挙げたのであった³²。

孫文と黄興の初対面の具体的日時も不明だ。『宮崎滔天全集』の年譜では「7月下旬 黄興を往問、孫文（七月十九日、マルセイユより来日）を同道、中華料理店～」³³と、なっている。滔天以外この場にいた人たちが記述を残していないからだ。

黄興同様、長沙武装蜂起失敗の後上海に逃がれた宋教仁が、日本に亡命したところから毎日日記（『宋教仁日記』）をつけていたことは知られている。宋教仁は上海から船で日本に向かい、長崎―神戸をへて1904年12月13日東京に入った。1904年10月30日からつけている日記の中に、黄興の名前が最初に出てくるのは1905年1月28日³⁴、宮崎滔天が最初に登場するのは1905年7月17日である。

日記では、孫文がマルセイユからもっどって来た7月19日に、滔天は宋教仁と会い、「孫逸仙が近々日本に来ることになっている、来日したとき君らを紹介しよう」と³⁵と話している。その後7月28日、滔天は孫文をとめない、知己の程家樞を通して宋教仁、陳天華らがやっていた雑誌社「二十世紀之支那」社を訪ね、組織合同の協議をし、30日、赤坂槍町三番地の「黒龍会」事務所で大同団結の「中国同盟会」創立準備会議にこぎつけている³⁶。『宋教仁日記』にも、孫文と黄興の初対面の記述はない。日記から読み取れるのは、自由に動けない中国革命家にかわって、日本人でかつ自由

な民間人の滔天が、縦横に動きまわり、孫文、黄興らと日本人の支援者を結びつけ、さらには中国人の革命家同志を繋いでいる様子である。

『宋教仁日記』の7月29日のところに、「午前10時黄慶午（黄興）の下宿にいて孫逸仙に対する問題について相談した。これより前に、（点線筆者注）孫逸仙はすでに慶午（黄興）こと会っており」、というくだりがある。この記述を読むと、孫・黄は、滔天が仲介する以前にすでに会っていたのではないか、という見方も成り立ち、孫・黄初対面の日時については、7月29日と考えてよいものかどうか、なお疑問が深まる。前述の二件同様、研究者を悩ませる問題であるが本稿は基本的に『宮崎滔天全集』（全5巻）に拠った。

この時期、宮崎滔天の友人で中国問題に肩入れしていた末永節（みさお）という九州人がいた。彼は所謂“大陸浪人”だ。当時滔天、孫文、そして黄興ら「華興会」メンバーたちと頻繁に行き来し、一時期黄興とも同居していたことがあり、「中国同盟会」成立前後のキーマンのひとりである。滔天の記述によると、孫文と黄興の初対面の時、末永はちょうど黄興と同居しており、孫・黄会談にも同席している。このようなことから、孫・黄初対面の仲介者論は誰か、という議論が出るたびに、末永節が残した個人資料の中に、孫・黄初対面に関する文章があるかどうかを研究者の関心事となる。末永資料が福岡市博物館に委託される前に一覽した研究者の一人は、重要な記述はなかったと話しているが、博物館はまだ公開していない。いずれにしても滔天は、中国人の革命家を日本の支援者に紹介する仲介者の役割のみならず、中国各地の革命団体の領袖同士を結びつける、「かすがい」の役割を担っていたのである。

1905年8月20日中国各地の革命諸団体が大同団結し統一組織「中国同盟会」が成立した。しかし「中国同盟会」は各地、各派の領袖、革命人の、寄り合い所帯。内部には意見の違いと摩擦、複雑な人間関係のストレスが充満していた。人間関係や革命の重圧から病を得る者、経済的に困窮した者、逃亡中の革命人らの“避難所”となったのも宮崎滔天だった。彼は自身がどんなに貧窮した時でも、妻のツチ、龍介、震作、セツら家族たちと避難し

てくる革命家を小さなあばら家に受け入れた。滔天宅に頻繁に出入りし最も滔天家族の世話を受けたのが黄興と彼の家族だった。滔天とその家族たちは黄興家族との交流を通して、辛亥革命運動を側面から支えただけではなく、日中の次の世代につながる民間交流の絆もつくった。黄興と滔天の家族が繋いだ具体的交流の考察は次回、専稿で行う予定である。

- 1 長蔵は郷土だった宮崎滔天の父宮崎長蔵の名前と同じである。
- 2 宏文書院は柔道家嘉納治五郎が清国留学生のための学校として旧牛込区牛込西五軒町34番地に設立した学校(院長・嘉納治五郎)。1909年の廃止まで、主として清国の官費留学生を受け入れて教育した。弘文書院ともいう。
- 3 黄福慶『清末留日学生』(台湾)、嚴安生『日本留学精神史』、岩波書店、1991年、22頁
- 4 蕭致治「黄興与日本」、『武漢大学学报』第64卷第3期2011年5月、10頁
- 5 劉強倫『黄興 黄一欧 黄乃』、河北教育出版社、24頁
- 6 清水稔「清末の湖南留日学生の動向について」、『佛敎大学『文学部論集』第88号、2004年3月、20頁
- 7 胡漢民(1879-1936)清末書記の革命家、政治家。広東省番禺(現在の広州)出身。原名衍鴻、字展堂。漢民は『民報』(1905)時代からの筆名。1902年日本留学、法政大学で学び、1905年中国同盟会に参画。同盟会の機関紙『民報』初期編集長。孫文没後蒋介石に追隨するがその後対立し1931年南京に監禁される(9.18勃発後釈放された)。
- 8 野沢豊、宮崎竜介対談「孫文の思い出」、『歴史評論』1966年11月号、30頁
- 9 俞辛焯『黄興在日活動秘録』、天津人民出版社、1998年、2頁
- 10 劉揆一『黄興傳記』、伝記文学出版社、1968年、185頁
- 11 劉揆一(1878-1950)湖南湘潭出身。1903年自費で日本に留学し黄興らと同じ宏文学院で学ぶ。黄興が結成した「拒俄義勇隊」に参加。1903年黄興、章士釗、宋教仁らと革命団体「華興会」を結成する。1904年長沙蜂起失敗後上海に逃亡、その後日本に渡る。1907年に中国同盟会に加入し孫文、黄興が留守中の東京同盟会本部の代理総理を務めた。南京臨時政府成立後政府参議員、1912年袁世凱政府の工商総長、新中国成立後は湖南省軍政委員会顧問等を歴任した。
- 12 毛注青『黄興年譜』、湖南人民出版社、1980年、23頁
- 13 南開大学の日本研究叢書俞辛焯教授の『黄興在日活動秘録』(天津人民出版社、1998年)では、1902年608人、1903年は1300人に激増した、という数値になっている(3頁)。
- 14 毛注青『黄興年譜』、湖南人民出版社、1980年、25頁

- 15 宋教仁(1882-1913)湖南省桃源出身の革命家、政治家。字は遯初、鈍初、号は漁父。1903年に華興会に参加。04年日本に亡命し05年の中国同盟会結成に参画するが、革命運動の過程では宋は孫文と意見があわなかった。辛亥革命成功後1912年8月に成立した国民党の党務を掌握。初の国会議員選挙で国民党を勝利に導く。中華民国大統領に就任した袁世凱と対立し1913年、袁のはなった刺客により上海駅で暗殺された。
- 16 毛注青『黄興年譜』、湖南人民出版社、1980年、26頁
- 17 周震麟「黄興、華興会と辛亥革命後の孫黄関係について」、『辛亥革命回想録』第一集、中華書局、1961年、330頁
- 18 『宮崎滔天全集』第4巻、平凡社、1973年、299頁
- 19 程潜「辛亥革命前後の回想断片」、『辛亥革命回想録』第一集、中華書局、1961年、70頁
- 20 上村希美雄「黄興と宮崎滔天」、熊本国際大学『海外事情研究』、70頁
- 21 『宮崎滔天全集』第5巻、平凡社、1976年、675頁
- 22 『宮崎滔天全集』第5巻、平凡社、1976年、676頁
- 23 『宮崎滔天全集』第5巻、平凡社、1976年、680頁
- 24 福岡県の政治団体玄洋社の機関紙「福陵新報」が改題されて「九州日報」となった。
- 25 1896年孫文はアメリカからイギリスに渡り、ロンドンで近寄ってきた中国人に誘拐され中国公使館に幽閉された。危うく中国に送還されようとした時、恩師カントリーの尽力で救出された経緯を、孫文自身が英語で書き『Sun Yat Sen Kidnapped in London』として1897年得ロンドンで出された。中国語訳『倫敦被難記』(1912年、中国商務印書館)に先立って、滔天が日訳し1898年5月10日~7月16日まで「九州日報」に連載した。滔天の翻訳は、中国語版よりも14年も早かった。
- 26 もう1冊は金天翻訳の『三十三年落花之夢』。
- 27 章士釗(1881-1973)湖南省長沙出身。古典研究者の無党派人士。日本と英国に留学し帰国後13年袁世凱反対闘争に参加し日本に亡命。15年帰国し17年北京大學教授兼図書館主任に。24年段祺瑞政権の司法総長、25年教育総長に就任するが学生運動を抑圧し離職し欧州に。30年東北大學文学院院长、抗日戦争時は重慶に入る。第一回全国政治協商会議に参加し新中国後も全国政協常務委員、全人代常務委員、中央文史研究館長などの要職を歴任。香港で客死した。
- 28 中村義「中国近代史における西郷隆盛像」、『東京学芸大学紀要』、第三部門社会科学、第39集、1987年12月、182頁。によると、この論文は、1902年7月発刊『江蘇』の「国民新靈魂」という社説。滔天を「游侠魂」の持ち主として称賛している。
- 29 清水稔「清末の湖南留日学生の動向について」佛敎大学『文学部論集』第88号、2004年3月、21頁、原出：楊世驥「辛亥革命前後湖南史事」
- 30 清水稔「清末の湖南留日学生の動向について」佛敎大学『文学部論集』第88号、2004年3月、20頁、原出：楊世驥「辛亥革命前後湖南史事」

-
- ³¹ 松本英紀訳『宋教仁日記』, 同朋舎出版, 1989年, 428頁
- ³² 『宮崎滔天全集』第1巻, 平凡社, 1971年, 282-283頁
- ³³ 『宮崎滔天全集』第5巻, 平凡社, 1976年, 682頁
- ³⁴ 松本英紀訳『宋教仁日記』, 同朋舎出版, 1989年, 32頁
- ³⁵ 松本英紀訳『宋教仁日記』, 同朋舎出版, 1989年, 86頁
- ³⁶ 松本英紀訳『宋教仁日記』, 同朋舎出版, 1989年, 92頁。「中国同盟会」創立準備会には70人余が出席し, 孫文が革命の理由, 情勢, 方法を1時間ほど演説し, 黄興がその後をうけて, 「今日会を開いたのは団体を結成するためであるから, ただちに各人に署名を願う」と述べ, みな署名した。

ネイティブ・アメリカンと貧困

武 井 勲

Isao TAKEI. Poverty among Native Americans. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 1. October 2013. pp. 67 – 75.

Using data from the 2006-2010 American Community Survey (ACS), this study investigates absolute and relative poverty among American Indians and Alaska Natives. The analysis distinguishes between four racial groups of American Indians and Alaska natives including: single-race Native Americans; biracial white and Native Americans; biracial black and Native Americans; and other multi-race Native Americans. This study also reports some results for 35 of the largest self-reported tribal affiliations for single-race Native Americans. In general, all of the Native American groups have higher levels of absolute and relative poverty rates compared to non-Hispanic whites. Significant variation is, however, evident with single-race Native Americans being the most disadvantaged. Furthermore, all of these racial groups of Native Americans have higher odds of relative and absolute poverty than comparable non-Hispanic whites, after taking into account age, gender, education, metropolitan status, and residential region. The analysis also finds variation in both absolute and relative poverty across the thirty-five tribal groups compared to the overall Native American rate. Although all of the 35 major tribal groups have higher poverty rates than non-Hispanic whites, significant variation nonetheless is evident suggesting the need for further research into various tribal affiliations and tribal economy.

本稿では、先行研究で取り上げられることが少なかったネイティブ・アメリカン（合衆国先住民族）の貧困状況を、近年の合衆国国勢調査データを用いて概観する。分析では、ネイティブ・アメリカンを4つの人種集団（単一人種、白人との混血、黒人との混血、その他複合人種のネイティブ・アメリカン）に分け、また単一人種の者については主要35部族に分けた考察も行った。分析結果から、ネイティブ・アメリカンの貧困は絶対貧困率・相対貧困率ともに白人の水準を上回り、単一人種の人々の間でとりわけ高いことがわかった。また、回帰分析で年齢や性別、教育水準、都市部居住か否か、居住地域といった貧困の関連要因を統計学的に考慮しても、ネイティブ・アメリカンの貧困率は白人の平均水準を大きく上回ることがわかった。本稿では最後に、この集団に横たわる貧困問題の背景を分析結果を踏まえて推測・議論するとともに、今後検証すべき研究課題を提示する。

ネイティブ・アメリカンの社会経済的地位に関する先行研究

1492年にヨーロッパ系白人が北米に到達する以前から現地に居住していたネイティブ・アメリカンは、言うまでもなく移民ではない。合衆国におけるその長い歴史ゆえに、ネイティブ・アメリカンと呼ばれる人種集団は多くの混血者（特に非ヒスパニック系白人）を含んでおり（Sanderfur and McKinnell 1986）、従って自身をネイティブ・アメリカンと認識しているか否かというアイデンティティの問題がこの集団の人口規模を左右する（Liebler 2004; 2010; Snipp 1989）。例えば1960年代から80年代にかけて、自然増加を大きく上回るペースでネイティブ・アメリカン人口が増加したが、これは国勢調査において自身の人種分類をネイティブ・アメリカンと認識・記入した者の増加が原因であった（Passel 1997）。この集団のアイデンティティ形成には、地域文脈、居住地域における同胞民族の存在、そしてネイティブ・アメリカン

カン特別保留地との距離などが関連すると言われる (Eschbach 1993; Eschbach, Supple and Snipp 1998; Liebler 2004)。連邦政府が認める部族集団は566に上り、州政府レベルではさらに70の集団が存在する (Department of the Interior Bureau of Indian Affairs 2012)。

本研究では、アメリカ合衆国の社会調査データ American Community Survey (ACS) の人種に関する質問項目において、「American Indian or Alaska Native」(アメリカン・インディアンもしくはアラスカ・ネイティブ) を選択した者、それに加えてその他の人種を併せて選択した混血者を研究の標本対象とする。前者はアパッチ、チェロキー、ナバホ、後者はエスキモー、ヤキといった部族から構成され、人口比率では前者のアメリカン・インディアンが圧倒的なマジョリティとなっている。「アメリカン・インディアン」や「合衆国先住民族」といった呼称もあるが、本稿では「ネイティブ・アメリカン」と統一表記する。

非ヒスパニック系白人と比較した上での、ネイティブ・アメリカンの社会経済的地位の低さは一般的に広く認識されており、貧困問題はその最たる現象である (Farley 1996; Gregory, Abello and Johnson 1997; Hunt et al. 2010; Sakamoto, Wu and Tzeng 2000; Sandefur and Sakamoto 1988; Snipp 1986; 1992)。1980年の国勢調査データを用いた Sandefur and McKinnell (1986) によると、ネイティブ・アメリカンの世帯所得は概して低水準にあり、実際のところ黒人をも下回っていた。混血の人々に関しても同様に、教育水準や所得の低さが目立ったという (Sandefur and McKinnell 1986)。2000年の国勢調査データからも教育水準と所得の低さが確認されており、とりわけ単一人種のネイティブ・アメリカンの格差が目立っている (Huyser, Sakamoto and Takei 2010)。先行研究は今日まで限られているが、他のマイノリティ集団と比較してもネイティブ・アメリカンが置かれている特異な社会状況が推測できよう。

ネイティブ・アメリカン内部に目を向けると、英語話者ではなく部族言語のみを話す者は社会経済的地位が低いという調査結果がある (Snipp 1989)。また、純血のネイティブ・アメリカンで

同様に単一人種のネイティブ・アメリカンを配偶者に持つ者の所得は概して低く、従って貧困率が高まるリスクがある (Liebler 2004; Snipp 1989)。都市部居住もしくは周辺に保護特別保留地のない地域に居住する者と比較して、周辺に特別保留地がある者は自身を特定の部族に属する純血のネイティブ・アメリカンと認識する傾向にあり、そうした人々は概して教育水準が低く、貧困率、母子家庭の割合、そして出生率が高くなるという調査結果がある (Liebler 2004; 2010; Sandefur and Liebler 1997; Snipp 1989)。

絶対貧困と相対貧困

本稿では絶対貧困率と相対貧困率という2つの測定を用いる。絶対貧困率は合衆国国勢調査局の公式測定であることから広く知られており、研究・調査にも幅広く用いられている。絶対貧困とは、ある世帯における現金総収入が最低限の生活水準を満たすために必要とされる金額を示す「しきい値」(threshold) を下回る状態のことであり、このしきい値は家族構成や世帯人数 (子供の数など) によって調整が施される (Lee 1994)。例えば、18歳未満の子供2人を含む4人世帯のしきい値は、2012年で\$23,283であった。しかし現実の経済の見地からすると、世帯収入のしきい値は社会における生活水準の上昇に連動することなく、時代を経て一定のレベルを維持し続けている。ただし、インフレーション調整が施されるため、その数値はほぼ毎年わずかながら上昇している。

アメリカのような先進国の場合、相対貧困の測定を用いるのがよりふさわしいという観点から、絶対貧困という概念に否定的な意見もある (Brady 2003)。相対貧困を示す変数はACSデータに含まれていないが、世帯人数と世帯構成の調整を施した後の世帯所得の分布をもとに、筆者が統計ソフトを用いて算出した。この調整は合衆国国勢調査局公認の貧困のしきい値に対する、世帯収入の比率のことである。この比率は所得とニーズの比率 (the income-to-needs ratio) として知られる経済福利の指数であるが、これは独自の分布を持つ変数として扱われ (Sakamoto and Xie 2006)、この

分布の中央値の2分の1が相対貧困のしきい値となる。従って、以下の分析で用いられる相対貧困とは、「世帯構成と規模を調整後の世帯所得の中央値の50パーセントを下回る世帯に属する人々」ということになる (Brady 2003)。一般的に、相対貧困者であるが絶対貧困には属さない者はいわゆる「ワーキングプア (working poor)」と呼ばれ、政府からの福利援助に頼らないか、もしそうであったとしてもごく限られた支援しか受けていない場合が多い (Iceland 2006)。

2006-2010年のACSデータでは、所得とニーズの比率の中央値が3.26であったため、相対貧困のしきい値は1.63である。このしきい値は絶対貧困のしきい値 (1.00) よりも63パーセント高いということになる。絶対貧困の公式定義によれば、合衆国国勢調査局のしきい値を下回る世帯は絶対貧困にあると見なされるが、これは所得とニーズの比率が1.00を下回る世帯ということの意味する。貧困は多くの場合世帯総収入を基準としているが、本稿では貧困研究で一般的に行われている通り、個人レベルに帰属するものとして扱うこととする (Iceland 2006)。つまり、分析単位は世帯ではなく個人である。

理論的視座

ネイティブ・アメリカンの貧困は、広範な理論的問題を含むテーマであると言えよう。まず、非白人集団として、彼らの貧困は人種・民族関係の議論に関連してくる。人種階層的視点によると、非白人は人種・民族的マイノリティに対する差別と偏見により様々な社会的不利益を被っている (Bonilla-Silva 1996)。白人は自らに有利な社会構造を築き上げることによって経済的恩恵を受けるが、これによって白人は上流階級もしくは中流の上層階級が集まる居住空間、より環境が整った学校、大学入学時や就職面接時のアドバンテージ、より多くの雇用機会、そして高い労働市場報酬といった多種多様な機会が約束される。他方、非白人は人種階層制度の中で従属的な位置に組み込まれているため、社会移動は大きく制限される (Saenz and Morales 2005)。

Bonilla-Silva (1996) によると、長い歳月をかけて構築された人種差別はアメリカ社会に浸透しきっているため、マイノリティに対する否定的な態度は容易に払しょくできるものではないという。従って白人は常に社会構造の上位に位置づけられ、「人種階層はアメリカ人の日常生活のあらゆる側面を形成し続ける」(Bonilla-Silva and Glover 2004:28)。Feagin and Vera (1995:7) の表現を借用すると、「白人の人種差別主義は (白人には享受されているにもかかわらず) アフリカ系アメリカ人とその他の有色人種の尊厳、機会、自由、そして報酬を拒絶する、社会的に組織化された態度、規範、そして慣習の集合体である」。この人種階層的視座から、「ネイティブ・アメリカンの平均貧困率は白人のそれよりも高い」という仮説が導き出される。つまり、「マイノリティ」としての地位が階層制度におけるネイティブ・アメリカンの位置づけの中心かつ直接的な要因であることが示唆される。

ネイティブ・アメリカンの場合、保護特別保留地、いわゆるリザーベーションは植民地化と戦争の産物とみなされよう。こうした北米先住民保留地は、連邦政府が彼らの居住地を一方向的に定め、創ったものだからだ。それは、集団虐殺と軍事支配の遺産とも言うべきものであろう。保留地の多くは地理的にも社会的にも隔離された地域に置かれているため、純血のネイティブ・アメリカンが多く居住している (Snipp 1989)。こうした保留地は概して、経済発展や地域住民の雇用を促進するものではない (Cornell and Kalt 1990, 1998)。教育機会に関しても同様に、保留地の子弟は小学校から高等教育に至るまで、選択の幅が大きく制限されている。比較的人口規模の大きな部族の中には大学を運営するものもあるが、連邦政府が認める566部族のうち、37施設と稀である (Department of the Interior Bureau of Indian Affairs 2012)。部族経済の発展状況についても、カジノや銀行の経営、天然・自然資源開発等の諸条件に左右される。このように、「ネイティブ・アメリカンの貧困は部族間で変動する」という仮説も導き出されよう。

ネイティブ・アメリカンの貧困に関する先行研究は今日まで少ないことから、本稿では基礎的な統計分析を中心に概観するに留める。先行研究の

多くは合衆国を全体的に見た場合の貧困の個人的要因を検証するというよりむしろ、保留地における貧困の社会的文脈に重点を置いてきた。それ故、ネイティブ・アメリカンの貧困に関連する人口動態的要因の検証を試みる研究は皆無に等しい。本稿の目的はあくまで、近年の計量データを用いてネイティブ・アメリカンの絶対・相対貧困率を算出し、主流社会の非ヒスパニック系白人と比較した上での貧困率の現状を考察することにあるため、上述の理論的視座はあくまで分析を進める上でのガイドラインと位置付けることとしたい。

データと変数

データは、合衆国国勢調査局が毎年集計する American Community Survey (ACS) を用いた。この ACS は、調査規模が大きい上に合衆国全体を網羅する世帯調査である。2006 年から 2010 年までのデータを結合することにより、統計分析が可能なネイティブ・アメリカンの標本数を確保した。

ACS は人口動態と社会経済的変数に関する幅広い変数に関して、信ぴょう性の高い情報を提供していることに加え、単一人種と混血のネイティブ・アメリカン、そして前者の場合は所属部族まで特定できる貴重なデータである。本研究では、ACS で指定されている 35 全ての部族集団を記述統計の対象に含めた (表 2 参照)。対照集団は非ヒスパニック系白人であり、以下の分析では単に「白人」と表記する。

以下に示す多変量解析における依存変数は絶対貧困と相対貧困の確率であり、それぞれ二項変数として扱われる。コントロール変数には、貧困に関連する一般的な人口動態的特徴 (年齢、性別、教育水準、都市部居住、そして居住地域) を含めた。教育水準の参照集団は高校卒業未満、そして居住地域の参照集団はパシフィック地区である。パシフィック地区はアラスカ、ハワイ、ワシントン、オレゴン、カリフォルニアの 5 州から構成され (表 1 参照)、アラスカ・ネイティブ部族の多くが居住している。

表 1. 合衆国国勢調査局による地域 (Region) および区分 (Division) 一覧

地域	区部	所属州
北東部	ニューイングランド	メイン, ニューハンプシャー, ベルモント, マサチューセッツ, コネチカット, ロードアイランド
	ミドル・アトランティック	ニュージャージー, ニューヨーク, ペンシルヴェニア
中西部	イースト・ノース・セントラル	ミシガン, オハイオ, インディアナ, イリノイ, ウィスコンシン
	ウェスト・ノース・セントラル	ミネソタ, アイオワ, ミズーリ, ノースダコタ, サウスダコタ, ネブラスカ, カンザス
南部	サウス・アトランティック	デラウェア, メリーランド, ワシントン D.C., ヴァージニア, ウェストバージニア, ノースカロライナ, サウスカロライナ, ジョージア, フロリダ
	イースト・サウス・セントラル	ケンタッキー, テネシー, アラバマ, ミシシッピ
	ウェスト・サウス・セントラル	アーカンソー, ルイジアナ, オクラホマ, テキサス
西部	マウンテン	モンタナ, ワイオミング, アイダホ, コロラド, ユタ, ネバダ, アリゾナ, ニューメキシコ
	パシフィック	ワシントン, オレゴン, カリフォルニア, アラスカ, ハワイ

分析結果

記述統計

表 2 の記述統計から、全体として見たネイティブ・アメリカンの絶対貧困率・相対貧困率はそれぞれ 23 パーセント、39 パーセントであり、白人の絶対・相対貧困率 (それぞれ 9.5、18.5 パーセン

ト) を大きく上回っていることがわかる。とりわけ、白人と比較して 2 倍以上のいわゆる“ワーキングプア”が含まれていることは注視に値する。こうした人々の多くは公式貧困ラインを超えているため絶対貧困者とはみなされないが、一般的には他者から見て、社会的搾取にあるとされる人々である。

表2. 人種・民族別に見た貧困率

	絶対貧困	相対貧困	標本数
白人全体	0.0952	0.1852	9,933,063
白人子弟（年齢18歳以下）	0.1151	0.2185	2,191,133
白人男性	0.0845	0.1663	4,831,818
白人女性	0.1055	0.2036	5,101,245
-----	-----	-----	-----
ネイティブ・アメリカン全体	0.2313 ¹	0.3901 ¹	227,303
ネイティブ・アメリカン子弟（年齢18歳以下）	0.2852 ²	0.4658 ²	75,384
ネイティブ・アメリカン男性	0.2128 ³	0.3664 ³	109,055
ネイティブ・アメリカン女性	0.2485 ⁴	0.4121 ⁴	118,248
-----	-----	-----	-----
単一人種のネイティブ・アメリカン	0.2625 ¹	0.4331 ¹	122,439
多人種・多民族のネイティブ・アメリカン			
白人とネイティブ・アメリカンの混血	0.1842 ¹	0.3300 ¹	78,656
黒人とネイティブ・アメリカンの混血	0.2553 ¹	0.4135 ¹	9,948
その他の多人種・多民族のネイティブ・アメリカン	0.2171 ¹	0.3579 ¹	16,260
<u>ネイティブ・アメリカン部族</u>			
アサバスカ	0.2109 ⁷	0.3485 ⁶	1,030
アパッチ	0.3239 ⁵	0.4995 ⁵	3,153
ブラックフット	0.3117 ⁷	0.4730 ⁶	1,052
チェロキー	0.2238 ⁵	0.3758 ⁵	14,548
シャイアン	0.3676 ⁵	0.5444 ⁵	536
チカソー	0.1428 ⁵	0.2833 ⁵	1,075
チペワ	0.2619 ⁷	0.4398 ⁶	5,454
チョクトー	0.1570 ⁵	0.3211 ⁵	4,670
コマンチ	0.2307	0.4034	642
クリーク	0.2129 ⁶	0.3477 ⁵	2,250
クロー	0.3850 ⁵	0.5746 ⁵	485
イロコイ	0.2266	0.3677 ⁶	2,331
ラムビー	0.2464	0.4472 ⁵	2,567
ナバホ	0.3260 ⁵	0.5151 ⁵	16,805
パイユート	0.2466	0.4091 ⁷	784
ピマ	0.3614 ⁵	0.5247 ⁵	965
ポタワトミ	0.1729 ⁵	0.2927 ⁵	999
プエブロ	0.2409	0.4161	3,687
セミノール	0.2126	0.4135	712
スー	0.4042 ⁵	0.5647 ⁵	4,875
トリングिट	0.1982	0.4052	802
トホノ	0.3427 ⁵	0.5876 ⁵	802
部族名未回答	0.2496 ⁵	0.4165 ⁵	14,689
アリュート	0.1408 ⁶	0.2707 ⁵	762
エスキモー	0.2434 ⁵	0.4403 ⁵	5,145
デラウェア	0.1908 ⁵	0.2730 ⁵	435
ピュージェット・サウンド・サリシュ	0.2526 ⁷	0.4404	949
ヤカマ	0.3874 ⁵	0.6153 ⁵	424
ヤキ	0.3220 ⁵	0.4958 ⁵	1,107
コルヴィル	0.2492	0.4327	457
ハウマ	0.2919 ⁷	0.5295 ⁵	333
メノミニ	0.3178 ⁵	0.4934 ⁵	359
ユーマ	0.2877 ⁵	0.4701 ⁵	623
その他の部族	0.2462 ⁵	0.4187 ⁵	20,568
2種類以上の部族の混血	0.2533 ⁵	0.4238 ⁵	3,177
その他のアラスカ系部族	0.1767 ⁵	0.3558	793
インディアンとアラスカ先住民の混血	0.2308	0.3760	2,394

¹p<.001 白人全体と対比して ⁵p<.001 ネイティブ・アメリカン全体と対比して
²p<.001 白人子弟と対比して ⁶p<.01 ネイティブ・アメリカン全体と対比して
³p<.001 白人男性と対比して ⁷p<.05 ネイティブ・アメリカン全体と対比して
⁴p<.001 白人女性と対比して

ネイティブ・アメリカンの貧困率は、全体的に見た場合よりも18歳以下の子供や女性の間でより深刻である。例えば、ネイティブ・アメリカン子弟の絶対・相対貧困率は白人子弟よりもそれぞれ2.4倍、2.1倍も高い。また、ネイティブ・アメリカン女性の絶対・相対貧困率は白人女性よりもそれぞれ2.3倍、2.0倍高い。このマイノリティ集団にとって、貧困がいかに深刻に横たわる問題なのかこうした記述統計から明らかである。

表2から、部族別にみた貧困率の変動や深刻さも見て取れる。絶対貧困と相対貧困の双方ともにネイティブ・アメリカン全体の水準を下回るのは、チェロキー、チカソー、チョクトー、クリーク、イロコイ、ポタワトミ、アリュート、デラウェアの8部族だけである。アパッチ、ブラックフット、シャイアン、クロー、ナバホ、ピマ、スー、トホノ、ヤカマ、ヤキ、ホウマ、メノミニ、ユーマの13部族の場合、絶対貧困率は29パーセントから40パーセント、相対貧困率は47パーセントから62パーセントと、驚異的な高さである。

多人種・多民族のネイティブ・アメリカンを見ると、彼らの貧困率は白人の水準を上回っているが、白人とネイティブ・アメリカンの貧困率がとりわけ低いことがわかる。単一人種のネイティブ・アメリカン、黒人との混血者、そしてその他の複合人種の人々の貧困率は、ネイティブ・アメリカンの全体平均よりも幾分高いことも表2からうかがえる。人種の混血・複合化は一般的に、社会同化の指標と見なされるが、彼らは歴史的に見て合衆国への移民ではないため、同化理論を用いてこの現象を推測するのは相応しくないかもしれない。しかし、こうした混血のネイティブ・アメリカンは地理的に制限された伝統的居住地を離れ、ある程度の教育水準を達成し、主流社会で就業している者の存在を象徴していると言っても良からう。

絶対・相対貧困率のロジスティック回帰分析

表3は絶対・相対貧困率のロジスティック回帰の分析結果を示している。表から、ネイティブ・アメリカンの絶対貧困の確率は対照集団である白人をはるかに上回っていることがわかる。例えば、単一人種のネイティブ・アメリカンの場合3.266

倍（もしくは226.6パーセント）、白人との混血の場合2.264倍、黒人との混血の場合3.174倍、そしてその他の混血者の場合2.380倍、それぞれ絶対貧困率が高い。諸変数を統計学的に考慮しても、ネイティブ・アメリカン各集団の絶対貧困率は1.859倍から2.868倍と、依然として白人の水準を大きく上回る。これは、貧困率に直接関連する主要要因の存在を超えて、ネイティブ・アメリカンという人種的ステータスが絶対貧困に強く連動していることを示唆している。実際、モデル中のコントロール変数は軒並み、貧困率と負の相関関係にあることが示されている。

居住地域に関する係数を見ると、参照カテゴリーであるパシフィックと対比して、ネイティブ・アメリカン人口が比較的小規模なニューイングランドとミドル・アトランティック（合衆国北東部）の平均貧困率が低く、反対にサウス・アトランティック、イースト・サウス・セントラル、そしてウェスト・サウス・セントラル（合衆国南部）の平均貧困率が高いことがわかる。マウンテン（モンタナ、アイダホ、ワイオミング、ネバダ、ユタ、コロラド、アリゾナ、ニューメキシコの8州）に関しては、パシフィックと比較して統計学的に有意な差異がない。パシフィックにはアラスカ・ネイティブ部族の多くが、そしてマウンテンには単一人種のアメリカン・インディアンの多くが居住しており、これら2つの地域はいわゆる合衆国西部に属している。合衆国西部は北東部に次いで生活費の高い地域であることを考えると、平均所得が比較的低いネイティブ・アメリカン人口のそうした地域への集中は必然的に彼らの貧困率を高めることにつながるであろう。このマイノリティ集団にとって、居住地域が貧困形成の重要な要因の一つとして横たわっていることが容易に推測できよう。

一方、相対貧困率のオッズ比も軒並み、白人の水準を上回っている。諸変数を統計学的に考慮しても、相対貧困の確率は依然として単一人種のネイティブ・アメリカンの場合で2.359倍（もしくは135.9パーセント）、白人との混血者で1.898倍、黒人との混血者で2.955倍、その他の混血者で1.952倍、白人よりそれぞれ高い。多人種のネイティブ・

表3. 絶対・相対貧困率のロジスティック回帰モデル

	絶対貧困		相対貧困	
	オッズ比	オッズ比	オッズ比	オッズ比
単一人種のネイティブ・アメリカン	3.266***	2.378***	2.965***	2.359***
白人とネイティブ・アメリカンの混血	2.264***	1.859***	2.126***	1.898***
黒人とネイティブ・アメリカンの混血	3.174***	2.868***	2.864***	2.955***
その他の多人種・多民族のネイティブ・アメリカン	2.380***	1.957***	2.025***	1.952***
年齢		0.899***		0.883***
年齢二乗		1.001***		1.001***
男性		0.440***		0.438***
教育水準				
高校卒業		0.463***		0.491***
大学在学経験あり		0.367***		0.356***
準学士号取得		0.226***		0.235***
学士号取得		0.148***		0.136***
学士号以上の学位取得		0.098***		0.086***
都市部居住		0.754***		0.711***
居住地域				
ニューイングランド		0.897***		0.894***
ミドル・アトランティック		0.969***		1.018**
イースト・ノース・セントラル		0.988		1.028***
ウェスト・ノース・セントラル		1.014		1.093***
サウス・アトランティック		1.016*		1.038***
イースト・サウス・セントラル		1.280***		1.322***
ウェスト・サウス・セントラル		1.047***		1.100***
マウンテン		0.990		1.040***
疑似決定係数	0.004	0.104	0.004	0.128

ここに報告されているオッズ比は、測定係数の anti-log である。
 参照集団は非ヒスパニック系白人である。
 * $p < .05$; ** $p < .01$; *** $p < .001$ (両側検定).

アメリカンの中で、白人との混血者の貧困率が最も低いことも今後の調査でさらに着目されるべき点であろう。

絶対貧困率の場合と同様、ネイティブ・アメリカンの相対貧困率の高さは基本的な社会経済的・人口動態的変数だけでは説明のつかない現象であることが推測できる。こうした多くの相対貧困者（いわゆるワーキングプア）の存在は、ネイティブ・アメリカン社会における「社会的排斥」(Brady 2003) の深刻さを我々に印象づけている。貧困は当人だけの問題にとどまらず、子弟の社会移動の機会を制限したり、教育水準の停滞、犯罪や薬物使用のリスクといった幅広い社会問題に関連している。多人種・多民族の混血者を含めても合衆国

人口の2パーセントにも満たないこのマイノリティ集団が直面する貧困問題は、今後より詳細な研究が待たれるのである。

おわりに

本稿では、近年の合衆国国勢調査データを用いてネイティブ・アメリカンの貧困問題を概観した。こうした研究はネイティブ・アメリカン人口の貧困状況に関する検証を更新するという意味で、そして貧困や格差、またはそれらに関連した公共政策を示唆する上で重要となるであろう。

分析結果から、この集団を全体的に見ても、単一人種と複合人種、男女別、そして若年層に絞っ

てみた場合でも、絶対・相対貧困率ともに白人の水準を大きく上回ることがわかった。部族別に見ても、ネイティブ・アメリカンの全体平均を下回るのは8部族にとどまり、シャイアン、クロー、ナバホ、ピマ、スー、トホノ、ヤカマ、ホウマといった集団は実に半数以上が相対貧困者で占められている。さらに重回帰分析から、このマイノリティ集団の高い貧困率はモデル中の変数を統計学的に考慮した後でさえも依然残ることがわかった。これは、本稿で扱った基本的な社会経済的・人口動態的要因を超えて、「ネイティブ・アメリカン」というステータス・マーカー (status marker) が貧困に密接に結びついていることを示唆していると言えよう。

本研究の目的はあくまで大まかな統計的パターンを記述することにあるため、貧困形成のプロセスを紐解いていく計量作業は今後委ねることとする。今後の主な研究課題として、以下に数点示すこととする。まず、単一人種 (純血) と複合人種 (混血) のネイティブ・アメリカンの貧困率の相違に関する解析が挙げられよう。本研究から、単一人種の人々の貧困率が最も深刻な反面、白人との混血者の貧困率が最も低いことが示されている。回帰分析から、教育水準と居住地域がこの集団の貧困を考える上で大きな関連要因になっていることから、様々な社会経済的資源が人種間で不平等に再分配されているメカニズムを広く考察する必要があるだろう。

第二に、貧困率は所得水準と関連していることから、最新のデータに基づくネイティブ・アメリカンの所得水準に関する計量分析も併せて必要となってくるであろう。所得に関する分析は2000年の国勢調査データを用いた Huyser, Sakamoto and Takei (2010) 以来、行われていない。本研究で用いたACSデータには、2009年から回答者の最高学位の専攻分野といったより詳細な教育関連の変数が追加されている。「高卒」、「大卒」といった比較的単純な尺度で見た教育水準に加えて、専攻分野は賃金水準に影響を与えるもう一つの側面としてその重要性が増していることから (Kim and Sakamoto 2008)、2009年以降のACSデータを用いた所得分析も待たれるのである。

最後に、部族別の詳細な貧困状況の分析も必要である。今日のネイティブ・アメリカンの多くは伝統的な保留地を離れ、他の人種と同様に都市部に居住する者が大半を占めている。一方、各部族が特定の地域に偏住する傾向も今日まで続いていることから、本稿で扱った「相対貧困率」を、地域ごとに分けた「地域別相対貧困率」という尺度を用いて貧困率を改めて算出してみることも有効であろう。例えば、上述の通りアラスカ・ネイティブの多くは比較的生活費の高い合衆国西部に偏住していることから、所得水準の低い彼らの貧困率は高く算出されてしまうが、それには少なからず地域要因が影響していると言える。社会経済的地位や居住地域の差異から、ネイティブ・アメリカンの部族集団は階級資源や競合力といった点でも相違性に富んでおり、こうした多様性までも考慮した研究こそが、この集団の社会経済的特徴をより正確に検証できるのである。

引用文献

- Bonilla-Silva, E. 1996. "Rethinking Racism: Toward a Structural Interpretation." *American Sociological Review* 62:465-480.
- Bonilla-Silva, E. and K. Glover. 2004. "We Are All Americans: The Latin Americanization of Race Relations in the USA." Pp. 149-183 in *The Changing Terrain of Race and Ethnicity*, edited by Maria Krysan and Amanda E Lewis. New York: Russell Sage.
- Brady, D. 2003. "Rethinking the Sociological Measurement of Poverty." *Social Forces* 81:715-752.
- Cornell, S. and Kalt, J. P. 1990. "Pathways from Poverty: Economic Development and Institution-Building in American Indian Reservations." *American Indian Culture and Research Journal* 14:89-125.
- _____. 1998. "Sovereignty and Nation-Building: The Development Challenge in Indian Country Today." *American Indian Culture and Research Journal* 22:187-214.

- Eschbach, K. 1993. "Changing Identification among American Indians and Alaska Natives." *Demography* 30:635-652.
- Eschbach, K., K. Supple, and C. M. Snipp. 1998. "Changes in Racial Identification and the Educational Attainment of American Indians, 1970-1990." *Demography* 35:35-43.
- Farley, R. 1996. *The New American Reality: Who We Are, How We Got Here, Where We Are Going*. New York: Russell Sage Foundation.
- Feagin, J. R. and H. Vera. 1995. *White Racism: The Basics*. New York: Routledge.
- Department of the Interior Bureau of Indian Affairs. 2012. "Indian Entities Recognized and Eligible to Receive Services from the Bureau of Indian Affairs." *Federal Register* 77:155.
- Gregory, R. G., Abello, A. C., and Johnson, J. 1997. "The Individual Economic Well-Being of Native American Men and Women During the 1980's: A Decade of Moving Backwards." *Population Research and Policy Review* 16:115-145.
- Hunt, V. H., Kerr, B., Ketcher, L. K., and Murphy, J. 2010. "The Forgotten Minority: An Analysis of American Indian Employment Patterns in State and Local Governments, 1991-2005." *American Indian Quarterly* 34:409-434.
- Huyser, K. R., A. Sakamoto, and I. Takei. 2010. "The Persistence of Racial Disadvantage: The Socioeconomic Attainments of Single-Race and Multi-Race Native Americans." *Population Research and Policy Review* 29:541-568.
- Iceland, J. 2006. *Poverty in America*, Second Edition. Berkeley, CA: University of California Press.
- Kim, C-H and A. Sakamoto. 2008. "Have Asian American Men Achieved labor Market Parity with White Men?" *American Sociological Review* 75:934-957.
- Lee, S. 1994. "Poverty and the U. S. Asian Population." *Social Science Quarterly* 75:541-559.
- Liebler, C. A. 2004. "Ties on the Fringes of Identity" *Social Science Research* 33:702-723.
- _____. 2010. "Homelands and Indigenous Identities in a Multiracial Era." *Social Science Research* 39:596-609.
- Passel, J. S. 1997. "The Growing American Indian Population, 1960-1990: Beyond Demography." *Population Research and Policy Review* 16:11-31.
- Saenz, R. and M. C. Morales. 2005. "Demography of Race and Ethnicity." Pp. 169-208 in *Handbook of Population*, edited by D. L. Poston and M. Micklin. New York: Springer.
- Sakamoto, A. and Y. Xie. 2006. "The Socioeconomic Attainments of Asian Americans." Pp. 54-77 in *Asian Americans: Contemporary Trends and Issues*, edited by P. G. Min. Thousand Oaks, CA: Pine Forge.
- Sakamoto, A., H.-H. Wu, and J. Tzeng. 2000. "The Declining Significance of Race among American Men During the Latter half of the Twentieth Century." *Demography* 37:41-51.
- Sandefur, G. D., and Liebler, C. A. 1997. "The Demography of American Indian Families." *Population Research and Policy Review* 16:95-114.
- Sandefur, G. D. and T. McKinnell. 1986. "Native American Inter-marriage." *Social Science Research* 15:347-371.
- Sandefur, G. D., and Sakamoto, A. 1988. "American Indian Household Structure and Income." *Demography* 25:71-80.
- Snipp, C. M. 1986. "Who Are American Indians? Some Observations about the Perils and Pitfalls of Data for Race and Ethnicity." *Population Research and Policy Review* 5:237.
- _____. 1989. *American Indians: The First of this Land*. New York: Russell Sage Foundation.
- _____. 1992. "Sociological Perspectives on American Indians." *Annual Review of Sociology* 18:351-371.

サルヴァートル・アダモの“Tombe la neige”

—アダモ私論1:「白と黒の心象詩」に関する考察—

石 渡 利 康

Toshiyasu ISHIWATARI. Un essai sur Salvatore Adamo : “Tombe la neige”. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 1. October 2013. pp. 77 – 86.

“Tombe la neige” est une chanson française composée et chantée par Salvatore Adamo quand il avait 19 ans. Il est né en Sicile en 1943. Mais la famille Adamo vivent en Belgique depuis 1947. Salvatore a rencontré un grand succès en 1963 avec “Sans toi ma mie” et “Tombe la neige”. “Tombe la neige” est chantée dans de nombreuses langues:français, allemand, italien, turc, néerlandais, espagnol, portugais et aussi japonais. Cet essai sur “Tombe la neige” est une tentative de mettre “le blanc” en contraste avec “le noir” dans ses paroles.

1. 幾つかの問題意識

サルヴァートル・アダモ (Salvatore Adamo) は、いうまでもなく国際的に知られたシャンソン歌手である⁽¹⁾。アダモと聞いて、腹踊りのアダモちゃんを思い浮かべるのだけは止めてほしいと願う。サルヴァートル・アダモは、以前はしばしば来日し公演を行っていた。その回数は、30回を超えているであろう。しかし、今年末には70才になるという年齢のせい、訪日回数は極端に減った。最近の訪日は、2010年である。また来てほしいと願いながら、CDを聴いたり you tube で録画を見たりしている。

私たちの年頃の人間にとっては、アダモの歌は若い頃の歌として思い出が深い。ここで「私たち」とは、大雑把に言えば、ビートルズよりもエルビス・プレスリーのほうが好きな世代のことである。もっといえば、何とはなしにアメリカ文化よりもヨーロッパ文化のほうに惹かれている世代である。エルビスはアメリカ人だから、それでは矛盾しているのではない、といわれればその通りである。好みなどは所詮合理的ではなのだから、それでいいのである。

不思議なことだが、ある年齢を境に、それより上の人はエルビスが好きで、それより下の人はビートルズが好きだという傾向が認められる、と昔歌

手だった長沢純氏から聞いたことがある。その通りだと思ふ。

もっとも、好みの相違は理論的なものではなく感性によるものであるから、エルビスとビートルズ両者の優劣とは関係ない。個人的好みでいえば、ビートルズは嫌いである。というよりも、より正確にはジョン・レノンとオノ・ヨーコが嫌いなのである。理由は自分でもよく分からないが、1969年の平和イベント「ベッド・イン」で声高にメッセージを発するところに何とはなしに胡散臭さを感じたからだと思ふ。有名な「ベッドから平和を」の写真などは戯けの最たるものである、としかいいようがない。

それはともかく、私が学生・院生だった頃は、シャンソンが盛んだった。フランス映画もよく上映されていた。ジャン・ギャバン、ジェラルド・フィリップ、フランソワーズ・アルヌール、ジャン・マレーなど、思いだすままに書けば枚挙にいとまがない。ジャン・ギャバンの *Touchez pas au grisbi* (「現金に手をだすな」) など、裏社会に生きる中年男の哀愁を見事に描き切っていた。背中で演技できる名優であった。同時に当時盛んだったものに、ハリウッド製の古典的西部劇があった。(「古典的」とわざわざ断わったのは、後に作られるようになったイタリア製のスパゲッティ・ウエスタンと区別したかったからである。) 昔は、

こうした映画から「男や女を学んだ」人は少なかつた筈である。シャンソンは、映画と同様人生の影絵だったのである。

当時からシャンソンには、大人の女性、男性の雰囲気は漂っていた。1970年ごろ流行った「オー・シャンゼリゼ」は若いパリジェンヌを唄ったもので歌っているダニエル・ヴィダルも若い娘だが、それでも大人の女性へ脱皮する雰囲気を醸し出していた。歌詞もよかった。親密度を表わす *vouvoyer* が一夜明けて *tutoyer* になるところなど見事である。ちなみに、「オー・シャンゼリゼ」の「オー」は感嘆詞ではなくて、原語では *Aux Champs-Élysées* だから場所を表わす前置詞で「シャンゼリゼで」になる。

「オー・シャンゼリゼ」と比較すれば、今流行のAKB48など小娘の歌とアソビ以外の何物でもない。どうしてあのようなものが流行るのであろう。あのようなものはペドフィールを作り出すだけで、歌の範疇外である。そういえば、日本社会は明らかに幼児化している。交通機関などでアナウンスする女性は、どうしてあのような少女じみた声を出すのだろう。社会が子供っぽさを好む象徴である。いうまでもなく、これは偏見と独断での私見に他ならない。

しかし、あなたは古いものに憧れているだけではないか、という批判は当たらない。私は、フィンランドのカリスマ的ヘビー・メタル・ロックのレニングラード・カウボーイズも好きだし、マドンナ系に連なるレディー・ガガなど最高だと思っているのだから。もっとも、鶴田浩二が「傷だらけの人生」で歌っているように、「古い奴だとお笑いでしょうが、古い奴ほど新しいものを欲しがるのでございます」といったところかも知れない。

さて、本題のサルヴァートル・アダモに移ろう。

アダモの歌は、大部分が彼自身の作詞・作曲によるもので、フランス語である。生れたのは1943年11月1日シチリア島南部のコミゾ (Comiso) であるが、炭坑夫の父は家族を連れてベルギーに移住した。その時、彼はまだ3才であった。多言語国家のベルギーにあってフランスに近い南部のジュマップ (Jemappes) で育ったので、フラマン語ではなくフランス語が彼の母語である⁽²⁾。

あまり知られていないことであるが、彼はシャンソン歌手である他に、『幸せの思い出はさらに幸せである』(*Le souvenir du bonheur est encore du bonheur*, 2001年)、『魂の言葉』(*Les mots de l'âme*, 1994年)を書き作家としての顔も持っている。さらに映画『ひなげしの島』(*L'île au coquelicot*, 1974年)を監督、主演してもいる。多彩な人物なのである。

この小論は、ヨーロッパにおけると同様に、日本でももっと高く評価されてよいと思われる詩人としてのアダモに重点を置きながら、彼の諸相の一端を少しばかり探ってみようとする試みである。その場合、アダモの詩のもつ「脱国籍性」を意識の背景に置くこととする。

用いた基本的研究資料は、大部分がフランス語とイタリア語で書かれたもので、それに日本語のものが加わる。アダモに関するブログ等も必要である場合には利用した。研究方法は、事の性格上クロス・ディシプリンに妥当だと思われる価値評価⁽³⁾を加味したものである。

ところで、私は、主として北欧・バルト諸国の法と地域研究を対象とする一研究者である。南欧の仁義の社会の事情にもある程度通じているし、論文も書いている。詩は通常文学の分野で扱われる事項であり、詩や文学に関しては好きではあるが門外漢である。かつて40年も前に「北欧文学」を大学で教えた経験はある。しかし、不遜な言い方だが、それは余技みたいなものであった。

論文という限りは、多少とも固い表現で書くのが日本の常識では筋かもしれない。しかし、テーマ自体が案外柔らかいので、記述の文体も固苦しくなく平易なエッセイに近いものとした。学術論文は、固い文章でなければいけないというのは一種の偏見である。エッセイ的な記述の方法は、北欧諸国の学術誌で結構目にするところがある。この論文は、多少ともそれに倣ったところがあることは否定できない。ではあるが、テーマに対するアクセスの姿勢は、言うまでもなく真摯である。

本小論の副題を「アダモ私論1」としたのは、試論2、3と続くことを前提としているからである。現時点では、私論2では「インチャラー」、私論3では「ザンジバル」と「私の痛ましいオリエント」、

それに続いて小説『幸せの思い出はさらに幸せである』を扱う予定である。アダモ私論1は、白と黒の心象詩としてのTombe la neigeとその周辺事項である。

2. 脱国籍的芸術家アダモ

アダモは無国籍的な歌手である、という人がいる⁽⁴⁾。無国籍とは一匹狼のようで一寸格好いいが、国家の法的保護を欠く存在である。アダモの国籍はイタリアである。しかし、ベルギー国籍も持っているようである。これは調べれば分かる。もっとも国籍云々を論じることは、彼の場合あまり関係がない。彼の歌はどこでも通用するという性格をもっているからである。彼の歌は、「国境のない」(sans frontière)ものだといえる。簡単にいえば、脱国籍・脱国境的である。

それに、現在のヨーロッパでは、国籍よりも市民権に関心が置かれているのが実情である。例えば、コペンハーゲン大学の法学部に提出された博士論文に“Fra nationalitet til medborgerskab”というのがある。『国籍から市民権へ』という意味である。博士論文の提出者は、コペンハーゲン大学准教授でイタリア系の女性Silvia Adamoである。名前が奇しくもアダモだが、サルヴァートル・アダモとは関係ない。論者は、法哲学者のジョルジョ・アガムベン思想をも引用して、市民権の重要性を綿密に論述している⁽⁵⁾。ちなみに、ヨーロッパ諸国では二重国籍を認めている国が結構ある。ベルギーも二重国籍を認めている国の1つである。

さて、ここでアダモの活動の概要をクロノロジカルに見ておくことにしよう⁽⁶⁾。

- 1961年(17才) - サン・カン音楽祭コンクールで優勝。『ペルケ』(Perché)でデビュー。シャルル・アズナブールが後見役。
- 1962年(18才) - 『ブルー jeans と皮ジャン』(En blue jeans et blouson de cuir)
- 1963年(19才) - 『サン・トワ・マミ』(Sans toi, ma mie), 『雪は降る』(Tombe la neige)。
- 1964年(20才) - 『愛しのパオラ』(Dolce Paola), 『一寸失礼』(Vous permettez Monsieur), 『ろくでなし』(Mauvais garçon), 『夜のメロディー』(La nuit)。
- 1965年(21才) - 『夢の中に君がいる』(Mes mains sur tes hanches), 『君を愛す』(J'aime)。シャンソンの殿堂パリの「オリンピア劇場」初出演。以後、頻繁に出演する。フランソワ・モーリヤックがアダモの詩を絶賛。
- 1966年(22才) - 『インシャラー』(Inch'Allah)。ジュマツプ市名誉市民。「*Vie catholique*」紙で同年度重要人物として、キング牧師、ケネディー大統領、ドゴール大統領、ローマ法王と共に、アダモの名前が挙げられる。
- 1967年(23才) - 『アンサンブル』(Ensemble), 『二人のロマン』(Notre roman)
- 1969年(25才) - 『明日は月の上で』(A demain sur la lune), 『モン・シネマ』(Mon cinéma)。
- 1970年(26才) - 映画『ひなげしの島』(L'île au coquelicot)制作。
- 1973年(29才) - 『海のマリー』(Marie la mer)。『再び目覚める人へ』(À ceux qui revent encore)出版。
- 1975年(31才) - 『私の人生』(C'est ma vie)。
- 1977年(33才) - 『限りなき愛』(Si tu étais)。
- 1980年(36才) - 詩集『海の魅惑』(*Le charmeur d'océans*)。
- 1983年(39才) - 『ラビアの丘』(Les collins de Rabiah)。
- 1987年(43才) - 生れ故郷シチリアで歌う。
- 1993年(49才) - 『橋の向こう側』(Del'autre côté du pont), ユニセフにより直接「親善国際大使」に任命される。
- 1994年(50才) - 詩集『心の言葉』(*Les mots de l'âme*)出版。
- 2003年(59才) - 『ザンジバルの夕べ』(Un soir au Zanzibar), 『私の痛ましいオリエント』(Mon douloureux Orient), 『はたち』(Vingt ans), 『時間は止まっていた』(Et le temps s'arrêtait), 『へ短調のメロディー』(Un air en F mineur)。

3. 『雪が降る』(Tombe la neige) のフランス語「歌詩」と邦訳

アダモといえば、『雪が降る』(Tombe la neige) がつとに有名である。カンツォーネの色合が混じったこの歌は、1963年、彼が19才のときの作である。同じ19才でも、私など入試なしにトコロテン式に法学部に進んで、ボヤッと暮らしていたので違えば違うものである。アダモは、19才でこれもよく知られている『サン・トワ・マミ』(San toi, ma mie) を大ヒットさせ、一躍スターダムにのし上がった。早くから開花した感性あふれる人なのである。

Tombe la neigeの原詩は、次の通りである⁽⁷⁾。番号は元々は付けられていないが解釈の便宜上私が付したものである。

TOMBE LA NEIGE

1 Tombe la neige

Tu ne viendras pas ce soir
Tombe la neige
Et mon coeur s'habille de noir
Ce soyeux cortège
Tout en larmes blanches
L'oiseau sur la branche
Pleure le sortilège

2 Tu ne viendra pas ce soir

Me crie mon desespoir
Mais tombe la neige
Impassible manège

La... la... la... la...,
Hum... hum... hum...

〈Parle〉

3 Tombe la neige

Tu ne viendras pas ce soir
Tombe la neige
Tout est blanc de desespoir

4 Triste certitude

Le froid et l'absence
Cet odieux silence
Blanche solitude

5 Tu ne viendra pas ce soir

Me crie mon desespoir
Mais tombe la neige
Impassible manège
Mais tombe la neige
impassible manège

La... la... la... la

Hum... hum... hum...

La-la La-la La-la

フランス語の美しい詩である。アダモが日本語で歌っているのは、一般的には安井かずみ訳で次のようである⁽⁸⁾。

雪は降る
あなたは来ない
雪は降る
思いこころに
むなしい夢
白い涙
鳥は遊ぶ
夜はふける

あなたは来ない
いくら呼んでも
白い雪が
ただ降るばかり

ラーラ ラーラ ラーラ
フーム フーム フーム

[せりふ]

.....
雪は降る
あなたの来ない夜
雪は降る

すべては消えた
.....

この悲しみ
この寂しさ
涙の夜
一人の夜

あなたは来ない
いくら呼んでも
白い雪が
ただ降るばかり
白い雪が
ただ降るばかり

ラーラ ラーラ ラーラ
フーム フーム フーム
ラーラ ラーラ ラーラ

4. 白と黒の心象詩

まず初めに、直截的ではあるが私訳を書いておこう。詩作能力の欠如のため、韻はふんでいない。

『雪が降っている』

1 雪が降っている
あなたは今晚来ないだろう
雪が降っている
そして、私の心は黒い衣をまとっている
この絹のような雪の行列
全ては白い涙におおわれ
枝に止まっている鳥は
雪が白一色にした魔法を嗅いでいる

2 あなたは今晚来ないだろう
絶望のあまり私は叫ぶ
でも雪は降っている
非情な仕打ち

ラーラ ラーラ ラーラ

ウーム ウーム ウーム

[せりふ]

3 雪が降っている
あなたは今晚来ないだろう
雪が降っている
全てが絶望で白一色

4 悲しい確信
寒さとあなたの不在
この堪え難い静けさ
空白の孤独

5 あなたは今晚来ないだろう
絶望のあまり私は叫ぶ
でも雪は降っている
非情な仕打ち

ラーラ ラーラ ラーラ
ウーム ウーム ウーム
ラーラ ラーラ ラーラ

いうまでもなく、詩はそれが書かれた言語でなければ本当の良さは理解できない。詩ばかりでなく小説もそうであるが、特に詩となると短い語句で作られ、無韻詩を別として通常は韻を踏んでいるので原語での理解は大切である⁽⁹⁾。

ところで、話が若干横に逸れるが、重要と思われるのでここで確認しておきたいことがある。それは、「詩」と「詞」の使い分けである。アダモは、作詞、作曲を行い歌っている。いわゆるシング・ソングライターである。実は、フランスではシャンソンの文章はパロール (paroles)、すなわち言葉であるから、本来ならば「歌詞」とすべきである。英語ならば、lyricsである。「詩」のほうはポエム (poème) となる。それにもかかわらず、あえて「歌詩」としたのは、たとえ作曲を前提に創ったものであっても、アダモの作品は曲なしに詩としての美しさを十分すぎるほど備えているからに他ならない。もちろん、「歌詩」とするのは言語使用という点からみれば掟破りである⁽¹⁰⁾。

『雪が降る』は、多くの歌手によって歌われてい

る。しかし、何といっても一番良いのは、アダモ自身の歌っているものである。若い頃囁れ気味であった彼の声は、中年になってからはかえって味わい深くなった。特に、私が最も好きなのは、ドロテ (Dorothee) とデュエットで歌っているものである。これはフランスのテレビのロックンロール・ショーを録画したもので、you tubeで聴くことができる。アダモは当時49才でドロテ39才の今から20年前のものだが、ドロテがまるで人形のように可愛らしい。

出だしが *Il neige* ではなく、いきなり *Tombe la neige* で倒置強調なのは、フランス文学者の三木原浩史教授が指摘しているように強烈である。当たり前だが、文章の最初に来た言葉がインパクトをもつのは当然である。

季節は、冬である。詩の作者アダモあるいは「虚構の人物」は窓際にいる、と想像できる。ドアを開けて外を見ているというのは、寒さの点から見て不自然であろう。ヨーロッパの冬は寒い。詩は、場所を特定していない。しかし、アダモの住んでいたベルギーはフランスよりも北に位置している。寒さもひとしおである。平地のベルギーでは、大雪になるのはそうしばしばではない。だが、風を伴う雪はたまに交通の便に支障をもたらすこともある。

雪のイメージは、国や地域によって異なっている。日本の歌では、吉幾三作詞・作曲で自ら唄っている『雪国』、石川さゆりの歌う『津軽海峡冬景色』など、雪オンパレードである。孤独、悲しみなどの心の痛みが描かれていて素晴らしい。『風雪流れ旅』は、苦勞を感じ、その苦勞を克服する勇氣を与えてくれる⁽¹¹⁾。

カナダのフランス語圏の女性歌手イザベル・ブーレ (Isabelle Boulay) は、“C’était l’hiver” (『冬だった』) を歌っている。美しい曲であるが、歌詞は寂しい。「生は苛酷だと彼女はいった、彼女はもはや太陽も教会の静けさも信じなかった、彼女は私の微笑みをも恐れ、心の底は冬のようにだった」(Elle disait que vivre était cruel, Elle ne croyait plus au soleil, Nu au silence des églises, Même mes sourires lui faisaient peur, C’était l’hiver dans le fond de son cœur)。まるで、死を予感させるフレーズである。

事実、歌の中の彼女は20才の夕べに生を閉じるのである⁽¹²⁾。

冬と雪が出てくる歌の多くは、どうしてこうも悲しいのだろうか。

昔ヨーロッパでは、雪は決してロマンティックなものではなかった。村や町は、冬の間孤立状態に置かれる。隣の集落には森を通り抜けなければならなかった。その森には、狼がいていつ襲われるか分からない。危険そのものであった。日照時間の少なさは、冬を暗い色、すなわち黒と結びつける。雪は、確かに白である。しかし、冬に降るものだけに、雪の表面的白さの背面には常に黒のイメージが隠れている。雪は多重のイメージをもっており、場合によっては、雪の白さは反対にある黒をも表象すると考えられる。すなわち、白の意味はアンビバレント (二律背反的) である。

Tombe la neige をあらためて読んだ時、私の頭にはこの詩は「白と黒の心象詩」であるというアイデアが浮かんだ。以下、私訳に基づいて、このアイデアが正しいことを証明するために詩の解釈を試みよう。

この場合、3つの要素を考慮する必要がある。第1は、表象されている色そのものを考察することである。第2は、イメージをもつ語あるいは文章を考察することである。そして、第3は、作品中の人物、すなわち主人公の内心を推察することである。解釈者は、これら3つの要素を個別に考察したり、あるいは複合的に絡み合わせて一定の推論的結論を導くのである。

詩の題名であり、詩の中で5回繰り返される *Tombe la neige* は、ここでは「雪は降る」よりも「雪が降っている」という情況を示す進行的な意味に訳すべきである。しかし、日本語での歌詞としたときは「雪は降る」か「雪が降る」としかしようがない。「雪が降っている」では、題名としてもしまりがいいからである。

1番の2行目、*Tu ne viendra pas ce soir* の「あなたは来ないだろう」の来ないのは雪が降っているからなのか、それとも雪が降っていることは無関係にあなたは来ないのか。文脈からは、分からない。

1番4行目 *Et mon coeur s’habille de noir* (私の

心は黒い衣をまとっている)では、はっきりと黒が明示されている。黒い衣とは、喪服のことである。2番は、白のイメージが支配している。Larmes blanches (白い涙)という言葉は聞いたことがないが、blanc (blanche) のもつ偽りのなさを連想させる。この語は、次の行のbranche (枝, 分枝) と韻を踏んでいる。

枝に止まっている鳥は、何を意味するのか。象徴性はどのようなものか。アダモがシンボリズムを考えながら、作詩に励んだとは考えられない。いやアダモだけではない。どのような詩人も、象徴の意味するところを頭に浮かべながら詩を作ることではないであろう。詩人は、事象を内面化し熟成させたものを言語として外面化するのである。当該言語(単語あるいは文章)がどのようなシンボリズムと関係するかを追求・理解するのは、第三者としての読者と研究者である。事物には、全てアーキタイプ(原型)としての象徴があるが、残念なことに私たちの多くはそれを理解していない⁽¹³⁾。

鳥のもつ象徴性は、実は鳥の種類によって違っているから少々厄介である。一般的に、鳥は空に羽撃くところから天と結びつき、神業的な教示をもたらしたりする。そこから、A little bird told me という表現がうまれたとされる。これは、日本語にすれば、「風の便りに聞いた」である。

この詩の中の鳥は、どのような鳥だろうか。人里にいる鳥だから鳩かもしれないし、あるいはもっと小さい鳥のような気もする。いや、きっとそれに違いない。色は灰色であろう。カラスだという解釈も成り立つ可能性を示唆する見解もある⁽¹⁴⁾。カラスは死をイメージする鳥だが、どうもしっくりこない。鳩と枝(とくにオリーブの木の枝)との取り合せは「平穏」「心の安らぎ」を象徴する。枝に止まっている鳥が魔法に涙を流しているのは、心の安らぎが得られないことを暗喩していると考えほうが自然である。8行目のle sortilègeは「魔法」、ここで魔法とは雪が全てを覆って真っ白にする様子のことである。

2番のMe crie mon desespoirは、直訳すれば「絶望が私に叫ぶ」でdesespoirが擬人化されている。「絶望のあまり私は叫ぶ」の意味である。あるプロ

グによると、アダモ17才の時の恋の経験が基礎にあるという⁽¹⁵⁾。もし、そうであれば、17才の若者にとっての強烈な原体験がこの詩の基礎をなしているわけである。立証する必要があるかも知れない。

3番は、台詞語り(parlé)である。白と絶望が殆ど同位に置かれている。ここでは白は空虚であると同時に黒を内包していると解釈できる。4番は、静けさの中での孤独を表現している。L'absenceは不在で、あなたが居ないこと、である。5番のmanègeは策略だが、回転木馬という意味もある。

『雪が降る』には、どうしようもない孤独感が溢れている。名詞だけを拾い挙げて、雪、黒(喪服)、涙、鳥、魔法、絶望、非情、仕打ち、あなたが居ないこと、空白、静けさ等々、明るさや希望を暗示するものは1つも無い。それに、情景は静止している。雪が降っているという「動」があるにもかかわらず、全体はまるで静止した白い絵画のようである。その「白」の中には「黒」の象徴するものが内包されている。

白と黒とが同じ象徴性という点で同じ意味をもつことは、言語心理学的に証明できる。もっと簡単に言えば、言葉とシンボルのもつイメージとも関係しているのである。

ラテン語系に属するフランス語やイタリア語の「白」を意味するblancやbiancoは、非常に稀な例だがゲルマン語に由来している。稀な例といったのは、多くの言葉はラテン語からゲルマン語に入っているからである。ゲルマン語のblancが使われる以前にはラテン語のalbusが用いられていた。なぜこうした言語使用の変化が発生したのかは、定かではない。英語のwhiteは、古ノルド語のhvitrと通じている。元々はサンスクリット語のsvetah「光」で、リトワニア語の「眩く光る」のsviesiと結びつく。

それでは、黒の問題に入ろう。フランス語の「黒」のnoirは、ラテン語のnigerから来ている。語源はギリシャ語のνεκροσで「死」、[死体]を意味する。ラテン語には、もう1つ「黒」を示す語にaterがある。同じ黒でも、こちらは「くすんだような黒」である。フランス語では、もう古語となったatreがこれである。

英語のblackは、「焼け焦げた」という意味のblaekから来ている。オールド・ノースではblakkrで似ている。Blækには類語にblacがあるが、これは黒ではなく、「明るく白っぽい」である。おそらく、物を燃やしたとき炎は明るく、焼け落ちた物は黒くなっていることから観念連合の法則が働いたものと推測できる。

白の中に黒が内包されているという意味は、火を中心として、燃え上がっている時は白で燃えつきた時は黒く見えるという事実と結びついている。さらに、白と黒は無彩色(acromatic color)であるという共通性も存在する。無彩色とは、色の3属性である色相、明度、彩度のうち、明度だけをもつものである。

詩人の谷川俊太郎は、白と黒との相関関係を『定義』の中で次のように書いている⁽¹⁶⁾。

「どんなに白い白も、ほんとうの白であったためしはない。一点の翳もない白の中に、目に見えぬ微小な黒がかくれている、それは常に白の構造そのものである。白は黒を敵視せぬどころか、むしろ白は白ゆえに黒を生み、黒をはぐくむと理解される。存在の瞬間から白はすでに黒へと生き始めているのだ。

だが、黒への長い過程に、どれだけの灰の諧調を経過するとしても、白は全黒に化するその瞬間まで白であることをやめはしない。たとえ白の属性とは考えられてはいないもの、たとえば影、たとえば鈍さ、たとえば光の吸収等によって冒されているとしても、白は灰の影で輝いている。

白の死ぬときは一瞬だ。その一瞬に白は跡形もなく霧消し、全黒が立ち現れる。だが……

どんなに黒い黒も、ほんとうの黒であったためしはない。一点の輝きさえもない黒の中に目には見えぬ微小な白は遺伝子のようにかくれていて、それは常に黒の構造そのものである。存在のその瞬間から黒はすでに白へと生き始めている……」。

白と黒との微妙な補完関係は、ギリシャ神話にある女性的白鳥のシンボル性に見ることができる。

「光と誉れに満ちた白鳥の白い身体は、暗黒と絶望を前提としており、又同時に一筋の光もささない闇の中にこそ、輝くばかりの白鳥が隠れている。この不思議な逆説は時代や場所にかかわらず普

遍的な感覚であるように思える」と、フランス文学者の上村くにこは書いている⁽¹⁷⁾。

白へと生き始めている黒という谷川俊太郎の表現の中に、私たちは白への「再生」を読み取ることができる。しかし、表層的な黒は救いようのない感覚と結びつく。

救いようのないシャンソンといえば、ダミア(Damia)が歌った『暗い日曜日』(Sombre dimanche)がある。ヤーヴォ・ラースロー作詞、シュレッシュ・レシェー作曲で1933年にハンガリーで生れたこの曲の原題は“Szomorú vasárnap”(『悲しい日曜日』)である。日曜日に亡くなった恋人を想う女性が自殺を決意するという内容で、自殺率が高まって発禁になったという俗説がある。発禁になったのは本当だが、その理由は自殺率の増加ではなかった。1936年にフランスのダミアが歌って世に広がった。

もう1つ恋人を思い待ちあぐねる歌に、『小雨降る径』がある。ティノ・ロッシが歌い一世を風靡したこのタンゴ調のシャンソン“*Il pleut sur la route*”は、恋人が来るか来ないかを歌っているもので、まだ救いがある。日本語での『小雨降る径』は、菅原洋一と佐冨安奈のデュエットが素晴らしい。

『雪が降る』は、あえて言えばこの両者の中間にあるような気がする。しかし、聴いて歌ってメランコリックになることはない。その理由の1つは、メロディーのもつ美しさである。カンツォーネの旋律と類似しているのはイタリア人の血のなせる業かも知れない⁽¹⁸⁾。全くの偶然だろうが、なぜか俳句との相似を連想させるところもある気がする。

詩や小説の内容の理解には、2つの局面がある。1つは作家の意図した内容の正確な理解であり、もう1つは、作品を独立した存在と考え読者の立場から自由に論じ理解することである。一種の読者参加といってもいい。これは、絵画を鑑賞者が自由に自分の感性で受けとめ、理解するのに似ている。画家は絵に題名をつけるだけで通常解釈しないので、観客の自由鑑賞の幅員は広い。『雪が降る』は、読者参加にうってつけである。

5. 存在のもつ価値－パティ・ページとサルヴァートル・アダモ－

インターネットで検索しているうちに、「サルヴァートル・アダモ：引退の時期を迎えた歌手」と題するブログを目にした。ブロガーのプロフィールは、日本経営学界を解脱した社会科学の研究者で、現在社会・産業経営に関連する諸問題を研究している人である。『破綻する大学の再生は可能か?』なども書いているから大学の教員だったようである。年齢は70才位だろうと推定できる。

ブログの内容の概要は、こうである。2010年のオーチャード・ホールでのコンサートに約1万円を支払って出掛けたが、歌唱力が落ちている、舞台衣裳がサラリーマンが着るようなドブネズミ・ルックで気に入らない、年配の観客の鑑賞行為になっていない、だから日本はアダモのような外タレ天国から早く脱却しろ、大体このような調子である。

歌手が観客を過去の思い出に浸らせるというのも、決して悪いことではない。人間誰しも、年をとれば衰える。歌手の場合、衰えは音量に現われる。アダモは現在69才である。このブロガーが行ったコンサートのときは、66才である。声が悪くなってもしかたがないであろう。服装だが、アダモは大体が地味で、キンキラキンの派手な衣裳は身につけていないことが多い。

昨年、持ち歌『テネシー・ワルツ』でよく知られていたパティ・ページが高齢で亡くなった。おそらく最後の舞台だと思うが、持ち歌を歌っているテレビ番組を見たことがある。楽しそうに歌っていた彼女だが、途中でつまってしまった。記憶が飛んだのであろう。その時アメリカの観客は、どうしたか。皆は手拍子を取りながら、『テネシー・ワルツ』の続きを歌いあげたのである。微笑ましい光景であった。ここには、歌手と観客との間の揺るぎないシンパシー、すなわち心の共鳴が存在していた。

アダモのTombe la neigeは、紛れもなくシャンソンの歴史の1ページを構成するものである。声に衰えがみられようが、それもまた彼の歌うシャンソンの一部であり、彼の存在自体が価値をもつ

ているのである。そのことが理解できない人は、不幸である。

註

- (1) Salvatore Adamoのイタリア語の読みではサルヴァートル、フランス語ではサルヴァートルである。日本では、サルヴァートル、サルヴァートルの両方を使い、厳密な区別はしていないようである。
- (2) Coljon, Thierry: Adamo, *C'est sa vie*. Editions du Felin, 2003. pp.25-28.
- (3) 価値評価の問題については、Kruse, Frederik Vinding: *Erkendelse og vurdering*. Gad Forlag, 1942.
- (4) 阿部亨 Official Web Site (<http://blog.avexnet.or.jp/abe/diary/2010/10/19-2287.html>) p.2 2013.02.24 最終確認。
- (5) 現在ヨーロッパでは、国籍よりも市民権のほうの問題となる傾向がある。これについては、<http://jura.ku.dk/phd/blaa-bog/silva-adamo>。
- (6) 専ら Coljon, Thierry: *op. cit.*, 3003. pp.194-196.
- (7) 原詩は、Adamo, Salvatore: *A ceux qui revent encore. Les plus belles chansons d'une vie*. Albin Michel. 2003. p.405. この本は、2003までの詩約250を含む詩集である。詩集だから、楽譜は記載されていない。私が持っているCDの『Salvatore Adamo』(Victor)に収められている歌詞とは若干異なっているが、シャンソンとして歌われているのは後者の方である。したがって、ここでは後者を用いることにする。アダモが日本語で歌っているのも、これである。
- (8) 持ち歌として越路吹雪が歌っていたのは、岩谷時子が訳している。その他、画家の宇藤カザンによるものなどがある (<http://kazanuto.blog59.fc2.com/blog-date-20122.html> 2013.01.07 最終確認)。
- (9) 三木原浩史：『シャンソンの四季』、彩流社、2005年、p.133.
- (10) 芸術評論家の葦原英了氏は、「もともとシャンソンというものは歌詞がたいせつなので、現

在ではだいぶ事情が変わってきているが、歌詞が第一、音楽が二の次というのが、シャンソンの特徴である」としている（葦原英了：『シャンソンの手帳』、新宿書房、1985年、p.195）。しかし、同氏は、シャンソンの文章は、歌詩ではなくてあくまで歌詞である、としている（p.110）。

- (11) 石渡利康：『風雪ながれ旅』：苦況に抗する底力ー苦勞，心意氣，情ー，国際文化表現学会会報，Vol.33 2011 No.1 pp.4-5.
- (12) “C’était l’hiver” の歌詞は「アミカル・ド・シャンソン」（<http://lapineagileblog.fe2.com/blog-entry-179.html> 2013.02.23 最終確認）。
- (13) クーパー，ジーン・C・：『シンボリズム 象徴の比較文化』（日下洋右，白井義昭訳），彩流社，1987年，pp.9-14.
- (14) 三木原歴史：前掲，2005年，pp.141-142.
- (15) 雪が降る Tombe la neige – Chantefable 〈歌物語〉（<http://blogs.yahoo.co.jp/alfosinayelmal/8046987.html> 2013.02.24 最終確認）。
- (16) 谷川俊太郎：『定義』，思潮社，1981年，pp.46-47.
- (17) 上村くにこ：「白いヘレネーと黒いヘレネー（その一）」，Gallia，25巻，1986年，p.1.
- (18) アダモが生れたシチリアの歌には一種の孤独感をもつ *misérabilismo*（悲惨趣味）がある。これについては，Coljon, Thierry: *op. cit.*, 2003, p.66.

(2013.03.02)

Motivational Differences for Students Learning Languages

Hideyuki KUMAKI

熊木秀行. 複数言語履修者の動機要因. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 1. October 2013. pp. 87 – 95.

本論文ではアンケートに基づき、1) 母語+外国語（英語）のみの2言語学習者と母語+2つ以上の外国語の最低3言語学習者の2つのグループに被験者を分け、この2グループ間では外国語学習に関し、どのような動機要因の相違が見られるのか、2) 学習者が母語以外の新たな言語を学ぶ際に“理想的な教育者”の条件として考えている要素とはどのようなものか。また、その言語のNative Speaker（母語話者）という事実は“理想的な教育者”の条件としてどの程度重要視されているのか、という点につき、考察を行った。

1. Introduction

As a language teacher as well as a language learner I know that motivation plays a vital role when learning a foreign language. In 2013, I was able to explore some of the issues around its importance as I was fortunate to have two language classes where I was able to compare and contrast students' motivations towards foreign language (FL) learning. For purposes of comparison, as you will see below, I divided the students into two groups: those who have studied two or more foreign languages besides their mother tongue (Group 1), and those who have studied only one foreign language besides their mother tongue (Group 2). I then used a questionnaire to assess the characteristics of and differences between these two groups (see Appendix). In particular, I examined the extent to which motivational factors influence learning—a key question being why some individuals are motivated to learn several languages but others are not.

2. Research background

Before conducting the study, I assumed that there would be many substantial differences between learners who had studied two or more FLs and learners who had studied only one FL. Unfortunately, however, only a few of the important issues around motivation can be addressed here. The result is a paper that is much more modest and narrower than you might expect. Still, I hope it is not without interest and some merit. First I offer a sketch of the different motivational factors affecting two groups of learners I have taught. The sketch is based on my students' answers to the questionnaire. Second I look at my students' idea of their ideal language teacher. Of course the two are not unrelated as teachers are one of the most significant influences on second language (L2) learners' motivation. A recent study by Matsumoto (2011) confirms this, and he goes on to establish an important correlation between teachers' motivational strategies and students' level of proficiency.

Looking into the literature on motivation and second language acquisition (SLA), one soon recognizes that applied linguists have interpreted it in many different ways. Gardner (1985), for instance, is interested in the way attitude affects L2 acquisition, while Crookes and Schmidt (1991) identify motivation as the learner's orientation with regard to the goal of learning an L2. For Dörnyei (1994), according to his taxonomy, motivation

is comprised of three levels: the language level (language, culture and community); the learner level (learners' characteristics, tasks, achievement and confidence); and the learning situation level (course, teacher and group dynamics). Later he considers motivation as a force that energizes and provides direction (Dörnyei 1998). For Hussin, Maarof, and D'Cruz (2001), "positive self-concept, high self-esteem, positive attitude, clear understanding of the goals for language learning, continuous active participation in the language learning process, the relevance of conductive environment that could contribute to the success of language learning" are important. In addition, they list six motivational influences for language learning: attitudes, beliefs about self, goals, involvement, environmental support, and personal attributes. I would like to keep these various senses of motivation in mind for the rest of this paper.

3. Participants

The participants were 30 pupils (10 males and 20 females) enrolled in a private university in Shizuoka, Japan taking my English class. With the exception of 5 students (1 male and 1 female Korean, 1 male and 1 female Cantonese and 1 female Vietnamese), all of them were born in Japan and their mother tongue was Japanese. They were second or third year students¹ and ranged from 19 to 24 years old. As mentioned, the participants were divided into two groups. Group 1 were taking two or more FLs (20 students: 5 males and 15 females)². The second foreign language studied was Spanish (6 students), French (5 students), German (3 students), Korean (3 students) and Chinese (3 students). Group 2 were taking English as their sole FL (10 students: 5 males and 5 females). Besides English, which they have studied for at least 7 years (6 years until they enter university and one or two years of study at university before the survey), all of the respondents in Group 1 had studied another FL for at least one year.

The survey was conducted at a college of international relations, which suggests the students are generally more interested in language learning than students at many other universities. Moreover, the presence of a sizeable number of international students on campus is likely to encourage and make language learning familiar to them.

There is a significant difference between each group's English proficiency as measured by TOEIC: Group 1's average TOEIC score was 518, whereas Group 2's average was 477. While TOEIC scores are a crude measure of proficiency, they do suggest that learners who had studied multiple foreign languages were significantly better English speakers than those who had studied only English. And in fact the average difference in TOEIC assessment between the two groups was borne out by how well they did a writing task I assigned. Asked to write an essay on "My Ideal Language Teacher" within 30 minutes, Group 1's average length of words were 336, whereas Group 2's average was 247.

4. Procedure

I gave the questionnaire assessing students' motivation, attitudes, and anxiety in relation to learning both English and another FL at the beginning of the 2013 academic year. The questionnaire consisted of two parts: Part I focused on their impressions and reasons for studying one or more FLs; Part II focused on their background and other factors affecting achievement such as their ideal FL teacher.

Although Japanese is the primary language of communication used both inside and outside of school, I administered the questionnaire in English. That was in part because for some respondents Japanese was their

FL. They were allowed to respond to questions in Japanese if necessary. When this occurred, I translated their responses. After introducing my students to the questionnaire, they were given 10 to 15 minutes to complete it. Before answering, they were informed that there were no right or wrong responses and their answers would remain confidential and naturally not affect their grades.

5. Measures

To determine the influence of motivation on learning multiple languages, participants were asked to complete Part I of the questionnaire by providing self-ratings on a five-point Likert scale: Group 1 for English and a second FL; and English only for Group 2. Students indicated the extent to which they agreed or disagreed with the statements. A heading explaining how to complete the questionnaire listed the following choices: totally disagree = 1, disagree = 2, not sure / don't know = 3, agree = 4, totally agree = 5.

6. Results from Part I

The table below shows the average score of the answers to the 10 questions from Part I.

Table 1 Average score of the answers to the 10 questions of Part I by the two Groups

	Group 1	Group 2
Q 1	3.71	3.21
Q 2	4.43	3.11
Q 3	4.57	3.35
Q 4	4.29	3.33
Q 5	4.10	2.98
Q 6	4.71	3.41
Q 7	3.71	2.24
Q 8 ³	4.14	4.38
Q 9	4.02	2.47
Q 10	3.67	3.15

As Table 1 clearly shows, their answers to some of the questions differed significantly. Except for Question 8, which asked if language learning was a challenge, all the averages from Group 2 were lower than those from Group 1. Before conducting this survey, I assumed that the multiple language learners enjoyed language learning and did not feel that the language learning was a challenge; however, interestingly, both groups thought language learning was a challenge. Excluding Questions 1, 4, 8 and 10, there was over one point difference between the two groups.

Question 6, "Learning other languages helps me to communicate with people from other countries" got the highest points (4.71). The respondents in Group 1 gave the following as reasons for language learning: 1) their interest in language learning itself; 2) their interests in the foreign culture including architecture, drama, fashion, food and music; 3) for traveling abroad; 4) the economic situation of that country; 5) to broaden their own perspectives; 6) as a reason for studying German - German is in the same Germanic language group as English; and 7) learning multiple languages helps them realize the similarities and differences between languages and to understand them more deeply.

On the other hand, Question 7, “Learning other languages now will make it easier to learn other languages in the future” got the lowest points (2.24); and Question 9, “Learning other languages improves my understanding of my own language” got the second lowest points (2.47). Interestingly, both of these numbers are in the responses from Group 2; so neither interest in their own language nor interest in learning other languages in the future appears to affect the motivation of students in this group as much as it affects the motivation of students in Group 1.

Many respondents in Group 1 mentioned that while they are learning about the culture and the language of a particular country, they tend to compare it with their own language and culture, whereas the respondents in Group 2 do not always think that way.

Gardner and Lambert (1959 and 1972) suggested that an individual’s motivation to learn an L2 is sustained by both attitudes toward the L2 community and the goals or orientations sought through the acquisition of the L2. These authors identified two classes of motivation. First, integrative motivation refers to a desire to learn the L2 in order to have contact with, and perhaps to identify with, members from the L2 community. This orientation can be contrasted with the instrumental orientation, which refers to a desire to learn the L2 to achieve some practical goal, such as job advancement or course credit.

I assumed that all students studying a foreign language would consider the similarities and differences between the FL and their native language and this would presumably lead to a deeper understanding of their own language and culture (Question 9). But Group 1 confounded my assumption by returning an average of 2.47. To name just a few of the notable differences between Japanese and English, 1) there are numerous words borrowed from English and other languages and there are special *katakana* characters for writing them; 2) there are no articles and no distinctions between singular and plural nouns; and 3) there are no relative pronouns in Japanese. There are also major differences in sentence structures. The usual sentence order in English is Subject-Verb-Object, whereas in Japanese it is (Subject)-Object-Verb⁴. And while English frequently uses prepositions such as *in* the park and *on* the desk, Japanese uses postpositions such as *kouen no naka*, *tsukue no ue* etc. Other major differences are the ways of making questions, different uses of tense such as the present perfect tense, and ways of answering negative questions.

Group 1 tended to think that learning a new language facilitates better understanding of grammar, sentence construction and other aspects of their own language. When asked about why they do not study an additional foreign language, subjects in Group 2 gave the following reasons:

- a) I (We) do not feel any need to learn another foreign language besides English.
- b) In countries like Malaysia and Singapore, English is spoken and used in daily life more than their local languages, so English is enough.
- c) I cannot even speak English properly, so I do not need to (or rather cannot) study another language.
- d) I am simply not interested in learning another foreign language.

For the differences between learners who study multiple languages and those who study only English as their FL, I think that the following factors have a significant effect on learner outcome: 1) positive motivation vs. negative motivation: both groups appear motivated to learn FLs; however, the respondents in Group 1 have a more positive motivation (learning language is fun), whereas those in Group 2 tend to think that they have to study English because it is required or necessary; 2) the existence of clear goals and motives to learn languages: those in Group 1 tend to have clearer goals such as passing an exam or going abroad by a specific

date, whereas those in Group 2 do not; 3) connecting the second FL with either English or their mother tongue: those in Group 1 tend to compare and contrast languages, whereas those in Group 2 do not; and 4) thinking about additional values of learning languages: those in Group 1 think learning language makes them understand their culture more, whereas those in Group 2 tend to focus on the L2.

One thing that is worth mentioning is learners at an elementary level may not have developed insight into the second FL system or its background, especially if that language is very different from the languages they have spoken or studied. For future research, it would be useful therefore to compare data from novice multiple language learners with that from experienced and committed learners. It is also worth thinking about linguistic distance. By Hofstede's (1980) analysis, where he arranged 51 languages according to their distance from English, none of my respondents' mother tongues are close to English; remoteness may therefore weaken motivation for learning another FL.

7. Results from Part II

In this section, I sought information⁵ about the students' backgrounds. Participants were also asked to explain their reasons in writing for learning or not learning second or multiple languages, and to state their views of an ideal FL teacher.

Here are some of the benefits of learning another language according to my students. I have paraphrased or in some cases translated their replies as precisely as possible:

- a) Foreign language study creates more positive attitudes and less prejudice toward people who are different. Learning foreign languages expands my view of the world. Thanks to knowing other languages, one can better appreciate cultural diversity.
- b) I assume that foreign language skills make a job applicant more valuable in the marketplace. And speaking English is kind of expected, so that is why I am studying Spanish, which I believe is another useful language.
- c) Knowing another culture and language enables me to gain a more profound understanding of my culture and language.
- d) International travel becomes easier and more pleasant through knowing a foreign language.
- e) A second language improves my skills and grades in English. The study of a foreign tongue (in this case, German) improves my knowledge of Japanese.
- f) I believe that foreign languages open the door to art, music, films and so forth.

On ideal language teachers, most respondents in both groups chose either "native speaker of that language who can speak Japanese well" (38 per cent) or "as long as s/he is a native speaker, it's OK with me" (47 per cent). This indicates that they think the native speaker (no matter where they are from or what teaching experience they have) is a better teacher to learn that language from.

Interestingly, scholars are divided on this issue. It is true that many believe native speaker teachers (NSTs) have advantages over non-native speaker teachers (NNSTs): Seidlhofer (1999) highlights that language proficiency is usually associated with teaching competence, which is why native speakers are more often than not supposed to have a clear advantage over NNSTs. Kim (2009) compared 12 Canadian NSTs with 12 Korean NNSTs and found that substantial dissimilarities emerged between the two groups in the evaluation criteria teachers used to assess students' performance. Cook (1999), however, believes that language teaching would

benefit by paying attention to the L2 user rather than concentrating primarily on the native speaker—there is no doubt NNSTs have the advantage here. Medgyes argues that “natives and non-natives have an equal chance to become successful teachers, but the routes used by the two groups are not the same” (p.340, 1992). Discussing NNSTs, he states their advantages as:

- a) NNSTs can provide a better learner model;
- b) NNSTs can teach learning strategies more effectively;
- c) NNSTs can supply more information about the English language;
- d) NNSTs better anticipate and prevent language difficulties;
- e) NNSTs are more sensitive to their students;
- f) NNSTs can benefit from their ability to use students’ mother tongue.

My students gave a couple of reasons for their strong NST preference. They wrote, 1) I think the part of the reasons that I cannot speak English well is that I was taught by Japanese teachers. Therefore, when I study another foreign language, I want to be taught by a native speaker from scratch. 2) I want to be able to speak as native speakers do, so I believe that learning from them is a shortcut to reach the goal. Yet another reply stated 3) I think it is necessary to be taught by a Japanese teacher first. Not knowing a word of the foreign language means there is no way that I can understand what the teacher says.

I believe the mere fact that teachers are native speakers in no way guarantees that they are good teachers. Matsumoto (2011) stated that the teacher is important for motivation, but it is not necessary to be a native speaker teacher. The important thing is know how to motivate students and how to teach effectively depending on the learners’ goals.

Finally, as for their goals as L2 speakers, more than a half of the respondents wanted either Educated Native Proficiency or Advanced Professional Proficiency; however, considering the fact that none of the respondents regarded their English level as matching either of these, they had to admit that it takes much time and effort to improve their FL ability to the level desired.

8. Summary

This paper attempted to find motivational factors for learning FLs by comparing two different groups. Both groups are at least somewhat motivated to learn an FL; however, some distinctive differences were found between the two: generally, the respondents who study only English think of it as a subject that they must learn; those subjects who study two or more FL believe that learning foreign languages can benefit them in a variety of ways.

Although NNSTs have lots of advantages that NSTs do not have, more than 80 percent of my respondents preferred the NSTs as their ideal FL teacher. This might relate to their beliefs that NSTs can teach better and effectively compared to NNSTs; however, this is only a suggestion and requires much research.

There was much beyond the scope of this short study. In the future, I would like to conduct related studies to determine the most conducive environments for language learning. I should also like to investigate whether different target languages, age, groups, and environments for learning present different motivational factors. In particular, the question of linguistic distance hampering learners’ motivation would be fruitful area for research. Other questions, such as whether there are differences between male and female learners, also need further examination.

Appendix: Motivational Factors for Student Learning Multiple Languages

The questionnaire is designed to understand the differences between the learners who take only one foreign language (in most cases English) and the learners who take more than two foreign languages (in most cases English and some other language(s)). Your answers and comments will be taken into serious consideration as the primary basis of developing the curriculum of the university, so please consider your answers carefully.

Your sincere and candid responses would be greatly appreciated.

Part I

Questions: Please answer to the questions in the following manner.

(totally disagree = 1, disagree = 2, not sure / don't know = 3, agree = 4, totally agree = 5)

1. I'm learning other languages to get a better job.
1 2 3 4 5
2. Language learning helps me to develop other skills.
1 2 3 4 5
3. Language learning provides better opportunities to travel abroad.
1 2 3 4 5
4. Language learning is enjoyable.
1 2 3 4 5
5. Language learning helps me to understand other cultures.
1 2 3 4 5
6. Learning other languages helps me to communicate with people from other countries.
1 2 3 4 5
7. Learning other languages now will make it easier to learn other languages in the future.
1 2 3 4 5
8. Language learning is a challenge.
1 2 3 4 5
9. Learning other languages improves my understanding of my own language.
1 2 3 4 5
10. People with knowledge of other languages will help the economy in Japan.
1 2 3 4 5

Part II

Please provide answers in the space provided. Also, please explain your reasons if requested. (日本語でも構いません)

- A. How fluent are you in English?
 - a. Educated Native Proficiency
 - b. Advanced Professional Proficiency
 - c. General Professional Proficiency
 - d. Limited Working Proficiency
 - e. Elementary Proficiency

B. Including English, I am studying _____.
(name of the foreign language you are studying)

〈Reasons〉

C. Are there benefits by learning another foreign language besides English?

Yes No

〈Please Explain〉

D. How fluent do you want to be in that language?

- a. Educated Native Proficiency
- b. Advanced Professional Proficiency
- c. General Professional Proficiency
- d. Limited Working Proficiency
- e. Elementary Proficiency

E. Who do you want to be taught by?

- a. Japanese teacher who can speak that language very well.
- b. As long as s/he is Japanese, it's OK with me.
- c. Native speaker of that language who can speak Japanese well.
- d. As long as s/he is a native speaker, it's OK with me.
- e. No preferences

〈Please Explain〉

F. What is your gender?

Female Male

G. Please tell me your age group.

17 – 19 20 – 22 23 – 28 29 – 39

References

- Cook, V. (1999) "Going beyond the native speaker in language teaching", *TESOL Quarterly* 33 (2): 185-209.
- Crookes, G. and Schmidt, R. W. (1991) Motivation: Reopening the research agenda. *Language Learning*, 41(4), 469-512
- Dörnyei, Z. (1994) 'Motivation and motivating in the foreign language classroom.' *Modern Language Journal*, 78: 273-284
- Dörnyei, Z. (1998) 'Motivation in second and foreign language learning.' *Language Teaching*, 31: 117-135

- Gardner, R.C. (1985) *Social Psychology and Second Language Learning: The Role of Attitudes and Motivation*. London: Edward Arnold
- Gardner, R.C., & Lambert, W.E. (1959). "Motivational variables in second language acquisition." *Canadian Journal of Psychology*, 13, 266-272.
- Gardner, R.C., & Lambert, W.E. (1972). *Attitudes and Motivation in Second Language Learning*. Rowley: MA: Newbury House.
- Hofstede, G.H. (1980). *Culture's consequences: International differences in work-related values*. Beverly Hills, CA: Sage.
- Hussin, S., Maarof, N., & D'Cruz, J. (2001). "Sustaining an interest in learning English and increasing the motivation to learn English: an enrichment program." *The Internet TESL Journal*, 7 (5).
- Kim, Y.H. (2009) "An investigation into native and non-native teachers' judgments of oral English performance: A mixed methods approach", *Language Testing* 2009 (26): 187.
- Matsumoto, M. (2011). Second language learners motivation and their perception of their teachers as an affecting factor. *New Zealand Studies in Applied Linguistics* 17, 2: 37-52.
- Medgyes, P. (1992) "Native or non-native: who's worth more?", *ELT Journal* 46 (4): 340-349.
- Seidlhofer, B. (1999) "Double standards: teacher education in the expanding circle", *World Englishes* 18 (2): 233-245.

¹ to make sure that all the respondents who participated in this survey learned the second foreign language at least one year

² all of the non-Japanese respondents are categorized into this Group

³ Question 8 Part 1 "Language learning is a challenge" is a negatively-keyed item. When calculated it was reverse scored. Yet because of the usage of the word "challenge" in Japanese, which has a positive connotation, there is a possibility that some of the respondents might have misunderstood this question.

⁴ The reason the Subject is in brackets is that, in colloquial Japanese, the subject is almost always omitted.

⁵ About their language proficiency, students tend to evaluate their language proficiency lower than their actual level. In fact, some of the respondents' TOEIC scores were above 600, which is equivalent to CEFR B1 level; however, they still regard their language proficiency as "General Professional Proficiency." When analysing the data, this needs to be taken into account.

Anthropological Study of Folk Medical Practices in the Multi-ethnic Settings of North Sumatra, Indonesia

Masanori YOSHIDA

吉田正紀. インドネシア北スマトラの多民族地域における民俗医療の人類学的研究. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 1. October 2013. pp. 97 – 101.

どの社会においても、人々の健康維持と病気治療のために、医療システムが複数存在する。本報告では、医療人類学の一つの課題である「複数医療システム」の研究を深化させるために、多民族地域における複数の「民俗医療システム」のあり方に焦点をあてる。インドネシアの北スマトラ地域は、19世紀末からオランダによって農園が開発された結果、各地からさまざまな民族の労働者が移住し、多民族社会が形成された。それぞれの民族は独自の民俗医療システムをもっているが、近代医療以外の複数の民俗医療システムとの接触や交流が生じてくる。筆者はフィールドワークを通じて、移民であるジャワ人と先住民族であるシマルングン人の治療者と患者の事例を収集し、民俗医療の利用と民族の交流のあり方を探った。

The Study of Medical Pluralism in North Sumatra

Anthropological investigation of health care practices have demonstrated that medical pluralism, or the existence and use of many different health care alternatives within societies, is the rule and not the exception the world over. This complex of medical pluralism includes markedly diverse folk medical resources that have been described for various societies.

In order to advance our understanding of medical pluralism and the utilization of a local or folk medical system, we must also analyze the local health care system in a wide range of cultural contexts. The medically pluralistic setting in North Sumatra, Indonesia, includes cosmopolitan medicine, some regional medical systems such as Indian, Chinese, Arab, and multiple-local medical systems such as Toba Batak, Javanese, Simalungun, Malay, Minangkabau, and so forth. In this pluralistic setting, for example, Javanese medical system is very likely to interact with other local health care cultures.

The Study of Interaction of Folk Medical Systems in the Multi-ethnic Settings

Indonesia is one of the multi-ethnic countries in Southeast Asia. However, folk medical practices have not been much investigated in this pluralistic settings apart from the work done by Chen(1975), Golomb(1985) and Kunstadter(1978). Most anthropological studies of folk healers and their patients in Southeast Asia, for example, those of Salan and Marezki(1983), Jordan(1985), Lieban(1981) and so on, did not pay attention to their ethnicity because healers and patients belonged to the same ethnic groups. Therefore, the study of a medically pluralistic setting like North Sumatra will offer a base for observing the interaction between and the choice of multiple local or folk medical systems in the pluralistic setting. I will treat two types of interaction: interaction between folk practitioners and interaction between folk practitioners and their clients.

The Interethnic Transactions between Folk Practitioners

Folk Practitioners in Southeast Asia usually provide both therapeutic and non-therapeutic services. Golomb(1985) spotlighted interethnic practices and clients relations within the folk medical systems of the pluralistic societies of Thailand and Malaysia. He stressed non-therapeutic services such as love magic in the interethnic transactions. He neglected interethnic transactions between folk practitioners. However, folk practitioners in North Sumatra play an important role in therapeutic transactions. Very serious ailments (chronic or non-chronic) have often been attributed to sorcery and spirit possession in this area. Therefore, I pay attention to the medical aspects of the interaction between folk practitioners and the interaction between the folk practitioners and their patients. Then, I can demonstrate the continuing viability of folk practitioners in health care not only in the rural area but also in the city area.

The Development of Plantation Agriculture and the Formation of Multi-ethnic North Sumatra.

The coastal area of North Sumatra, Indonesia, is one of the most economically prosperous in Indonesia because plantation agriculture was developed there by the Dutch in the early 1860's and has been maintained by the Indonesians after the Independence. The rapid expansion of the plantation industry transformed the ethnic composition of this region. Not only Westerners came as planters, but also many other ethnic groups such as Achenese, Angkola Batak, Mandailing Batak, Toba Batak, Chinese, Minangkabau and Javanese migrated to this region. They outnumbered indigenous population such as Malay, Simalungun and Karo Batak.

Migration and Adaptation of Folk Practitioners in Tebing Tinggi

I encountered many folk practitioners of various ethnic groups in Tebing Tinggi area, about 80 km southeast of Medan, provincial capital of North Sumatra. The most numerous among them are Javanese, especially in the rural area, reflecting the majority of the population in the area. I also met many Simalungun practitioners in the city as well as rural areas although they are minority in the region (Yoshida, 1992).

Folk practitioners in Tebing Tinggi are also migrants to this region and have maintained their survival by adapting to the multi-ethnic environment in various ways. They can speak Indonesian language in addition to their own dialect. Most of the patients of Sitorus, a Batak healer in Tebing Tinggi, are Toba Batak, but he speaks in Indonesian in public. Only when a group of patients becomes smaller, does he begin to talk in Batak. Banun Purba, a Simalungun healer, understands Karo language and uses it in his prayer because he had lived in the Karo land for a quite a long time. Like Sitorus and Purba, it is not unusual that folk practitioners are bilingual or multilingual because many of them have experienced migration.

Adaptive Efforts of Folk Practitioners in the New Setting

Most of the Javanese practitioners are migrants from Java. When they came to Sumatra, they could not speak Indonesian as well. Most of them, like other migrants, had to start learning Indonesian in their new setting. Sadmin, a Javanese healer from Central Java, still feel more comfortable speaking the Javanese language than Indonesian. Dirjo, also from Java, did not speak Indonesian when they came to Penggalian in 1962, but

now he speaks it very well.

It is important to note that some folk healers in multi-ethnic settings like Tebing Tinggi are changing by adopting new or different healing techniques from other ethnic cultures. For example, it is well known that Lubis, a Mandailing healer in Tebing Tinggi, has a special Chinese prescriptions for appendicitis. That prescription was originally presented to Lubis by a Chinese healer or *sinse* in Medan in appreciation because Lubis was successful in treating the mental disorder of the *sinse*'s daughter. Another Simalungun healer, Ridwan Damanik, learned a Chinese-style of healing especially for asthma through his apprenticeship when he suffered from it in his thirty's. Both practitioners are respected as specialists in the area.

Surviving Strategies and Increasing Ethnic Interaction

The vast majority of people are referred to healers as words of mouth. Coffee stalls along the streets in the villages and towns are one of the sources of information concerning healers and healing. It is not common for practitioners to advertise, but some practitioners in the city area make an effort to draw patients of various ethnicity in this way. Sitorus, a Batak healer, has an advertisement on the local radio program. Naim, a Minangkabau healer in town, prepares handouts describing the nature, diagnosis and treatment of childhood illnesses of Minangkabau called *sakit palasik* for his prospective patients.

Muslim Simalungun healers in the Tebing Tinggi area draw many patients from different ethnic groups. Most of them have obtained extensive healing knowledge and expertise from other ethnic groups – the Javanese, Banjarese, Karonese and Chinese – and are adapting to the demands of patients and clients of other ethnic groups. Ali Purba's curing is based on Islamic-style prayer and Simalungun herbal medicine. He learned the Simalungun healing art from his father when he was young. Ali further learned Islamic mysticism through books and also obtained extensive knowledge of Chinese, Arab and Javanese astrology. Therefore, the majority of his clients are Chinese in the city area because of his familiarity with Chinese astrological traditions.

Another Simalungun healer, Ismail Damanik, learned Javanese and Banjarese healing tradition while he worked for the estate in North Sumatra. Many of his patients are from different ethnicities who suffered from various kinds of skin diseases. Muslim Simalungun are indigenous but minority in the multi-ethnic setting of North Sumatra. In order to survive in such environment, they have to adapt themselves to cope with the majority of migrants in the area.

Interethnic Transaction between Javanese and Simalungun in Health Care

Interethnic transaction between folk healers and patients frequently occur in illness treatment and health care, especially when illness develops that cannot be handled either within one's own ethnic domain or in the biomedical domain. I will examine the pattern of therapeutic interaction of Javanese and Simalungun healers with their patients, mainly Javanese, in rural Tebing Tinggi.

Javanese healers in the estate and farming area usually treat the people in the same *pondok* or living quarters in the estate, which is geographically isolated and ethnically Javanese-dominant. Most Javanese healers in rural Tebing Tinggi are neighbor-oriented and have some disadvantage in developing social networks outside their routine activity in the estate. Their isolation in the Javanese dominant estates and villages, the limited range of their social network with other ethnic groups, and their monolingual language environment

may limit the ability of Javanese practitioners to draw a variety of patients of different ethnicities and geographical areas compared with practitioners in the city area and other ethnic groups like the Simalungun.

Javanese healers treated more acute self-limiting illnesses of infants and children such as *swan kengkeng*, childhood illness caused by evil spirits, whose symptom are fever, night weeping, loss of appetite, refusing breast milk and convulsions than any other illnesses. Patients of Javanese healers include more children than do those of Simalungun healers because the former treat patients in the vicinity.

Health problems that Javanese adults ask the help of their healers are cultural illnesses such as *sakit polong* or hysteria caused by evil spirits or sorcery, gynecological and fertility problems such as persistent miscarriage, difficult delivery, unusual pregnancy and so on. Javanese healers in the community are important health care resources for younger children with acute and self-limiting illnesses and for some adults afflicted with spirit-induced illnesses and with some gynecological problems (Yoshida, 1999).

When Javanese patients visit Simalungun healers, many of them have already been consulted by other healing resources. Adults have often resorted to modern health care resources or other folk health care resources. These Javanese, both children and adults, suffered from problematic chronic illnesses such as asthma, nasal polyps, hypertension, diabetes, cancer, rheumatism, eye diseases, back pain, skin diseases, and other cultural illnesses such as *sakit polong* and *sakit busung* or unusual stomach swelling due to sorcery. They felt that the previous treatments were unsuccessful or incomplete.

Simalungun healers in the rural area draw more geographically distant patients than the Javanese healers do. They have a great advantage in building extensive networks as original inhabitants in the area.

Simalungun healers are regarded to have more competence in treating spirit-induced illnesses among the Javanese and other ethnic groups in Tebing Tinggi. It is often said that many Simalungun are sorcerers. Javanese as migrants gradually accepted these ethnic stereotypes as they adapted to the area. Therefore, Javanese rural as well as city patients with chronic disorders, who have already been treated by medical doctors, tend to ask for the help of Simalungun healers. Some Simalungun, as already mentioned, are well known as specialists because they have developed different healing specialties and in terms of style of healing and specialization in order to meet the needs of certain groups of people in the region.

Interethnic transaction occurs in the treatment of local cultural illnesses and in cases of chronic symptoms when healer of other ethnic groups are believed to provide effective cure for these treatment. Simalungun healers in the region are an alternative folk healing resource when chronic or cultural illnesses of the Javanese have failed to be cured by other health care resources (Yoshida, 2008).

This paper is originally based on the field research in North Sumatra, Indonesia from June 1984 to February 1986 and is the revised version of the Paper presented at the 90th Meeting of the American Anthropological Association, 1991, Chicago.

References

- Chen, P.C.Y. 1975 Medical Systems in Malaysia: Cultural Bases and Differential Use. *Social Science and Medicine* 9:171-180.
- Golomb, L. 1985 *An Anthropology of Curing in Multi-ethnic Thailand*. Illinois Studies in Anthropology

No.15.Champaign: University of Illinois Press.

Jordaan, R.E. 1985 *Folk Medicine in Madra(Indonesia)*. Leiden: KITLV Press.

Kunstadter, P. 1978 Do Cultural Differences Make any Differences? Choice Points Medical Systems Available in Northwestern Thailand. In *Culture and Healing in Asian Societies*. Kleinman et al. eds. pp.185-218. Cambridge, Massachusetts: Schenkman Pub.Co.

Lieban, R.W, 1981 Urban Philippine Healers and their Contrasting Clienteles. *Culture, Medicine and Psychiatry*. 5(3)217-232.

Salan, R. and Maretzki,T.

1983 Mental Health Services and Traditional Healing in Indonesia: Are the Roles Compatible?. *Culture, Medicine and Psychiatry*. 7(4)377-412.

Yoshida, M. 1992 Folk Healers in Multi-ethnic Settings: The Case of Tebing Tinggi, North Sumatra, Indonesia. *Man and Culture in Oceania* 8:59-88.

1999 *Sakit Polong* : A Cultural Illness in North Sumatra, Indonesia. In *Structuralisms' Transformations: Order and Revision in Indonesian and Malaysian Societies*. Papers Written in Honor of Clark E. Cunningham. Lorraine V. Aragon and Susan D. Russell, eds. pp.281-298. Arizona State University.

2008 Ethnicity and Folk Medicine-Ethnic Interaction of Folk Healers in the Multi-ethnic Settings in North Sumatra, Indonesia. *Studies in International Relations*. 29(3)253-277.

日本大学国際関係学部国際関係研究に関する内規

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部国際関係研究所（以下研究所という）が発行する国際関係研究に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 国際関係研究の発行者は、国際関係研究所長とする。

2 国際関係研究は、毎年2回10月及び2月に発行するものとする。ただし、国際関係研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 日本大学国際関係学部国際関係研究所規程第14条に基づき、研究所に編集委員会を置く。

2 編集委員会は、国際関係研究の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、国際関係研究所運営委員会をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、国際関係研究所運営委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、国際関係研究所運営委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 国際関係研究に投稿することのできる者は、次のとおりとする。

① 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員（客員教授を含む）

② 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）が受け入れた各種研究員及び研究協力者（名誉教授を含む）

③ 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の非常勤講師

④ その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種別)

第5条 国際関係研究に掲載する原稿は、国際関係及び学際研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。ただし第4条第3号及び第4号の者は年1回限りとする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

① 日本語

② 英語

③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「国際関係研究執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表、写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表、写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「国際関係研究掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年6月30日及び10月31日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、編集委員会委員のうちから選任された審査員2名が審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、学部内又は学部外から審査員を選任し、審査を委託することができる。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選出し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 国際関係研究の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 国際関係研究に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部国際関係研究からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 国際関係研究に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『国際関係研究』寄稿要項は廃止する。

国際関係研究執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
 - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
 - ② (1)～(4)以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、字数16,000字以内(A4で10頁程度)とし、次の書式で作成してください。
 - ① 日本文 22字×42行×2段
 - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿(図表、写真を含む)及びデジタル原稿(図表、写真を含む)に別紙「国際関係研究論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
 - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
 - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
 - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図—1、表—1、写真—1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
 - ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
 - ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしますが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(約200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400字)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該箇所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
 - ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著書名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数(号数は括弧に入れる)、頁数(始頁、終頁)、発行年(西暦)の順に記述してください。
 - ② 単行本から引用する場合
番号、著書または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年(西暦)の順に記述してください。
 - ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。
- 9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』（昭和61年）125頁

末弘厳太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻5号（昭和14年1頁）

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, “Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws”, *73 Columbia Law Review*〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, “Zu Leben und Werk Heinrich Triepels”, *Archiv des öffentlichen Rechts*〔または *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, “Préface historique à l’étude des notions de contrat”, *Archives de Philosophie du Droit*〔または *APD*〕13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

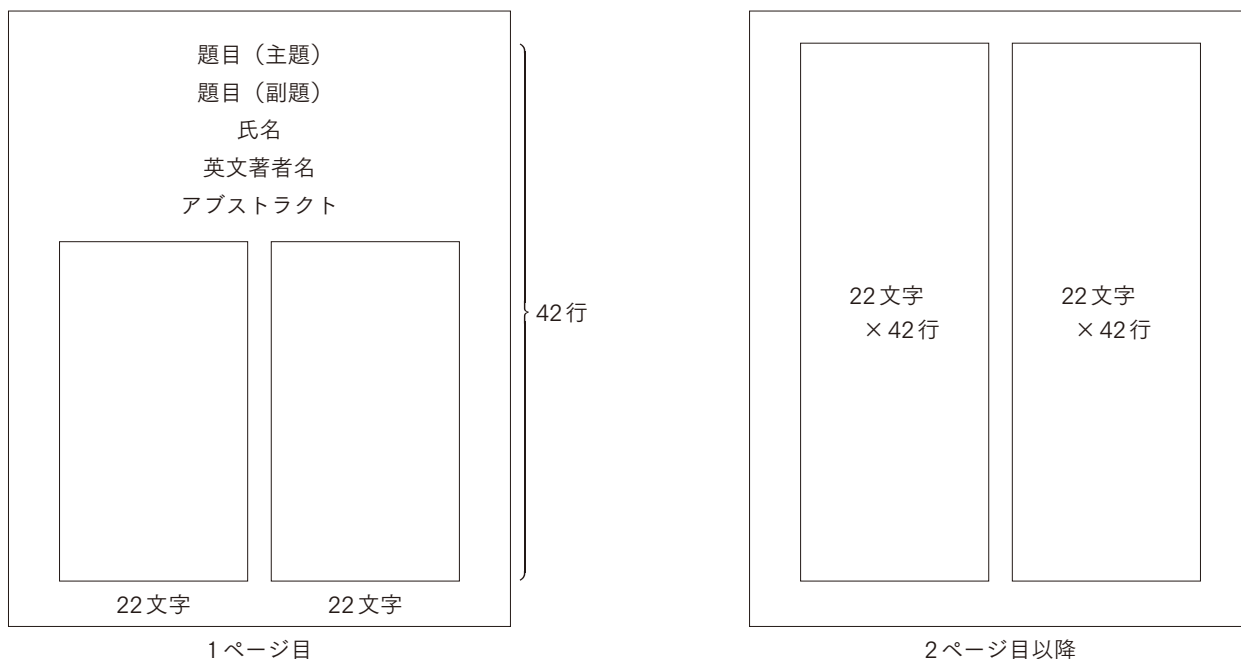
Wright, *op. cit.*, pp.226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p.202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



以 上

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS
VoL.34 No.1 October 2013
CONTENTS

ARTICLES

- Drafting process of Article 96 of Civil Code Kentaro ONO ... 1
- Migration Controls and States' Rights in the Antebellum United States Yoko KATO ... 17
- On the Practical Character of William Petty's Taxation Theory Katsumi YOSHIDA ... 31
- The Trade Theory of Classical School Toru KOBAYASHI ... 39
- 'Arctic Environmental Protection Strategy (AEPS)'
and the Diplomatic Initiative of Finland Fujio OHNISHI ... 49
- Relationship between HuanXing and Toten Miyazaki..... Keiko INOUE ... 59
- Poverty among Native Americans Isao TAKEI ... 67
- Un essai sur Salvatore Adamo : "Tombe la neige" Toshiyasu ISHIWATARI ... 77
- Motivational Differences for Students Learning Languages Hideyuki KUMAKI ... 87

MATERIAL

- Anthropological Study of Folk Medical Practices
in the Multi-ethnic Settings of North Sumatra, Indonesia Masanori YOSHIDA ... 97

執筆者一覧

〈掲載順〉

小野健太郎	日本大学国際関係学部	教授
加藤 洋子	日本大学国際関係学部	教授
吉田 克己	日本大学国際関係学部	教授
小林 通	日本大学国際関係学部	特任教授
大西富士夫	日本大学国際関係学部	助教
井上 桂子	日本大学国際関係学部	教授
武井 勲	日本大学国際関係学部	助教
石渡 利康	日本大学国際関係学部	名誉教授
熊木 秀行	日本大学国際関係学部	助教
吉田 正紀	日本大学国際関係学部	教授

国際関係研究

第34巻 第1号

平成25年10月31日 発行

編集者 佐藤 三武朗
発行所 日本大学国際関係学部
国際関係研究所
〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号
電話 055-980-0808
FAX 055-980-0879
印刷所 みどり美術印刷株式会社
〒410-0058 静岡県沼津市沼北町2丁目16番19号

ISSN 1345—7861

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS

VoL.34 No.1 October 2013

Institute of International Relations

College of International Relations

Nihon University

Mishima, Japan

<http://www.ir.nihon-u.ac.jp/>